

会 議 録

会議名(審議会等名)	小金井市男女平等推進審議会(平成19年度第2回)
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時	平成19年9月27日(木) 午後7時00分～午後9時00分
開催場所	市役所第二庁舎8階 801会議室
出席者	委員 荒川興子委員、伊藤真砂美委員、大久保結委員 小尾淳子委員、河合賀代委員、本川交委員 森屋佳子委員、諸橋泰樹委員
	事務局 伊藤企画政策課長、阿部企画政策課男女共同参画担当課長補佐 成瀬企画政策課男女共同参画室長、吉川企画政策課主査
欠席者	田村毅委員、山本修司委員
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり
会議結果	別紙会議録のとおり
提出資料	資料1 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成18年度) 資料2 市民意識調査調査票 資料3 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に対する提言

第8回小金井市男女平等推進審議会（平成19年度第2回）

平成19年9月27日（木）

午後7時～9時

場所：市役所第二庁舎

8階 801会議室

次 第

1 内容

- (1) 第6回小金井市男女平等推進審議会（平成19年度第1回）会議録の確認について
- (2) 男女共同参画の推進について
 - ・ 資料1 第3次行動計画推進状況調査報告書（平成18年度）
 - ・ 資料2 市民意識調査調査票
 - ・ 資料3 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に対する提言
- (3) その他

第8回小金井市男女平等推進審議会（平成19年度第2回）

平成19年9月27日（木）

【阿部課長補佐】 定刻となりましたので、これより第8回小金井市男女平等推進審議会を開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。次第書です。それと事前にお配りしています第3次行動計画推進状況調査報告書（18年度版）と市民意識調査の調査票です。お手元に第3次行動計画「個性が輝く小金井男女共同プラン」に対する提言と河合委員からいただいた、新聞の切り抜きの写しをお配りしてあります。

ございますでしょうか。

では、これから始めさせていただきます。きょうは、企画政策課長が出席しておりますので、あいさつをさせていただきます。

【伊藤企画政策課長】 後ろのほうから失礼します。企画政策課長の伊藤と申します。本来ですと、前回の会議に出まして、ごあいさつすべきところだったんですけども、市議会の定例会とぶつかっております、欠席させていただいております。その際に、お話があったかと思っておりますけれども、4月1日に組織改正がございまして、男女共同参画室につきましては、広報広聴課から企画政策課ということで、組織が変わっております。ただ、これまでと同様に男女平等の施策につきまして、一層進めていきたいと思っております。

本日は、2年任期の最後の審議会でございます、最後に当たりまして、忌憚のないご意見、苦言等、いろいろいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。

【阿部課長補佐】 前回の審議会の議事録をお手元にお送りしてあると思うんですけども、ご確認いただいたと思っておりますので、これをホームページに掲載をして、公開用資料として所定の場所に保管いたします。よろしく願いいたします。

何かございましたでしょうか。では、よろしく願いいたします。

それでは、会長に進行をお願いいたします。

【諸橋会長】 では、改めて、ごぶさたをしておりますけれども、私たちは、最後になります、年度第2回目の小金井市男女平等推進審議会を始めたいと思います。

きょうの議題は……、その前に会議録の承認ということによろしゅうございましょうか。何かありましたら、また出していただければと思います。

それでは、きょうの次第に沿って、まず第3次行動計画の進捗状況調査報告ということ、資料が事前に配られております。それと、きょうの議題はもう1点、市民意識調査です。これは、今、やっている最中かと思いますが、10月2日締め切りで、こういう設問が配られておりますので、この分析や経過の件。それから遅くなってしまいましたが、7月30日付けで提言を出しておりますので、私たちの仕事としては、これを市長に出したということで、いろいろ、こういう点をよろしくと書いてありますけれども、きょうは最終回ですので、これにつけ加えるようなことがあれば、ぜひお出しいただければと思います。

まず、昨年度の分になりますが、第3次行動計画推進状況調査報告書の進捗状況経過を検討したいと思います。事務局のほうから何か、特筆すべきところ、ここら辺に力を入れましたとか、ここら辺がまだですというご説明はございますか。

【阿部課長補佐】 実は、まとめたばかりで、よく検証していないんですけれども、未実施の事業がほとんど変わらないということで、この辺は事務局のほうから、各課に再度、力を入れてやってほしいということをお願いしなければいけないと思っています。庁内の連絡会議もありますので、そのときに、説明したいと思います。今、どこも忙しい状況で、新しい事業をやるのが難しい状況になっておりますので、その辺のことも考慮しながら、プッシュしたいと思っております。

【諸橋会長】 289事業のうち、39事業が未実施ということで、1割を超えているわけですね。特に目立つのが、課題1の未実施が多いように見受けられますが、これは部署とかをあれしていきますと、なかなかあれでしょうけれども、部署的には、課題1を多く扱うのは、企画政策課と企画財政部と思うんですけれども、多分こっちもひざ元だから、自分のところは自分で厳しくつけるということもあったと思うので、それにほかの仕事もしながらということで、かなりシビアに成績をつけられて、ほかの部署は、むしろわりと緩めにつけているところもあるのかもしれない。これに関しまして、皆さん方のほうでご意見はあるでしょうか。

事前に送っていただいたとはいえ、十分に検討されている時間がないかもしれませんが、事業の実施、18年度の実績に関して、あるいは19年度以降の予定に関して、気になるところがあれば、ご指摘いただけますでしょうか。

【河合委員】 よろしいですか。

【諸橋会長】 はい、どうぞ。お願いします。

【河合委員】 要するに、ことしは平成19年ですから、A、BのBぐらいまでとどめた観点で見なければいけないかなと思うんです。そういたしますと、ほぼ同じだと思います。

【諸橋会長】 未実施数が。

【河合委員】 はい。

一番いいのが、4番目の健康ですね。

【諸橋会長】 進んでいますね。

【河合委員】 Cは入れないとして、あとは、ほぼ同じではないかと思えます。

【諸橋会長】 まあ、Bぐらいまでですね。19年度の未実施ということで。

【河合委員】 必ずしも、1だけとは限らないようです。

【諸橋会長】 課題2も課題3も、未実施の数は同じくらい。

【河合委員】 パーセンテージにしてですね。

【諸橋会長】 どうでしょうか。

【大久保委員】 この中で男女共同参画室の担当になっていて、未実施のものはあるんですか。いっぱいあって、その中から探すのが……。

【諸橋会長】 担当部署が書いてあるんです。

【大久保委員】 書いてあるんです。所管から書いてあるんですけども、ただ、男女共同参画室と書いてはいないんです。

【阿部課長補佐】 企画政策課になっています。

【大久保委員】 もう企画政策課になっているんですか。

実際は、何件ぐらいあるんですか。

【阿部課長補佐】 未実施のところを見ますと、男女共同参画関係ネットワークづくりとか、女性海外派遣事業体験者組織等への支援です。Bですとジェンダー表現のガイドライン作成、市民意識調査は今年度実施しました。それと、国内派遣研修事業、女性学・ジェンダー研究グループへの支援があります。

Cにいくと、男女共同参画推進のための出前講座が未実施となっております。

【成瀬室長】 ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。特にA事業の男女共同参画室の状況ですが、女性海外派遣体験者組織への支援というところで、委員から組

織の実態がないとの指摘を受けていますので、形式的には未実施ということです。それと今回、担当課のほうにお願いをしたのは、事業として実施をしたものだけではなく、その趣旨に沿って、事業を行ったかどうかというところで検討をお願いしておりますので、通年事業の中で、未実施が実質的には増えていると思います。それは本来の事業はやっているけれども、今回、その趣旨に沿った事業ではないという意味で未実施と表示をしておりますので……。

【大久保委員】 これであれば、5ページの実施区分B、Cぐらいまでは、できれば今年度中に、きちんと成立させてほしいという指標なんですよ。このA……。

【諸橋会長】 そうです。

【大久保委員】 その中で、男女共同参画室の担当では、ガイドラインの作成がまだ終わっていない。今年度も未実施のまま、残る可能性がある。

【諸橋会長】 前も話が出ていましたよね。それからジェンダー統計も考えてはいるけれども、まだということでした。

【阿部課長補佐】 ジェンダー統計の関係ですが、市民意識調査を今年度実施いたしますので、それによって、データが出ますので、その後、何か、そういう資料をつくることは可能だということです。

【大久保委員】 ここでの統計は何年かに一遍改変するやつだから、それに反映させていけばいいんですものね。

【諸橋会長】 あとは、意外に講座ものが精細を欠いているという気が……。地元の学校とか大学とかと、あまり予算も使わず、うまくコラボレートしながら、女性学の講座とか子育て講座とか、いろいろと需要はあると思うんですけども。

社会教育のほうも、活発なわりにはあんまりジェンダー視点な講座がなさそうと、これはこの前の会議でも話が出たし、記録にも残っているんですけども、ここら辺がもうちょっと、ジェンダーのメインストーリーミングという視点がやってもらうことはそんなに大変なことでもないので、特に啓発事業が一番大事ですから、そういう雰囲気づくりをしていただけるといいんですが。

【大久保委員】 社会教育のほうでは、参画室が担当していて、出前講座をやりますとっているものなんかは、本来、わりと取り入れやすいんじゃないかなと思うんですけども、例えば小学校とか保育園とか、児童館もそうなんです、なかなか難しい。なんとというか、現実の目の前の問題のほうが先になるので、生涯学習だったら、学習していれば

いいわけだけれども、子育て支援講座みたいなやつは、もっと身近な問題から手をつけていくことが多いので、出前講座みたいな内容だと、ちょっと手がつけにくいかなという気はするんです。それをどうやって、出前講座という形ではなくて、それぞれが開く講座の中に滑り込ませるといふか、放り込んでいくかといふの、何か助けになるようなものがあると、それぞれの担当も少し気を使ってくれるのかなという気はするんです。

【諸橋会長】 同じネタでも、あまり抽象的ではなく、待ったなしのDVとか、あるいは年金とか夫の定年なんかだと、それなりに飛びついてくる気もするんです。あと、起業とか。何せ女性センターがないということもあるんだけど、もう少し啓発的なイベントがあちこちであると、町も活性化するんです。

【河合委員】 今、おっしゃっているのと、同じライン上にあるんですけど、公民館の各館にある女性学級を従来開催していたんですが、女性学級という名前をつけておくと女性だけのものに勘違いされるからといふので、男女共同参画講座という名前に変えてやっているところがほとんどになりました。ところが、その内容が、何でこれが男女共同参画なのというテーマがほとんどなんです。

【大久保委員】 どこかが、おしゃれがどうかこうとかいふのをやっていましたね。

【河合委員】 だから、各館でたこをつくろうとか、これをどうやって、男女共同参画に結びつけて終わるのかなと思って、ちょっと心配しているんですけど、そういったところから、もう既にずれていっているといふか、それはやはり、実施するほうの企画実行委員なり、職員なり、そういう方たちの意識が全然違うからなんじゃないかなと思って、います。かといふって、私たち、男女平等推進審議会委員が出ていって、違うわよといふのも役割かななんて思いながら、いつも悩んでいるんです。

【大久保委員】 それ見ると、がっかりするよね。

【諸橋会長】 だから、そういうところに隅々に入り込んでいくサポーターといふか、そういう人たちを養成するのも大事なんです。

【河合委員】 でも、それはやはり職員ですよ。

【諸橋会長】 職員の意識。

【大久保委員】 企画実行委員は全くの市民なわけだから、そういう意味では、お勉強した人たちではないわけだから、本来、そこは発想してアイデアを出していってつくる中で、もっと——アカデミックな問題なわけではないけれども、こういう問題提起をしていくのは、ほんとうは職員がやってくれないと、そこまでは、市民に期待するなよといふと

ころなんじゃないかなという気はするんです。

【成瀬室長】　　ちょっと補足させていただきますと、ここ数年、企画実行委員会に何回か参加させていただいています。公民館についても、従来の人集めの傾向に流れているという分館もありましたので、少し軌道修正をして、そういうところでこちらに参加してくださいということで、参加をしています。ただ、運用面の理論と実際との関係が、どうしても講座を開くということで、人を集めなければいけない。だから、男女共同参画や女性学級を全面に出しますと、申し込みがほとんどないという状況になっているのが実態なんです。ですから、来てもらわない限りは、何も対話できない。来てもらうためには、少しやわらかくして、興味を持ってもらって、その中に少しでも男女共同参画の視点を入れていかざるを得ないというのが現実の状況です。

事業は、参加人数として評価されるために、担当者及び市民企画実行委員は、苦勞しています。

【諸橋会長】　　そうだろうと思います。

【大久保委員】　　企画実行委員自体を集めるのも大変です。やめてしまった者としては、あまり……。

【諸橋会長】　　そこら辺に、まず館の職員の人たち自身が、そういう考えをちゃんと持って、人を集めて、そこでまたどういう方向づけをするかという考え方もありますし、事業自体が、1つの社会に向けての顔のつけかえということも考えられますから、引きこもっているよりはいいわけです。

そういう理屈をつけてもらうのは、一向に構わないと思いますが、そうやって館の職員や市民の企画委員の方々が、もうちょっとエンパワーメントして、理屈でも何でもいから、それをつけてもらえるような仕方で活性化していただければと……。

【成瀬室長】　　こちらに声をかけていただいたというのが、もともと男女共同参画講座を打ち出した職員が疑問を持っていただけということで、私なりに評価をしています。あと残りの分館が2つありますので、声かけを行いたいと思います。

【河合委員】　　別に、いけないというわけではないけれども、男女共同参画という講座にしたのであれば、やはり男性自身も一緒に考えていかなければいけない講座だと思うんです。だから、女性だけが美しくなって、るんるんに社会に出ることは、もちろんそれは必要なんですけども、じゃあ、それだけのお金を使って、男性も一緒になって、考えてもらうというものも、講座を10回開くのであれば、やっぱり入れなければ、そんな迎合

していたらいけないように思うんです。

【成瀬室長】 私たちも、分館の職員の方と話をしながらやっています。視点を変えて、男性のお化粧の話をしたらいいのではないかという話も出ました。そこはかなり担当者も苦しんだ上で、回数に入れています。

【河合委員】 こういう言い方はシビアになり過ぎかもしれませんが、税金を使って講座を開くわけですから、やはりそれでいいのかなと、私なんかは非常にクエスチョンがとまっているところなんです。自分のすぐ近くが貫井南分館ですから、準備委員会に行こうかなと思っておりますし、友人がやっていますので行こうかなと思っていたんですが、そのまま流れていますけれども、ちょっと、考えなければいけないときだなと思っております。

【成瀬室長】 まして今、市のほうで行政評価というシステムもでき上がってきておりますので、それに対しては、かなりシビアにやっています。

【大久保委員】 数字というところでですね。

今の話だったら、職員が、男女共同参画講座という名前にしたのにというところに引っかかったこと。それから、一応その講座の組み立てに苦慮してもらったという点では、すごく評価できるんじゃないですか。やっぱり、そういうことがすごく大事で、それがあから、こういうふうに出てきちゃうとわからないというのは、もったいないです。

ちなみに、もう女性学級自体がなくなっています。全部、事業の名前として、男女共同参画講座事業というふうになっています。公民館のほうでというか、生涯学習課のほうで。

【諸橋会長】 ほかは、どうでしょうか。たしか、提言のほうにも書きましたけれども、地域の学校との連携とか、まだまだ余地があると思うんです。それからサポーター——リーダーシップをとれるオピニオンリーダーといえますか、そういう人たちを優先して、各所に入ってもらおうという仕方も大事だろうと思います。そういう要所要所に、リーダーが欲しいという気はします。

【成瀬室長】 その関係で、補足させていただきます。国内研修事業参加補助金のところで、今回、実施方法を変えて、東京都内、近隣で開催されるものに変更しました。現実、申し込みが、1件です。金額的には、半額補助ですので、かなり小額になります。リーダー養成の事業として、このやり方でいいのかというふうに疑問は……。

【大久保委員】 出るのは、交通費だけなんですって。

【成瀬室長】 交通費と参加費です。ただ、都内で開催されるのは、ほとんど参加費が

かからないんです。

【諸橋会長】 その1件は、市民からの応募者ですね。どういう講座に。

【成瀬室長】 埼玉県の国立の女性教育会館のフォーラムの往復2日分です。

【河合委員】 やっぱり、それは1人1回ですね。

【成瀬室長】 そうです。

【河合委員】 その方が、また別の……。

【成瀬室長】 3年後——3年間の間でということになります。今までは、過去1回あれば、それで終わりだったんですけれども、期間を少し工夫しました。

【本川委員】 そのリーダー養成みたいなことを、もし心がけるのであれば、1回きりとか、3年期間を置かなければ応募できないということを、まず取り払わないと、3年間もたっちゃったら何にもできないです。

【河合委員】 歳とっちゃいますもん。

【諸橋会長】 集中してやるときに、が一っと……。

【大久保委員】 あまり同じ人ばかり行ってもということなんでしょうけれども、せめて1年に1回ぐらいの……。継続して、毎年そういうところにきちんと出ていくことが、その人の勉強になって、その人がリーダーになってくれればいいわけです。

【本川委員】 実際には、応募者がいないわけじゃないですか。

【大久保委員】 たしかに、あればね。

【本川委員】 あったら、次、ほかの方に譲ることもいいけれども、ない場合は頑張っ
て勉強していただくというのは……。

【諸橋会長】 逆に3回までは、いいみたいに。

【大久保委員】 前の海外派遣のときは、結構しっかり、がっつり送り出して、帰ってき
て報告会もあって……。今の状態だと、少額とはいえ、せつかく市のお金を使って行
ったのに、報告する場も特にないんです。一応。

【諸橋会長】 レポートは出す。

【大久保委員】 でも、せめて、行ってきたら、一応関連団体ということで女性ネット
ワークのサロンでお話をしてもらおうとか、そういうのに、参画室から、この方が行きまし
たよと、行った方がいますよと女性ネットワークのほうにお知らせがあれば、じゃあ、今
度その人を呼んで、どんな勉強をしてきたのか聞いてみようかと。それでもいいんじゃな
いでしょうか。個人情報ですから、だれそれさんが行ってきましたというのではなくても、

この前、そういうことで行った方がいらっしゃいますということだけでも、情報として出て……。

【成瀬室長】 その方は、地域の中でお話をしています。

【大久保委員】 そういう場面をしっかり設けてもらえれば、そういうのがあるんだということもわかるし。

【本川委員】 でも、少なくとも派遣をするということであれば、少額だからって遠慮することはないと、私は思うんです。応募のところに、きちっとした条件をつけて、それを納得した上で、参加すれば、帰ってきたときに還元するのは当然のことなわけですから、あんまり遠慮なさないで報告していただいほうがよろしいんじゃないかと思うんです。

【成瀬室長】 かなり報告にも時間はかかっていますので、それ相当の努力をいただいています。

【本川委員】 いや、それでいいと思います。

【諸橋会長】 あと、今、話があったように、リーダーになってもうためには、1回こっきりのそれだけじゃなくて、かなり集中して、長期間勉強してもらう必要があります。ほかの地方自治体ですと、やっぱり半年間とか1年間とかかけてリーダー養成講座をしています。僕は、岩手で毎年呼ばれて10数年ですけれども、10何期生とかいわれて、あちこちの審議会の委員になっているわ、議会にまで打って出た人はいるわと、やっぱり10年もたつと、それぐらいの人が育ちます。

この前、三重県の四日市の地域リーダー養成講座も行きましたけれども、まだ2期生で、発足して3カ月の人たちで、男女共同参画って何ですかとわからない人たちでしたけれども、意欲はありました。定年後のぼちぼちの男性3人ぐらいと、女性が何人かで20人ぐらいいたかな。育つか育たないかは、ちょっとよくわからないところでしたけれども。

【本川委員】 だったら、あまりいろいろなことに分散しないで、例えば、このおひざ元にいい方がいらっしゃって、あちこちに。だったら、もっと地域で……。

【諸橋会長】 地域でやってもらって。

【本川委員】 いや、先生のこと。そんなことも考えていったらいいのかもしれないね。

【諸橋会長】 ある人材が学芸大だろうが、農工大だろうが、いろいろ人はいますので、ほんとうに、ただじゃないですけども、安くつくって……。

【大久保委員】 そういう役割を公民館に果たしてほしいなと思うんだけど、なか

なか難しいんだよね。

【諸橋会長】 いきますよ。何でもしますから。

【本川委員】 何が難しいんですか。

【大久保委員】 まず、企画実行委員の人たちに、それを説明しても、皆さんぼか一んで反応してもらえない。二言目には、職員に、それでは人が来ないと言われる。ここでくじけず頑張ったとしても、例えば準備会を開いて、企画実行委員や職員以外の人に来て、応援してくれればいいけれども、そうじゃないと、何となく、それ以上のことはできないですね。

実際、10回とか、講座の予算があったとしても、養成講座みたいなものだったら、本来は間口は広いはずだし、だれでも対象になると考えられるんだけど、なかなか対象が絞りづらいというところで、集客量が逆に減る場面もある。要するに1人ではできません。各館に6人いるんだから、そのうちの3人ぐらいが一緒にやってみようかならばなる感じです。

【本川委員】 よそでいろいろなことを伺うと、男女共同参画とか男女平等何とかというようなのを打ち出したときに、一番人が集まるのは、やっぱり男性の料理教室みたいな。

【諸橋会長】 全くそうです。

【大久保委員】 それは小金井も一緒だと思います。

【本川委員】 もし、そうだとすれば、そういうことを集中的にやっていくうちに、何かをそこの中からすくいあげるといような、地道なことが大事なんだろうなと。ただ、文字的に連ねていっても、実際には、なかなか掘り起こしなり——意識改革なんていうと、ちょっといけないのかもしれませんが、意識の上で、男女平等、男女共同参画ということが、まだ素直に受け入れられない部分が随分大きいのではないかなという気がしているんです。

【大久保委員】 講座を組んでいるというか、前に企画の実行委員をやったときに、5回連続講座で男性の料理教室を企画したんですけども、男女共同参画講座でやったから、何とかして男女共同参画——ただ、料理をして、奥さんに食べさせるのではなくて、もう一歩進んだところを何とか折り込めないかと頑張ったんだけど、やっぱり難しい。それをするには、かかわる人、みんながその視点に立たないと、結局余計なこと1点になってしまう。

だから、そういう意味では、そこを後押ししてくれる、例えば職員がいれば、もう少し

すんなりいくのかなとか思いつつ、いつも挫折していました。

【本川委員】 そうすると、職員の意識改革から……。

【諸橋会長】 そういうことになる。

【本川委員】 でしょうね。今話を聞いていると。でも、こういう経験を幾つか重ねるうちに、随分そういうのが浸透してきつつあるのかなというふうには期待しています。

【諸橋会長】 まさに職員の意識調査をやったのなんかも、そういうふうを利用して、こういう視点を持ってくださいという研修とか、そういうのに使っていないと、せっかくのあの膨大なデータも無意味だと思いますので、こういうデータは、ぜひ職員への研修に使ってほしいですね。市民が動かないなら、職員のリーダーシップでやってもらうしかないんでしょうから。

【河合委員】 よろしいですか。

【諸橋会長】 はい、どうぞ。

【河合委員】 職員の意識調査は、ほんとうにきちっとまとめていただいて、これはすごく参考になったんです。それで最後のときに申し上げたと思うんですけども、職員の方がきちんと、いろいろ疑問点を投げかけてくださったことに対して、答えはもうしたんですか。

【諸橋会長】 自由記述はかなり本音が出ていますから。

【河合委員】 これに答えないといけないですねということは申し上げたつもりだったんですけども……。これです、意識調査の後ろの23ページ。

ここに、いろいろ皆さんが自由記述してくださったことで、前回の会議のときだったと思いますけれども、やっぱりこれにはきちんと答えなければいけないんじゃないでしょうかという、疑問を投げかけて放りっぱなしではいけませんねという……。

【大久保委員】 別に名前とかはないわけでだから、それこそ参画室のホームページで、こういう質問が職員から出たというのは、ものによってはまずいものもあるかもしれないけれども、まずくないのは、こういう質問についてという、ほんとうに1問1答式で解答とかを載せたりはできないでしょうか。

【成瀬室長】 理論的にはできます。

【諸橋会長】 これ自体の調査結果を職員にフィードバックしたんですって。

【成瀬室長】 まだやっていません。

【諸橋会長】 まだですね。プレスリリースもしていないんですね。

【阿部課長補佐】 調査報告はホームページには載っています。

【諸橋会長】 載っていましたよね。

【阿部課長補佐】 前回、こちらのほうでつくった分析をお示しして、それに対するご意見をいただいていたんですけども、ちょっとその辺もあわせてやっていただければよかったかなと思います。時期が大分ずれてしまいましたので……。

【諸橋会長】 でも、別にそんなにすぐに古くなるものでもないでしょうし、次回行うのも、また何年後でしょうから、やっぱりこれだけやって……。

【成瀬室長】 今回、行われます市民の意識調査もあわせて、1つのものとして考えれば、職員意識調査の分析と同時並行してやっていくと思います。

【大久保委員】 一緒のほうがいいかもね。

【河合委員】 決して、そんな、これが職員かと疑問符がたくさんつくほど勘違いはされていない。だから、男女平等が、どういうことか理解されていないということで職員の實力、能力の問題ではないんです。

私たち一般市民だって、男女共同参画って一体何と言われてちゃんと答えられる人が少ないのと同じように、職員の方たちだって、いろいろこういうアンケートをさせられて、実際、間違ったスタートラインから、ずっと答えを言っていけば当然違ったものが出てきてしまうわけですから、そのベースになるきちんとした考え方を持っていたかなければいけませんねということ、前々回、前回申し上げていて、それは私たち推進委員会がやるべき仕事なのかはちょっとわかりませんが、今回の委員会では、もう時間がないから、次回の方たちにお任せするとか、そうなると思いますが、すごくいい意見をいっぱい言ってくださっているんです。だから、私たちも誠実に答えなければいけないと思います。

【諸橋会長】 それで答えることで理解してもらって。

【河合委員】 そうです。企画実行委員と同じ力を持って職員が働くのであれば、やっぱり正しいものをきちんとベースに持ってやっていただかないと、最初から男女平等なんて女が出しゃばる場じゃないかぐらいにしか思っていない職員が男女共同参画講座を持っていたら、やっぱりどうぞお好きにやってくださいになるわけじゃないですか。だから、勘違いのないようにしていただくべきことだと思います。

【諸橋会長】 そのための実態調査ですからね。

【河合委員】 はい。これ、23、24を繰り返し皆さんが読んで、私たちも職員の方

がこういうふうに思っていらっしゃるのかということがわかると思います。

【諸橋会長】 ぜひこのデータを使ってフィードバックして、それをそのまま研修につなげていただいて。

【河合委員】 そうです。

【阿部課長補佐】 一応、庁内の連絡会議というのがあるんですけども、各部の庶務担当課長及び男女共同参画施策関連課長ですね、そういう会議を近々持ちますので、そこで職員の意識調査の結果についてもお話しする予定です。

【河合委員】 はい。

【諸橋会長】 ぜひそれは、このデータのフィードバックと研修をお願いしたいと思います。

ほかはどうでしょうか。こちらの進捗状況ですけども。今、公民館の講座あたりの話が多かったんですけども。

今、ほかの自治体もそうですけど、参加した市民がどれほどエンパワーメントしたかという、そこまで評価をするようになってきていて、この前、全国女性会館協議会の、全国の女性センターの集まり、協議会があるんですけども、その新しい事業で、1つは『かたらい』みたいな、ああいう年2回とか1回とかクォーターで出している啓発雑誌がありますよね。あれの表彰。

それからもう1つは、各センターがやっている事業、子育て講座とか、パソコン講座とか、男性のエンパワーメントとか、そういう講座を寄せてもらって、その審査をしたんですけども、やっぱりすごいところは、パソコン講座参加しました、就職率何割ですという、そこまで評価を出して、大田区がそうでしたけれども、3カ月後の実態調査をしたところ、4割か5割の人が働いていましたとかそういうデータまで出して、うちの講座は成功していますと。そこまで持ってきていますよね。

この前、府中市もそんなことで話が出て、何回、述べ112人の参加ではなく、実質何割就職したかをやるべきだと、そこまでやらなきゃいけないと、そんな話も出ているぐらいですけども。やっぱりやった、やらない以上に、そういう成果が求められるというのは、まさにそこまで来ているんだろうと思います。

いかがでしょうか。これらの一覧のほうは、未実施かどうかというのはちょっとわかりづらいのかな。進捗状況に未実施と書いてあるのが、それが一番いいのか。わかるのか。

【河合委員】 そうですね。18年度の欄に未実施と書いているところが。

【諸橋会長】 それですね。それがそうなんですね。

【大久保委員】 4ページからが未実施一覧なんですね。

【本川委員】 Aで未実施だったとすると、ずっと未実施になっちゃう危険性というのはないんですか。

【大久保委員】 大分あると思います。

【本川委員】 ありますよね。

【諸橋会長】 確かに未実施じゃね。

【本川委員】 それで、さっきもありましたBで「19年度までの実施を目指す事業」という、非常にあいまいですよ。そうすると、目指したけれどできませんでしたと終わってしまう危険性が。

【諸橋会長】 確かに、来年やりますとでも書いてくれればまた別だけどね。

【大久保委員】 何で未実施なのかというほうがほんとうは大事でしょう。だから、さっきAの区分で、男女共同参画室の担当のものが2つ、海外派遣事業がありましたけど、こうやってはつきりと理由があるから、ここはAで未実施にはなっているけれども、実際にはもう事業としては必要のないものであるということなわけじゃないですか。ほかのものにもそういうものもあるのかもしれないので、そこはもう一步突っ込んで、少なくともAのものだけでも聞くとかいうのはあったほうがほんとうはいいのかなとは思いますが。今年度が終わって今年度の評価をする時点では、それがBまで入ってくるわけでしょう。

【本川委員】 よく聞く話だと思んですけども、要するに項目がないと予算がとれない、それから、新しいものはなかなか手をつけられないとかいう、そういう傾向というのは非常に多いんでしょうか。

【阿部課長補佐】 新規事業というのはなかなか難しいですね。それに対する補助金がついているとか、そういう場合は予算は認められやすいですけども、新規の場合はなかなか難しいです。

【成瀬室長】 継続するかどうかというところには、行政評価の見直しという項目があります。ですから、そこが廃止するということになれば、その事業が結果的になくなっていく可能性はあるんですが、そこは担当者がそういう意向でし続ける場合がありますし、管理職のところ、2次評価、3次評価というふうに変ってきますので、最終的にその事業をどうするかというところが第3次のところにかかわってきますので。

ですから、それにかわる事業としてこの新規事業を認めるかどうかというのは、また別

のことなのですが、かといって新規事業を認めないというわけではありませんので。やはり相対的にその予算がどうなるか、減るものがあるって、かわりに立てるものがあるということであれば、私も専門ではないんですが、枠内の予算に変わりつつありますので、その辺がどういうふうに影響してくるか。これは所管課と同じ部の中の調整になりますので。

【大久保委員】 こっちがなくなったから、じゃあ、その分で新しい事業をやろうということは、そんなにすごく難しい、ゼロからやるよりはまだ可能性があるみたい。

【本川委員】 このAというのはいつからでしたか。

【成瀬室長】 Aというのは、通年ですね。毎年という意味です。

【本川委員】 毎年やろうということですね。

【大久保委員】 少なくとも、この計画をつくった段階でもう既存事業であって、それを今後も継続ということでしょうね。

【本川委員】 そうですね。それがいまだにできてないということであれば、やはり……。

【成瀬室長】 ですから、それは先ほどお話ししたとおり、その資料に沿ってやったかどうかということの結果、事業はやっているんですね。

【本川委員】 そういうことですか。

【諸橋会長】 そういう視点はなかったということはあるかな。

【成瀬室長】 その項目に沿っている趣旨が前段にありますので、それに沿ってやったかどうかという結果なんです。

【諸橋会長】 そういう意味ではちょっとシビアというか。

【成瀬室長】 ですから、同じ事業名であっても、別なところでは要は実施になっているところもあります。ただ、その中にその趣旨を幾つも踏まえてやっていけばすべて実施になってしまうんですが、ですから、今回は、実施というのは中身を問うたと。

【諸橋会長】 中身を問うたわけですね、すりゃいいというもんじゃないと。

【成瀬室長】 はい。それは前回は指摘を受けていますので。

【諸橋会長】 そうですね。

【本川委員】 わかりました。

【諸橋会長】 いかがでしょうか。もうこれで1時間たちちゃった。これだけの事業があるとまたあれです。

それから、やがて第4次の行動計画あたりは、あるいは3次の紹介編といいますか、前

倒しといますか、そういうことも出てきますよね。多少整理して、これはもういいや、やめちゃおうとか、あるいはこれはちょっとタイトルを変えましょうとか、そういうことになると思うんですよね。これは我々がたしか3次をつくって、このときは膨大な資料を1つ1つ吟味しながら、これは何？ あれは何？ とか聞いて、全部整理し直したりしましたよね。

【成瀬室長】 今年度で、行動計画のちょうど真ん中でした。

【諸橋会長】 真ん中ですね、折り返しか。苦勞してつくったんだよね、これ。

【河合委員】 大変でしたね。

【諸橋会長】 1つ1つ全部ばらして今のものなんです。実際、中身も、何やっているのかとか聞いてね。だから、それなりに吟味したものではあるんだが、いざこう並ぶとという気はしますね。

これは、よその自治体もこれぐらいの事業数でしたか。あんまり比べたことはないけど、多いほうかな。

【成瀬室長】 事業数としては、そんなに突出した状況では。他市と同じですね。

【諸橋会長】 他市と同じぐらいかな。そうか、300前後ってそんなものですかね。やっぱり長い目で見ると、職員の意識アップと市民のサポーターですかね。

【河合委員】 次の行動計画がどういうふうになるかわかりませんが、やはり定年退職した男性、前の介護の話もそうですけど、定年退職された男性の力を大いに利用という言い方は大変失礼かもしれませんが、ほんとうに生き生きと生活していただくために、男女共同参画講座などに取り入れていっていただきたいと私は希望をするんです。

せっかくあれだけのパワーを持っていらっしゃる方たちなのに、埋もれているのはいけないなと思っているんですけれども、どんなものでしょうか。

【成瀬室長】 その生活にゆとりがあって、そのまま自由自在になっていく方はほとんどわずかだと思います。ですから、退職されてもやはり仕事に就かれている、就かざるを得ないという方が私は過半数を超えていると思いますので。

【大久保委員】 実際の意味で帰ってくるのは、10年後ぐらいなんじゃないでしょうか。5年後、10年後、その人たちが70代とか、70代を超えて、それでもう再就職した先もやめて帰ってくるのは、多分そのぐらいのころなんじゃないかな。思ったより2007年問題だけ、そんなに……。

【諸橋会長】 いきなりオッサンが町中に増えてはいますね。

【大久保委員】 少なくとも5割とか、そこまでは感じないよね。

【河合委員】 でも、65になられた方たちというのは随分いらっしゃいますよ。

【大久保委員】 今、逆にわりと町で見かけるといふか、よく出先で会うのは、70代、80代なの。おじいちゃん。どちらかといふと、60代よりは。60代は、何か企画とかをやってもあんまりいない。若いなこの人とか思っても、大体70代。悠々自適になられて、地域の活動に出てこられている方は。だから、多分60代はまだみんな働いているんだろうなといふのが。

【諸橋会長】 まだしばらくでしょうね。

【大久保委員】 70代、80代の人たちを対象に、男女共同参画は小娘では語れませんといふ感じなんだよね。

【河合委員】 いや、そんなことないです。男女共同参画といふのは、やっぱり意識ですから、頭でわかっているのと行動に移すのとはまた別なんです。だから、理解しているといふことがいかに重要かといふところを。

【大久保委員】 だから、その理解を促すのが、やはりね……。要するに、それこそ意識を変えなきゃいけないわけで。

【河合委員】 ちょっと名前を出してはいけませんけど、私、65以降七十二、三の男性の方と今ずっと仕事を一緒にしていますけれども、やはり考え方は、社会のトップクラスでやっていらした方たちだから、意識も非常に企業的な、もう企業戦士なんです。それで、娘が自分の老後を見ないといいと、お父さんの財産は全部使ってもいいから、あなたたち2人は、ちゃんとケアつきに行っちゃおうだといふたら、そんな娘におれは絶対財産やらないといふふう。でも、よく考えてくださいと。お嬢さんに、仕事をやめて自分たちの面倒を見てくださいといふほうが酷じゃありませんかといふたら、いや、そんなことはない。おれが今まで生きてきたところでは、両親の面倒を見てきた。おれは、我慢して子供にいろいろ与えてきた。それを今ごろそういうことをいふと。だから、そうじゃないでしょうといふ話をいろいろしたんですけども、「そうかな、そういう考えが今は主流？」といふから、「はい、主流です」と。

ですから、そういうのがわかって気づいてくださるといふことだけでも違ふと私は思っているんです。だから、すごい情熱を燃やしてやっているわけなんです。だって、それが結局次の世代への理解の一步でしょう。意識改革といふのは、やはりあしたから変わるものじゃないといふふう。それこそ60年前の女性たちが男女平等を——その当時は男女

同権ですか、やっいて、今になってやっと当たり前と思っているわけじゃないですか。それと同じですよ。日本の場合は、私たちが今声を大にして言わない限り、やっぱり後には続いていかない。逆戻りしていくと思う。だから、そういう意味で非常に地道だけど、やっぱり気がついた人がやっいていかない。

言い方は失礼かもしれませんが、70の高齢者の女性、男性にかかわらず、もう面倒くさいわ、あの人たちという、そういう考え方ではやっぱりいけないんじゃないかなと私は思うんです。だからこそ、できたらそういうチャンスがあるような講座も設けるべきじゃないかなと提案したかったんですけど。

【小尾委員】 先ほど65歳ぐらいまで、結構皆さん、今、働いている方が多いですね、男の方って。私も、今、自治会ですとか老人会にちょっとかかわっているんですけども、仕事が終わった後に一番身近で入りやすいところは、やっぱり自治会とか、そういうところなんです。皆さん、こんなにも仕事人間だった人たちが、すぐこういうふうには自治会のところに来て、皆さんと一緒に祭りですとか、いろんな行事に参加をしていらっしゃるわけですよ。

その中から、私たちと色々な話が、普通に話ができますよね。「あ、今ってそういう考えなのか」とか、色々な形が自然な形で、皆さん対等に対話ができる。その中から男女共同という、こういう1つの意義とかということもわかってくるんじゃないかなと。

私も改めて、男女共同参画がいかなるものかという形をパンと押しても、それは皆さんも入り口から入っていきかなという気持ちにならないんです。やっぱり身近な対話の中から、そういうことについての意識を皆さんの中に入れていくという、これが今実際に自分でかかわっていて、あ、こういうことなんだと、80ぐらいの方まで一緒になって私たちと色々なことをやる中から色々な話ができるというのは、これは一番身近な意識改革のできることだなということを感じています。

【河合委員】 すばらしいですね。

【諸橋会長】 ほか、どうでしょうか。まさに団塊の対策といいますか、その人たちのエンパワーと、それから地域で男女共同参画を引っ張ってもらい、あるいは協働してやってもらおうというのは大事なことですし、今すぐでないにしても、どうせ必ずやってくることですから、ぜひ準備はしておいたほうがいいと思いますし、うまく引き込むチャンスだということは全く間違いないと思いますので、ぜひそういう視点をもっと持つといいと思います。

【河合委員】 それと、この表記の問題なんですけれども、クォーター制というのと、音引き、「クォーター」というのと「クォータ」と混在しているんです。これはやはりきちんとした正しい言葉で表現するほうがいいと思いますので、ぜひ統一してください。

【阿部課長補佐】 はい、わかりました。

【諸橋会長】 ほか、どうでしょうか。例えばここまで進捗状況の調査をまとめていただいて、とにかくこれはまとめるのが仕事じゃなく、これを使って次の事業に生かすというのが、だからまず自己反省して次の事業に生かしていくという確認の段階ですので、このデータを死蔵することなく、ぜひ有効活用していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、議題2に移っていいですか。まだあれば、後でまた遠慮なく出していただいて結構ですが。

【河合委員】 ほんとうによくわかりやすくまとめていただきましたね。ご苦労さまでした。

【諸橋会長】 ええ、大分わかりやすいと思います。これ自体は、市民にも公表される、置かれるわけですね。

【阿部課長補佐】 はい。

【大久保委員】 これは全部ダウンロードができるようになるの？

【成瀬室長】 PDF化したもので。

【大久保委員】 すごい量になっちゃいますね。

【諸橋会長】 すごいよね。

【大久保委員】 でも、役所の7階まで行かなくても見れるというのは……。

【諸橋会長】 というのはありがたい。もちろんこのスタイルで何か所かにも置くんですね。

【成瀬室長】 そうですね。

【河合委員】 すごくわかりやすくなりました。ご苦労さまでした。

【諸橋会長】 ありがとうございます。

では、意識調査のほうをちょっとごらんいただければと思います。これは、ぱらぱら説明もありましたけれども、必要にして大体重要なことは入っているとは思いましたが、ちょっとこれは経過をご説明いただけますか。

【阿部課長補佐】 市民意識調査ですけれども、9月14日にこちらから発送いたしま

した。男性1,000名、女性1,000名、無作為抽出で発送いたしまして、10月2日が提出の締め切りとなっております。

今現在の回収状況ですけれども、きょう現在で510通、回収率25.5%になっております。また締め切り間際になったら多くなると思いますけれども。前回、前々回あたりですと、大体四十何%ぐらいだと思いますので、そこまで行けばいいかなという感じがしております。

【諸橋会長】 四十何%は高いですね。

【阿部課長補佐】 はい。意見欄を見ますと、子育て支援とか、教育関係のご要望とかのご意見が多く書いてあります。

【諸橋会長】 ありがとうございます。

【阿部課長補佐】 一応、回収までは市で行って、集計と分析は委託に出します。それで、その冊子ができるのが3月上旬になりますので、またそのころ皆さんにお示しするような形になると思います。

【諸橋会長】 1,000通近く来ると、入力するのはとても大変になりますしね。

【成瀬室長】 前回と違うところは、前は催告状という、出し忘れないようにというはがきを出しているんですけども、今回はやりません。

【諸橋会長】 後追いをしていない。まあ、35%ぐらいかな、35%行けばいいかな。3割ぐらい戻ってくれば、いまや予想法では御の字ですから。どうでしょう、設問はいまさら直せませんけれども、何かご意見ありませんか。

【河合委員】 ちょっと質問ですが、1,000名、1,000名無作為抽出、ランダムだとおっしゃったんですが、年齢もランダムなんですか。

【成瀬室長】 そうです。

【河合委員】 そうすると、例えば40代が偏って出てくるということもあり得るわけですね。

【成瀬室長】 きょうは資料を持ってきていないんですが、私のほうでリストをもとに年齢別、世代別の一覧はつくりました。一応、バランス的にはそんなに偏っていないという結果です。

【河合委員】 はい、わかりました。

【諸橋会長】 無作為抽出は、サンプル母数とほぼ同じ形になるということで統計的には言われていますね。もっとも返す、返さないでまた違ってきちゃいますけどね。

【河合委員】　　そうですね。

【成瀬室長】　　お問い合わせの関係ですと、どうしても高齢者あてに送られたということで、もう本人は関係ないという方からは何件かございました。

【諸橋会長】　　ありましようね。

【河合委員】　　私、1カ所だけすごい不満があるんです。

【諸橋会長】　　どこでしょう。

【河合委員】　　1ページ目なんです。問1のア、イのイです。「男女ともに仕事をし、家事、育児は主に女が分担する」、これは「女性」ですよ。

【大久保委員】　　あ、ほんとだ。上は女性になっているのね。

【諸橋会長】　　ここだけ女だ。

【河合委員】　　それで、下も「男性」とちゃんと書いてあるのね。だから、「女が」がちよっとこれ……、出だしなのになと思って。だから、やっぱりこれは「女性」でしたよね。

【大久保委員】　　これは多分校正のミスですよ。

【成瀬室長】　　こちらのミスですね。申しわけございません。

【河合委員】　　ここだけです。女性が見たら、わっと思うんじゃないかなと思いました。

【諸橋会長】　　だから、これはちょっとバランスといいますか、シンメトリーになっていないというか、アイウである種1セットなんですよ。役割分担として。こういう聞き方をすると、例えばアの1番に丸をし、同じ人がイの1番に丸をしとか、矛盾する答えが出てくることがあるんですよ。これは本人は何も考えずにつけている人もいますから。理論的には「育児を分担する」と言っているながら、2問目、イを答えると、あ、それはそうだとまた「そう思う」に丸をしちゃうと、本来でしたらアとイは二律背反といいますか、排他的なものだと思いますので、アの1に丸をした人は、イの2か3に丸がつかないといけないと思うんだけど。その辺がちょっとあれかなと思いましたけどね。

【大久保委員】　　20歳以上の小金井市民というのは、今、実際には何人ぐらいいて、そのうちの2,000人は何割ぐらいの人に渡ったんですかね。

【成瀬室長】　　大まかな数字で申しわけありませんが、男性、女性の約4万7,000前後の数字で、そこから2,000ということです。ですから、合わせて9万ちょっと超えるんですけど。

【諸橋会長】　　たしか10万に近いはずですよんね。

【河合委員】　　11万人……。

【大久保委員】 11万のうち、20歳以上だと9万人ということ。

【河合委員】 私、最後の用語の解説をつけてくださったのがすごくよかったなと思って
おります。うれしかったです。

【諸橋会長】 そうですね、これは勉強になりますね。これはいい勉強になります。

【河合委員】 ただ、何でだと思ったのは、男女平等基本条例はどうして用語の解説が
ないのかなと。

【諸橋会長】 小金井の条例のPRがなくて。

【河合委員】 何かクエスチョン、クエスチョン……。

【諸橋会長】 うちもこういうのがあるんだよということをちょっと書いておいてほし
かったですね。

【成瀬室長】 こちらとしましても、優先度を考えながら裏面の1ページ以内で。

【大久保委員】 用語解説だけで3ページとかなってもね。

【諸橋会長】 確かにね。どうせ返しちゃうんだしね。これも手元に置けるように、別
紙にしてもらえばよかったかな。

【河合委員】 そうですね。

【諸橋会長】 これはどうせ返してきちゃうもんね。だから、後でいろいろ思いつくこ
とがあるけど。

【河合委員】 とても良かったです。

【諸橋会長】 私もそうだと思います。

いずれにしても、これも役立てていただいて、これはある種また何年後かにどう変わっ
たかという基礎的な変化の資料にもなりますので、当然前回との比較も必要になりますが、
お役立ていただければと思いますので。

先ほどありましたけれども、市民の役所の職員の意識調査と一緒に発表するとかいう感
じですか。

【大久保委員】 来年の男女共同参画の集いの何かちょっと……。

【諸橋会長】 いいネタになるね。

【成瀬室長】 職員の意識調査は、今回、『かたらい』のほうで具体的に取り上げていま
す。今おくれておりますけれども、年内に発行できると思っています。

【諸橋会長】 かつ、ぜひ職員の意識調査はフルレポートを使って、なるべく全職員対
象に研修をしていただけるとありがたいですけどね。このデータはこう読む、職員はこう

いう考えだ、それから先ほど河合さんが言われているように、自由記述ではこういう疑問もあるでしょうけど、こういう考え方なんだということをちゃんとフォローしておかないとね。ぜひやっていただければと思います。それから、市民意識調査も貴重なデータだから、いろんなところで報告してもらって。

職員意識調査も市民意識調査も、これで3年食えるというぐらいのデータだと思うんです。僕が学者だったら、取っかえ引っかえあっちで使い、こっちで使い、ここで論文にし、あそこで講演に使いとやりますよね。

【河合委員】 これは10月2日以降、ほかの人にも見せていいですね。意識調査のこの……。

【成瀬室長】 用紙はもう見せていただいて。

【河合委員】 もうよろしいですか。

【諸橋会長】 問題ないですか。

【河合委員】 ちょっと今度会があるものですから、すごく参考になるんじゃないかと思ひまして。じゃあ、もう外部に出してよろしいですね。はい。

【大久保委員】 こがねいパレットで配って、パレットに来た人だけに。

【諸橋会長】 やってみてよ。

【河合委員】 それもひとつおもしろいことですよ。

【諸橋会長】 その場で答えてもらうというのは意味がありますよね。統計にはならないけど、自分自身考えてもらって。

【大久保委員】 こういうのを市がやったんだよと、なかなか中身まで難しいですよ。ホームページにいくら出したって、どこかでいくら報告書を出したって。

【諸橋会長】 リアリティーわくし、私だったらどう答えるかなって考えるし。

【大久保委員】 こういうふうな形の冊子になるよりも、この調査票のほうが結構興味を引くじゃないですか。こんなことをやったんだという、それこそ自分もやってみようと思って。

【諸橋会長】 いろいろね。

【大久保委員】 そこでそういうふうにして、パレットとか何回かそうやって出していけば、報告書が出たときにも、どうなっていたのか実際に見てみようというところまで行けるといいんじゃないでしょうか。

【諸橋会長】 この質問は、あちこち配るだけでも意味があると思うんですよ。

【大久保委員】 ぜひそのとき、「女性」を直していただいて。「女」は「女性」にして
いただいて。

【諸橋会長】 それは直して。

【河合委員】 もう1つ直していただけるんですしたら……。

【諸橋会長】 まだありますか。

【河合委員】 それは、問17なんです。問17に「社会でセクシャル・ハラスメント
(性的嫌がらせ)」となっていますね。それが、最後の用語解説のところになると、「性的
嫌がらせ」という言葉はどこにも出なくなっちゃうんです。ですから、やはり「性的嫌が
らせ」と書いておいて、「相手の意に反した」というふうにするか、同じ言葉なんだから。

【大久保委員】 後ろのほうに「性的嫌がらせ」という言葉を入れるとかね。

【河合委員】 入れたほうがいいかなと。言葉というのは同じものなんだよというこ
とを、あちこち違う漢字を使っちゃったり、片仮名に音引きがなかったりというのと、やはり
一般の方には理解してもらいづらいと思いますので。

【大久保委員】 この「性的な性質の言動」のところに、「(性的嫌がらせ)」と書いて
あるだけでも、多分全然違いますよね。

【河合委員】 そうですね。でも、これはもう出回っていますからこれでいいですけど。

【大久保委員】 これは強要されたというところがね。

【諸橋会長】 もちろんそうです。

ただ、問17-2を最初に出しておかないと、「ある」「ない」と言えないという感じが
するね。

【阿部課長補佐】 そうですね。

【諸橋会長】 うん、そうだね。「ある」といって丸をしてみたら、下にないぞとかいう
ことになるかもしれない。逆に、これらがセクハラだよとすれば、あなたはありますかと
言うべきだから、17-2を先に出しておくべきだよね。

【大久保委員】 難しいですよ、アンケートって。

【河合委員】 先生、だめですよ、今ごろ言っても。

【諸橋会長】 ほんとうだね、一応プロが今ごろこんなことを言っていちゃいけない。

【成瀬室長】 前回との比較がなければ。

【諸橋会長】 はい、すいません。

そうしたら、意識調査の結果もぜひ市民にもフィードバックし、庁内にも使い、さまざま

まな形で政策にも生かし、ぜひご活用していただければと思いますので。楽しみですね。

【大久保委員】 あと、さっきの職員意識調査の自由記述と一緒にまぜて、この最後の自由記述欄に出てくるであろう疑問が上がってきた場合には、やっぱり疑問には何らかの形で答えるというのはしたほうがいいんでしょうね。せっかくここまで頑張って書いて、そこまで最後まできちんと書いてくれるんだったら、やっぱりそれに答えなきゃ。それは次の期の仕事ですか。

【本川委員】 もちろんそうですよ。

ドメスティック・バイオレンスですけれども、全部フルで書いてあるんですが、一般的に言うとDVと結構あちこちで見られますよね。だから、もし親切にしようと思ったら、ドメスティック・バイオレンスでDVというのをちょっと入れておくと。

【大久保委員】 「(DV)」みたいな。

【本川委員】 ええ。セクシャル・ハラスメントはあんまり言わないですよ。

【大久保委員】 「セクハラ」ぐらいにしか略さないです。

【本川委員】 そうですよ。だから、せっかくだったら入れてあげておいてもいいのかなとは思ったりしましたけれども。

【諸橋会長】 今はDVで通じちゃいますしね。かえってドメスティック・バイオレンスってわからないという人もいるかもしれませんね。ぜひこれは別途、パレットとか何かでイベントにも利用していただいて、市民意識調査を読むとか。

【大久保委員】 これに小金井市の男女平等基本条例の解説も入れてもらって、何かフォーマットでつくっておくといいかもしれないですよ。何か渡すときとかに。

【河合委員】 ほかに利用してよろしいんですか。

【諸橋会長】 もし結果が出た後は。

【大久保委員】 結果が出なくても、この用語の解説の部分だったら。

【阿部課長補佐】 ここだけをチラシみたいにして置いておくとかそういうこともできると思います。

【諸橋会長】 意識調査の結果のデータも、公表された後は自由に市民が使ったり、学習会に使ったり、運用したりして全然いいということ。

【成瀬室長】 一応予定では、それもホームページに載せる予定でいます。膨大になりますので。

【諸橋会長】 そうですよ。これはぜひお披露目を。

【河合委員】 市民より職員の意識のほうが非常に高かったという結果が出ますよ、きっと。

【大久保委員】 すばらしいかもしれませんよ。

【諸橋会長】 それはまだそうかもしれない。前回調査はいつでしたっけ、市民意識調査は。10年ぐらい前、11年前でしたっけ。

【成瀬室長】 だと思います。

【河合委員】 12年3月だから、11年度。

【成瀬室長】 11年7月ですね。

【諸橋会長】 ということは、七、八年？

【河合委員】 8年ですね。

【諸橋会長】 8年たったか。変わったかな。少しはよくなった。

【河合委員】 変わったんじゃないでしょうか。

【諸橋会長】 変わったでしょうね。それは市政のおかげか、国がそう変わってきたか、法律がそう変わってきたか、それはわからないけれども。市町村はこれぐらいでよろしいでしょうか。

あとは、手元にある資料は、この前、7月30日付けで、ほんとうは5月か6月にかけてということでしたが、ちょっとメールのやりとり等でばたばたしているうちに遅くなってしまいまして申しわけございませんでした。30日付けで稲葉市長に提言を出してあります。これは、皆さん方から出てきたものなどを使いながら、僕のほうで先に見て出したもので、十分ではないですけれども、こういう提案をしてあります。ほか、次期の審議会に向けてとか、私たちの今回の課題で残っているもの等ありましたら、先ほどから幾つか出ていますけれども、さらにご指摘があるものがあれば出していただければと思いますが、どうでしょうか。次期課題と考えてもらっても結構です。すぐ出なければ、まだ時間もありませんけれども、そろそろ収束ということで、むしろ皆さん方から一人ずつごあいさつを兼ねて、今回はこういう点を留意して、こんな政策を取り入れてほしいとか、男女共同参画政策にこういうことを注文するとかいうのを入れていただきながら、皆さんにご説明…

【大久保委員】 苦情処理、その他についてなんですけれども、苦情を言いに行くことになるかもしれない。

【諸橋会長】 なるかもしれない。使ってください。

【大久保委員】 児童館で母親セミナーというのがあるんです。それが年間計画の中に入っているのね。幾ら何でも、もういいかげん母親セミナーというネーミングはないだろうと思って——実際にやる時には母親セミナーという言葉は使っていないんです。大体、子育て講座とか子育て支援講座みたいにしていて、基本の内容がお母さん向けのものなので母親セミナーという計画書の中ではずっと使っていると思うんだけど、今回、子育て支援講座に直したんだけど、どうもまだ、これはみたいなものがあるらしくて、あんまり言われたら苦情処理かと思っているんだけど、いいじゃん、名前変えるぐらいとか。

【諸橋会長】 むしろ、そっちのほうがニュートラルでしょうね。

【大久保委員】 実際に講座は、乳児を子育て中のお母さん向けの講座だったりするんだけど、それと計画書のネーミングは違うだろうとか、意味合い違って来るだろうと思っているんだけど。

【成瀬室長】 それに該当するかわかりませんが、市のほうで補助金絡みで予算の証明書をつけて出す補助事業がありますので、それによって変えられないのかなという、ちょっとまだ、そういうケースも……。

【河合委員】 それはあるみたいですね。女性関係がずっと変えられなかったのもね。

【成瀬室長】 実際は、それは多分、お名前が変わるだけなんですけれども、予算項目上とか、そういうところで残っているというのは考えられます。

【河合委員】 質問いいですか。

【諸橋会長】 どうぞ。

【河合委員】 阿部さん、成瀬さんにお聞きしたいんですけど、いつも「こがねいパレット」の報告書を出しますね。それと『かたらい』とを合本にするというのは不可能ですか。

【大久保委員】 1号だけとか？ 年に2回、『かたらい』が出ているわけでしょう。だから後半に出して。1年に1回にしてということ？ せっかく2回に増えたのに。

【河合委員】 いわゆる編集する人たちの男女平等に対する意識と私たちのパレットの実行委員の意識と、やはりそういったものを一緒に話し合う場というのを——編集は編集だけで一生懸命やって、こちらは実行することだけに一生懸命になってという、拝見していると、何かそのあたりがちょっともったいないなという気がするんです。大変かもしれないけれども、そこが一緒にできないのかないつも思うんですけど、不可能でしょ

うか。

【成瀬室長】 不可能ではないと思うんですけども、現実の市民に聞くと、私も担当しているんですが、夜活動している方と昼間活動している方との日程調整。

【河合委員】 『かたらい』のほうの編集委員ですか。

【成瀬室長】 いえ、両方です。ある程度数が多くなりますと、余計難しくなってくる。働いている方は、どちらかという、夜の開催となります。

【諸橋会長】 河合さんの言うのは、お互いの情報交流、意思の疎通というか。

【河合委員】 そうです。

【成瀬室長】 お互いの実行委員会で、また編集委員会の中で話題が出てくれば、それに沿って……。

【大久保委員】 そのために事務局がいるんじゃないの。

【諸橋会長】 もう完了します。

【成瀬室長】 企画運営は市民。

【大久保委員】 もちろんそうだけれども、でも、『かたらい』の進行の中で出てくるそのときのテーマの取り上げ方とか中身についても情報は事務局だってわかっているわけだから。

【成瀬室長】 『かたらい』の編集委員会の中では、ことし、パレットはこういう事業をやりますという話は事務局で流しておりますし、パレットの中で『かたらい』というのは出てきてはいないんですけども。

【大久保委員】 何年か前には、ことしの『かたらい』はどんな点まで行くのということからパレットのほうを考えていくとおっしゃっていたはずだし、一本化して、せっかく2つあって、違う意義ある事業があるのを1つにしてしまうよりは、ちゃんと2つが連携してやれる形をつくっていくほうがずっとよくて、パレットの報告書というのは、少なくとも報告書として必要なものだと思うので、そこを『かたらい』とまぜてしまうと、結果的には事業が縮小しちゃったというだけで終わっちゃうんじゃないのかなという気がしますけれども。

【諸橋会長】 『かたらい』は一種のジャーナリズムですよね。だから、むしろパレットをもっとちゃんと取材したり、紹介したりとかいうような形にもっとジャーナルっぽくなるのはいいかなと。『かたらい』がパレットを取材するとか。

【河合委員】 こういうことを言うては不適切かもしれませんが、私は、ほかの

市区町村の啓発誌から見て、『かたらい』は何か中途半端な気がするんです。だから、2回出すということ自体が、そんな必要性はあるのかなと思うんです。1冊にするほうがよっぽど……。

【大久保委員】 私は、あれが2冊になったときに、1回の本自体は薄くなったけれども、そのほうが読むのは楽だし、情報が継続されてきている場合には2冊続けて読むことができ、私は逆に、例えばパレットの報告書は、読むには気合を入れて、座り直して時間をとって、やっぱりその内容をちゃんと知ろうと思って読むわけじゃないですか。『かたらい』は、そういう意味では、雑誌と一緒にだけれども置いておいて、暇なときにちょっとめくって読むということもできるぐらいの厚さの状態がすごくいいと思って、中身の取り上げ方も、パレットの人とは視点が全然違うけれども、少なくとも男女共同参画という視点からそれほど大幅に外れているとは思わないし、やっぱりさっきの公民館の学級の話じゃないけれども、せっかくいろんなアプローチがあるのに、だからあっていいなと思います。昔の『かたらい』よりは読む気がするし。

【河合委員】 大久保さんみたいに、その筋でずっと慣れている人はそう思うんでしょうけれども、今までお読みになった感想を聞いてみたら、見たことないですか。逆に、我々は慣れきっているから、やっぱり市民の方にどう評価されるかというところが重要じゃないかなと思うんです。

【成瀬室長】 『かたらい』のほうが年2回、任期中に4冊出す形になっています。編集委員会の中では、その4冊の中でどういうページでどういう組み立てをしていくのかということで話し合いをしています。年間2冊発行しているので、編集委員の行う任期中に2冊を出すということになると、活動的にはそういう意味では違うかなという感じがあります。どうしても、どういう分野で取っかかりのところから始めて、次はどういう展開をしていこう、どういうふうに主張していこう、最後の結論はどうしていこうという一連の流れで編集を組み立てていますので、任期中の委員さんの意向がある程度起承転結という形になりやすいというところは私は感じています。

【諸橋会長】 やっぱり、でき、ふできはあるかもしれないけれども、ジャーナルという位置づけからね。

【阿部課長補佐】 私の感想ですけども、編集委員の方はやっぱり市民の方で、市民の視点に立ったというか、そういう勉強をなさっている方と違った市民の視点で自分の興味のある課題を取り上げていただけるので、私はいいと思います。

【成瀬室長】 年々、市民の方が持ち帰っていただくのが増えています。ここの1階にあります市民課のホールと入口に男女共同参画室のボックスができましたので、そこは結構頻繁に置きかえをしております。今まで以上に。

【河合委員】 うちの近くの郵便局に最初は置いてあったんですけども、全然はけませんでしたので、私、わざと表紙を見ながらこうやるだけで。やっぱり公民館に置いてあったら、もったいないから私たちは外部の友人たちに手渡しで渡しちゃうんです。そういう意味ではけているというか、強制的に持って行ってくださいと渡しちゃっているんですが、あるいはばあっと置かれて、いつまでもはけないというのは、私たちは寂しいです。今、はけているとおっしゃったから、まあ、そうなのかなと思いますけれども、どうでしょう、一般の日ごろのいろんな方の感想も必要かなと。

【荒川委員】 じっくり読もうという人たちって、どれぐらいいるんでしょうね。

【大久保委員】 題材にもよると思うんだよね。

【成瀬室長】 第一小学校のおやじの会で作っている、それがすごい評判がよくて。

【河合委員】 これね。

【阿部課長補佐】 身近な問題として取り組んでいただくというものになります。

【諸橋会長】 ぜひ、女性会館協議会のコンテストに応募していただいて。

【河合委員】 お時間がないですから、どうぞ、感想も。

【諸橋会長】 そうですね。そうしたら、任期中の感想を兼ねて次期の課題を言っただけ、それから提案、提言を言っただいて、3つ、皆さん方にノルマを課します。任期中の感想、そしてこれからの残っている課題、そして提案、提言ということでお願いしましょう。どちらから行きましょうか。では、伊藤委員。こう回って、河合さんで終了ということでお願いします。

【伊藤委員】 普通の市民の目から見ると、わからないことが多いというのが正直な感想です。市が何をやっているかというの、若い立場からすると、あまり興味も持たないし、何をやっているかわからない、そういうのがあるんだというのが結構ありまして、これに出て、結構いろんなことをやっているんだとか、そういうふうに思いました。

男女平等って、意識をしていないと全然何も感じないというか、例えば言い方1つにしても、男性とか女とか、そういう言い方ってすごい意識をしないと普通に発してしまう言葉だと思うんです。そういうことにもちゃんと意識していかなきゃいけないんだと、これに出て思うようになりました。

今後は、もっと世代にかかわらず広められるようなことができたらいと思っています。

さっきの『かたらい』のことをちょっと言いたいですけれども、1冊にするということは、内容をもっと濃くするとかそういうことで1冊がいいという考えですか。

【河合委員】 私は、1冊というのは、パレットという事業があるんです。その意識啓発のための事業で、実行委員会組織でやっているのがあるんです。その報告書というのは必ず出すんです。だから、それと合本にしちゃっていいんじゃないかなと思っています。そのほうが、手にとる、見るという意識は逆に重いんじゃないかなということです。

【伊藤委員】 2冊を1冊とかはあまり意識していないんですけれども、このくらいの薄さだったら、ぱらぱらと見ようかなというのはあります。あまり厚いと、まあ、いいかみたいな感じになっちゃうので。広めたいのなら、2回ぐらい出せば、ああ、こういうのがあるんだなというのを意識すると思うんです。1回だと、結構忘れちゃったり、こんなのがあったんだみたいな感じになると思うので、出版回数が多ければ多いほどでもないんですけれども、適度には出たほうがいいかなと思いました。

ありがとうございます。

【諸橋会長】 よろしいですか、伊藤委員。

【伊藤委員】 はい。

【諸橋会長】 では、本川委員。

【本川委員】 4年になりますかね。ありがとうございます。

最初はほんとうに話の内容が頭の中に残らないで、ほとんど言ってしまっていたような状態だったんですけれども、少し理解できるようになったかなと。それから、私はどちらかという、男女平等推進という、ちょっと私自身が向いている場所が違うかなというようなことがなきにしもあらずだったんですけれども、やっぱり人として、人間として置きかえれば、男女という少し拒否反応みたいなものがあるかもしれないけれども、そういう意味で考えていけば、基本的にはいいのかなとは思いましたところ。

この審議会というのは、いつから始まったんですって。

【成瀬室長】 4年前からです。

【本川委員】 4年前からですか。最初から考えたら、随分かみ砕いた、わかりやすくなってきているんじゃないかしらというのはとてもあります。自分も少し理解力が増したのかもしれないけれども、やっぱり皆さんの努力で市のほうがそういう方向に動いてきてくれているんじゃないかなと思いましたし、取り組みとしても先ほどのこういうものがある

るときちんと出していただいて、早く結果が見られるといいなという、大体何していても結果が見えないうちに終わってしまうみたいなどころがあるので、何らかの形で見えるようなことになるといいなと思っています。

やっぱり、こういう字が多いというのは難点ですよね。資料の好きな方があるかもしれないけれども、もっと冊子的な小さいものにしてもいいのかもしれないと。これだと大きいですよね。目立つといえば目立つんだけど、持ち歩くのにはもうちょっと小さくてもいいのかしらと。中身は非常に濃い内容だとは思っていますので、年に2回でいいのかどうかというのはわかりませんが、ほんとうにもっと浸透させるのであれば回数は多いほうがいいたろうなというのはありますが、編集のこととかいろいろ考えると年に2回、もしくは春夏秋冬、年4回ぐらいあるともっといいのかなと思います。

まだ、私、女性の立場から見て、今のあれをどういうふうにしていったら地位が上がっていくと言ったらいけないのかもしれないんですけども、女性が変われば男性も変わるとよく言いますよね。だから、その辺のところに従って持っていくと、もう少しわかりやすくやっていきやすくなるのかもしれないと思っています。

先ほど河合さんからいただいたノルウェーですか、4割という数字なんですけれども、4割といったら、やっぱり差があるじゃないかという気がするんです。ほんとうに人としてというのだったら、五分五分でいってもいいでしょうね。でも、この4割が画期的なことであるのであったら、日本はまだまだ先は長いなという気がしながら勉強をさせていただきました。いろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。

【荒川委員】 荒川でございます。私は、18年3月に第2回になっているんですけども、私が参加させていただきまして、これは途中から入ったということなんでしょうか。ちょっと勧められて入ったんですけども。

【大久保委員】 そうです。2期目の最初が17年度……。

【阿部課長補佐】 17年度の改選のときに……。

【大久保委員】 そのときに市民委員が変わって、補充されて入ったのが。

【阿部課長補佐】 それで応募していただいたと思います。

【荒川委員】 そうだったんですか。何かよくわからなくて、そういうのがあから、レポートを出してみたらどうですかという勧めがありまして、前後がちっともわかっていなくて参加させていただいておりました。男女共同参画という言葉もちらちら耳にするようになりまして、ちょっとどういうものかお勉強してみたいなと思って入ったんですけれ

ども、随分広範囲だし、やっぱりいろいろと難しいですね。ただ出席しているだけで、いろんな言葉を聞いているだけで終わっちゃうという感じで、まだ感想や意見なんかを言える段階に来ていないなと自分で思います。

あと、男女平等の教育というのは、今の若い、うちの子供たちなんかだと、かなり教育として受けているような気がします。むしろ、それよりも必要なのは、私の夫世代じゃないかなと思ひまして、かえってそういう世代の人たちにほんとうの何かをわからせるというか、教育できるようなことがあったらと思います。

きょう拝見いたしましたして、市民の意識調査はほんとうにとってもよくできていて、あまり多くもないし、とてもいいと思ひました。私もちょっと見ましたけれども、これは確認に来たのかなと思ひまして、丸をつけて、出そうかなと思ひまして封筒を探したんです。封筒が入っていないから違うんだと思ひまして、これは非常に楽しいというか、おもしろく拝見いたしました。

以上でございます。

【諸橋会長】 ありがとうございます。

【小尾委員】 私も荒川さんと同じで、小金井市というのは他市から見たら、男女平等に関することは、かなり前から立ち上げが早いということを伺っていたんですが、こんなに深くいろんなことを掘り下げて勉強するところだと、もっと簡単に考えて参加させていただいて、ほんとうに正直言って、結構難しいなということを感じました。

私なんかは、もっと身近なところで、私の息子が結婚して2人とも——これは私的なことになって申しわけないんですけども、やっぱり公務員なので、息子の世代というのは、まだ子供はいませんが、わりと家事のこととかいろいろなあらゆるものを見てると、かなりお互いに助け合っているんです。だから、夫と私たちの世代とは全く違うんだなということを感じていますし、また、女性が家事をやって、男性が外にという考え方は、周りの方たちも随分変わってきているんじゃないかなと感じていましたので、でも、改めてこういうことを意識というか、これをもうちょっと入れていかなければ、そういう意識を深くしていかなければいけないのかなということを感じているわけですが、正直言って、自分にとってはこの勉強はかなり厳しいなということも感じております。

以上です。

【森尾委員】 私の感想は、もうこれで2期目の4年ですけども、実際のところ、私

が働いている現場では、男女はほぼ平等です。ですから、それよりも女性の社会進出の意欲のなさに日夜直面しています。でも、多分そのほうが楽で責任を持たなくていいというあらわれなんだと思うんです。そこを意識改革したほうがいいのか、それとも、きちんと家庭を守るんだということをやったほうがいいのか、ちょっとその辺がすごく難しい選択になってくるんだと思うんですけれども、これからの時代でいくなれば、各家庭の中の家族間の愛情というもの、男女平等ということではなくて、人間性の確立というのですか、家族の中での愛といったものをもっとやっていったほうがいいんじゃないかなということとは常々考えてはいるんですけれども、より意識を高めていく、プラスアルファ、これから先どういった方向性に持っていくのかということもこれからの課題ではないかなとは考えています。

以上でございます。お世話になりました。

【河合委員】 よろしいですか。

【諸橋会長】 はい、お願いいたします。

【河合委員】 私は、この第3次の行動計画をつくることからスタートいたしまして、そして小金井市の男女平等基本条例をつくりまして、そして、その後、この審議会で2期務めさせていただきまして、通算ウン年間やっています、数はちょっと自分でもはっきりわからないんですけれども、隣の諸橋先生とはずっとご一緒に学ばせていただきました。

先ほど本川さんがおっしゃったように、基本は人間として、人として平等であるということが大前提なんだと思います。ですから、男、女という言葉で表現せざるを得ないのは、やはり女性が弱い立場にあったから、それを何とかスタートラインまで引き上げましょうというのが今までの男女平等だったと思います。ですから、弱者である女性あるいは障害を持っていらっしゃる方たちが声を大にして、やっとそのラインまでたどり着けてはいませんが、大分スタートラインまで近づいてきたかなというのが現状なのかなと自分では思っております。ですから、これをまたもとのようにずどんと底に落とされるのではなくて、そのスタートラインまで一生懸命引き上げるためには、逆に今おっしゃった女性の意識というのもほんとうに重要な要素になると思います。だから、女性がそこで引っ込んでいた——引っ込むという言い方は変ですけれども、男性が言うことは正しいんだわとか、まあ、お任せしますわというような気持ちでいたのでは、いつまでたってもスタートラインに近づくことはできない。やはり、自分はどうしたいのか、どういうふうなのが自

分が一番生きやすいのかということを中心に発言できるような人になっていかなきゃいけないんだなと思っております。

ですから、何か場があるごとにちょっと違うなと思ったときは、私は、できるだけこうじゃないのでしょうかねという声かけはするつもりでおります。できるだけ、時代のギャップとかいろいろありますけれども、それも意見調整、考え方の調整というのはたゆまず努力しなければいけないことじゃないかと思っております。

以上です。

【諸橋会長】 ありがとうございます。

じゃ、私も一委員として……。

【大久保委員】 私が先に発言していいですか。先に言います。

2期やりました。いろいろ勉強もさせていただきましたし、2期やると結構いろんなことがわかりますよね、本川さん。2期やるといいですよ。次期に関する課題は、市民意識調査と職員の意識調査のまとめができてきたときに、審議会としてはどういうふうにかえるのかという提言がすごく重要になってくると思います。

さっきちらっと突然思ったのが、『かたらい』が出たときに、C o C oバスとその他何か所かいいから、ポスターや中づり広告を、白黒でも何でもいいんですよ、何か劇的に『かたらい』が発行されました、好評配布中みたいな、ここでもらえますよというのをやったらどうでしょうと思いました。部数を伸ばすというよりは、へえ、何だろうと手にとってもらるのが一番最初かなというふうに、パレットも、へえ、何だろうで来てもらうというのが一番最初なのと同じように、『かたらい』も、へえ、何だろうでまずは手にとってもらうのでいいのかなと。そこから、ぱらっと読む人と、何だ、これと思って読む人と、その、何だ、これと読んで、へえっと思って興味を持ってくれる人が増えていくという、その段階が多分まだまだこれからやらなきゃいけないことなんじゃないか、審議会としても考えていかなきゃいけないことなんじゃないかということの1つに、さっきの公民館での講座をつくるときに視点を入れていこう、入れてくださいと言うだけじゃなくて、どうやったら視点が入られるのかという具体的なことを考えていくというのも、もしかしたら審議会の役割なのかどうかちょっとわからないですけども、そういうことも今後は、具体的なところはもっと出していかなければ浸透はしていかないと思うし、それこそ初めての人にはわかってもらえないことなのかなというふうに感じました。

以上です。お疲れさまでした。

【諸橋会長】 お疲れさまでございました。

時間も参りましたので、簡単にまとめて終わらしましょう。

僕も河合さんと同じく早くからここにかかわらせていただいて、だんだん行政のお役所のおきてとか内幕とかがわかってくるに従って、きついことも言えないな、しかしこっち側も忙しいし、期限どおりにお約束が果たせないなとかいう中で、だんだんなあなあになってきてしまって、適度なところでメンバーが交代するというのは非常に大事なことだろうと思います。

そういう意味では、地域課題は、今、大久保さんが言ってくださったように、職員の意識調査と市民意識調査というすごく大事なデータが出ますので、ぜひこれはむだにせず、これだけの労力と時間をかけて事務局もつくっていただき、市民の協力も得ているのですから、この宝の宝庫のデータを使わない手はないと思いますので、次期審議会でもこれを有効活用していただければと思います。

それから、意識ものですので、予算を使わずに意識を変えていくということはそんなに大変ではないのが男女共同参画の領域だと思いますので、ぜひさまざまなアイデアを駆使してお金を使わず人々が男女平等意識を持っていく、そしてそれが実践できる市政を今後とも事務局及び市民の皆さん方に期待したいと思っています。残念ながら、この審議会、回数の中にもありますし、そう頻繁に開いてもっと懇談をしたり、提案、提言をしたり、運動をしたりというところになかなか至りませんが、審議会とはこういうところがあるんですけれども、もうちょっと実績、実のある審議会として行動を起こせるような力を持てればよいなと思っています。

とりあえず2期目が終わり、おかげさまで意識調査にまでこぎつけ、そしてプランの進捗状況報告まで、そして提案も出しましたので、疲れてございます。ぜひ委員会もよろしく願いいたします。

委員を離れようと我々の仕事はあると思いますので、ぜひ今後ともご協力等をお願いできればと思っています。

そうしたら、そんなところで締めということではよろしゅうございましょうか。事務局のほうから何かございますか。何か締めの言葉は、特によろしゅうございましょうか。

【成瀬室長】 今おっしゃられました、やはり市民の人たちが実行に移すというところが一番重要だと思っています。ちなみに、パレットは11月4日日曜日です。今年度は石井筆子さんという滝乃川学園の、日本の障害児教育の先駆けて、障害児の教育をなさっ

た方の映画です。2回上映いたしますので、午前、午後どちらかにお越しいただきたいと思っております。

【大久保委員】 どこでやるんですか。

【河合委員】 福祉会館の4階に来ていただいたらいいですね。4階に10時10分、それにバザーも1階でいたしますし、掲示も1階と3階、多分いろいろな団体が参加してくださると思いますけれども、ぜひご参加ください。よろしく願いいたします。会長、よろしく願いいたします。

【諸橋会長】 4日にはちょっと顔を出そう。でも、4日は仕事が入っている。

【大久保委員】 何時までやりますか。

【河合委員】 映画は2回上映で、最初が10時10分、後半が13時半からですので、ぜひどちらかにお越しください。石井筆子さんて、とても素敵な女性で、苦勞なさったんですけれども、ちなみに映画では常盤貴子さんが演じてくれています。とても素敵なので、ごらんいただきたい。障害児の方がほんとうに参加してくださっています。とてもいい映画ですので、お越しください。よろしく願いいたします。

【諸橋会長】 それでは、2期目、最終回ですが、第8回の男女平等推進審議会をおしまいにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

— 了 —

第3次行動計画

個性が輝く小金井男女平等プラン

推進状況調査報告書

(平成18年度)

平成19年9月

小金井市

平成8年12月3日
告示第99号

男女平等都市宣言

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

はじめに

小金井市は、「人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を」を目標に、平成15年3月「第3次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン（平成15年度から平成24年度）」を策定し、市民と市が連携・協働し、男女平等社会を実現していくための施策の推進を図っています。

この報告書は、平成18年度における各施策の具体的な事業の実績をまとめたものです。

引き続き、第3次行動計画の推進にご協力をお願いします。

平成19年9月

目 次

1	第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の概要	1
2	平成18年度第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況結果	3
	(1) 計画の体系と施策の事業数	3
	(2) 平成18年度未実施の施策（事業）一覧	4
	(3) 平成18年度推進状況結果	8

目標	課 題	施策の方向	主要な施策	
人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を	I 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(1) 男女平等に関する啓発活動	8
			(2) コミュニケーション活動における男女平等	12
			(3) 男女平等に関する情報の収集・提供	12
		2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の根絶	14
			(2) 性の商品化に対する対応	22
	II あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 女性人材の発掘とネットワークづくり	24
			(2) 地域活動での男女共同参画の促進	26
		2 施策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 男女の意識改革	30
			(2) 女性の参画の推進	32
		3 多文化社会への対応	(1) 多文化共生社会への意識改革	34
	III 男女平等教育・学習の推進	1 家庭・地域における男女平等意識の啓発	(1) 家庭における男女平等の教育・学習の推進	38
			(2) 地域における男女平等の教育・学習の推進	40
		2 学校教育における男女平等意識の啓発	(1) 男女平等観に立った教育の推進	42
			(2) 男女平等教育の推進体制の充実	44
3 生涯学習の場における男女平等意識の育成		(1) 男女平等観に立った社会教育の推進	46	
		(2) 多様な生き方を支える学習体制の充実	52	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(1) 男女が安心して子育てできる環境づくり	56	
		(2) 地域・社会で担う子育て支援	60	
	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(1) 生涯にわたる女性の健康づくりへの支援	68	
		(2) 健康の保持・増進施策の充実	72	
		(3) 高齢者施策の充実	74	
		(4) 自立支援への条件整備	78	
	3 男女共同参画の視点によるまちづくりの推進	(1) 安心して暮せるまちづくりの推進	86	

目標	課題	施策の方向	主要な施策	
人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を	V 雇用の場における男女平等の実現	1 女性の働く権利の確立と就労支援	(1) 女性の就業支援と能力開発	88
			(2) 労働に関する情報収集と提供	88
			(3) 女性の起業・自営業に対する支援	90
		2 働き続けるための環境整備	(1) 男女の多様な働き方への支援	90
			(2) 男女の職業生活と家庭生活の両立支援	92
			(3) 働く環境の整備	94
			(4) 専門技術能力の修得支援	94
		計画の推進	推進体制の整備	(1) 庁内推進体制の強化
	(2) 市民参加の推進			100
	(3) 苦情処理体制の検討			102
(4) 国・都・他自治体との連携	102			
			3 行政委員会及び審議会等における女性の割合	104

1 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の概要

<計画の基本的な考え方（平等社会をめざすため男女共同参画の意義）>

人は生まれたときから、性別、人種、国籍、疾病、障害等の有無にかかわらず平等でかけがえのない存在として生きる権利があり、そのことは、世界人権宣言、日本国憲法に共通する理念となるものです。

しかし、家庭・地域・学校・職場など様々な場で、特に性差別による不平等は依然として存在し、個性や能力の発揮を妨げ、夢や希望の実現を阻害しています。21世紀の社会は、女性も男性も対等なパートナーとして、支え合い、あらゆる分野へ共に参画し、利益も享受し、責任も担える風通しのよい社会づくりをみんなが進めていく必要があります。

価値観も多様化し、選択肢もたくさんあります。どのような生き方を選択した場合でも社会制度が一方の性に偏ることなく働くよう多面的なシステムづくりが求められています。

お互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、人間として志と誇りを持ち、この地球社会の一員として平等に、平和で豊かな生涯を送るためには、男女平等社会が形成されなければなりません。その取組として、男女共同参画は不可欠なのです。

<計画の目的>

この計画は、「女子差別撤廃条約」「男女共同参画社会基本法」及び小金井市の「男女平等都市宣言」の理念を尊重し、さらに、「婦人行動計画」、第2次「ともに生きる小金井市行動計画」の理念を継承し、第3次行動計画として、21世紀を展望した新しい形成をめざすための指針として策定しました。

<計画の期間>

この計画は、2003年度（平成15）から2012年度（平成24）までの10年間です。

<計画の実施区分（時期）>

- A 既存事業で今後も継続する事業
- B 2003年度（平成15年度）から2007年度（平成19年度）までの実施をめざす事業
- C 2008年度（平成20年度）から2012年度（平成24年度）までの実施をめざす事業

D 将来の課題として、実施する方向で検討する事業

<計画の主要課題>

この計画は、男女平等社会の実現に向けて、その手段として男女共同参画を促進するため、次の5つの課題を設定し、総合的に施策の推進を図ります。

課題Ⅰ 人権尊重と男女平等の意識づくり (16施策49事業)

21世紀こそは、人びとの生命や存在を絶対的なものとして護り、だれもが個性と能力を発揮して安心して暮らせる小金井市とするために、人権尊重の意識づくりは不可欠の政策課題です。

課題Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進 (11施策38事業)

固定的性別役割分担意識にとらわれずに男性、女性双方の意識改革を促進し、共同で問題解決に当たることが、豊かで安定した社会構築には不可欠です。

課題Ⅲ 男女平等教育・学習の推進 (15施策49事業)

男女平等社会の実現のために、その根幹を成すものは、人間づくりにあります。男女平等教育に求められる責務は、まさに重大です。

課題Ⅳ 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立

(17施策116事業)

生涯を通じて男性も女性も文化的で豊かな人生を送るためには、心身ともに健康であることが重要な要素です。子どもから成人、高齢者まで安心して暮らせるやさしいまちづくりに向けて取組を進めることが重要です。

課題Ⅴ 雇用の場における男女平等の実現 (13施策37事業)

女性の社会進出が進み法整備は整ってきましたが、雇用の場における性別による差別は根強く残っています。職場環境の整備・就労支援策が重要です。

計 72施策289事業 (重複含む)

2 平成18年度第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況結果

(1) 計画の体系と施策の事業数

計画の体系	実施区分	事業数	未実施数
課題Ⅰ 人権尊重と男女平等の意識づくり	A	32	2
	B	10	3
	B～C	2	2
	C	5	5
	計	49	12
課題Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	A	28	3
	B	6	1
	B～C	1	1
	C	1	1
	D	2	2
計	38	8	
課題Ⅲ 男女平等教育・学習の推進	A	37	2
	B	5	2
	B～C	1	0
	C	3	3
	D	3	2
計	49	9	
課題Ⅳ 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	A	102	1
	A～D	1	0
	B	11	0
	C	1	1
	D	1	0
計	116	2	
課題Ⅴ 雇用の場における男女平等の実現	A	25	1
	A・B	2	0
	B・C	1	1
	B～C	1	0
	C	4	4
	D	4	2
計	37	8	
合 計	A	224	9
	A・B	2	0
	A～D	1	0
	B	32	6
	B・C	1	1
	B～C	5	3
	C	14	14
	D	10	6
	計	289	39

- ※ 実施区分 A：既存事業で今後も継続する事業
 B：平成15年度～平成19年度までの実施をめざす事業
 C：平成20年度～平成24年度までの実施をめざす事業
 D：将来の課題として、実施する方向で検討する事業

(2) 平成18年度未実施の施策（事業）一覧

実施時期	施策名	概要	主な事業	今後の予定
実施区分 A	市民のメディア・リテラシーの育成	様々な媒体による情報を読み解き、自分の主体的な意見を発信する能力を身に付ける学習を進める。	女性学級 (公民館)	未定
	地域や学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	固定的な女性観や性に対する認識のずれから起こりがちである、セクハラのない環境づくりをめざす。	セクシュアル・ハラスメント防止の指針の周知徹底 (職員課)	苦情相談の実績少ないことから、周知徹底が十分ではない。庁内報等で定期的な周知を実施していく。
	男女共同参画関係団体のネットワークづくり	地域活動を行っている関係団体を把握し意識啓発のための情報提供や、活動を支援し、横断組織として連携を図る。	女性海外派遣事業体験者組織等への支援 (企画政策課)	
	庁内における女性の参画の促進	市政を有効かつ効果的に運営するために男女間の格差是正や相互乗り入れ、管理職への積極的登用を図り、庁内に男女平等意識の気運醸成を図る。	設置内容の見直しと職場環境の整備 (職員課)	男性、女性だけに偏らない人員配置を検討する。職場内における男女平等意識の醸成を図る。
	多文化理解推進事業の実施	多様な文化の理解のために、グローバルな視点に立った教育・学習が重要である。人類全体の問題解決のために、学校教育・生涯学習・地域活動などあらゆる場面を通じて意識の高揚を図る。	国際理解の推進 (コミュニティ文化課)	予定なし
	男性の家事・育児・介護への参加の推進	男女の固定的性別役割分担意識を是正し男女共に家庭責任が果たせるよう、学習の場を提供する。	成人学校 (公民館)	未定
	女性のエンパワメントのための自主活動支援事業の充実	女性が自らの意思によって、社会のあらゆる場への活動に参画するための力をつけるための、自主活動を支援する。	女性海外派遣事業体験者組織等への支援 (企画政策課)	
	障害児の生活自立と介護者への支援	障害のある子どもの生活支援はきめ細かい配慮が必要でありあわせて介護者の心身へのフォローや、経済支援などの充実を図る。	障害児巡回指導の充実 (保育課)	未定
	在宅ワーク環境整備の推進	就業形態の多様化の中で、インターネット等の情報通信技術の発展は、在宅で仕事ができ、職業と家庭や地域活動の両立を可能にする。新しい働き方として今後の成長を期待し、環境整備を図る。	IT戦略構想の推進 (情報システム課)	

実施時期	施策名	概要	主な事業	今後の予定
実施区分 B	市刊行物のジェンダー表現ガイドラインの検討と周知徹底	市民へのお知らせ文書や、市が発行する冊子類に男女平等の視点を取入れて作成するよう意識啓発を図るとともに、市民、事業所、団体等にも周知する。	市刊行物内容表現に関するガイドラインの作成 (企画政策課)	庁内関係課による情報交換等の検討会議を開催する。
	ジェンダー統計づくりの促進と指標化の検討	日常生活や雇用の場また社会参画における男女の意識や実態を探り、格差是正のため、統計づくりや指標化を検討する。	「男女平等に関する市民意識・実態調査」の実施 (企画政策課)	19年度実施予定
	地域や学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	固定的な女性観や性に対する認識のずれから起こりがちである、セクハラのない環境づくりをめざす。	第三者機関の検討 (職員課)	外部の相談窓口の設置を検討する。
	女性リーダーの育成	女性エンパワーメントのための学習機会や情報提供など様々な機会をとらえリーダー育成を図る。	国内研修派遣事業 (企画政策課)	平成18年度において、事業の見直しを行い、平成19年度より東京都及び東京都に隣接する地域で開催される研修事業に改める。
	家庭における男女共同参画の推進	ジェンダーにとらわれない家庭教育や、男女平等な家庭づくりの促進のため学習機会を提供する。	「親学級」への啓発 (公民館)	未定
	男女平等の視点に立った各種講座の充実	公共施設や地域集会所で実施する、講座や学習等の場に、人権尊重の理念や、男女平等の視点を入れて事業の展開を図る。	女性学・ジェンダー研究グループへの支援 (企画政策課)	他団体等広く掘り起こしを行う予定
実施区分 B・C	保育ニーズに対する施策の充実	少子化が進行する一方、就業の継続を希望する人は増加しており、男女が仕事と子育てを両立させ、働き続けるための保育ニーズは高まっている。保護者の就労形態に応じた対応が求められており、子育て支援の充実を図る。	小規模保育所・駅型保育所の開設の検討 (保育課)	平成19年4月1日より1園増。定員60名。
実施区分 B～C	ジェンダー統計づくりの促進と指標化の検討	日常生活や雇用の場また社会参画における男女の意識や実態を探り、格差是正のため、統計づくりや指標化を検討する。	「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置 (総務課)	ジェンダー関係の所管における指標・統計データの作成を待って、「こがねいのとうけい」に載せることとする。
			「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置 (企画政策課)	実施の方法を検討していきたい。
	女性の自立意識の醸成	女性が力を発揮するためには、機会の提供やその土壌が必要であり、積極的な是正の検討を進める。	町会・自治会・子ども会・PTA等団体の長への参画の促進 (関係各課)	

実施時期	施策名	概要	主な事業	今後の予定
実施区分C	講座・講演会等の拡充	偏見や差別のない社会を形成するための理解を深めるため、講演会や学習の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (企画政策課)	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定
	市民のメディア・リテラシーの育成	様々な媒体による情報を読み解き、自分の主体的な意見を発信する能力を身に付ける学習を進める。	大学等との連携によるメディア・リテラシー講座 (公民館)	未定
	地域や学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	固定的な女性観や性に対する認識のずれから起こりがちである、セクハラのない環境づくりをめざす。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (企画政策課)	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定
	性の商品化を許さない意識づくり	性をモノとして扱う傾向は、多様なメディアの影響で無意識のうちに刷り込まれている。社会全体がそれを許さない意識づくりを促進する。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (企画政策課)	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定
			大学等との連携によるメディア・リテラシー講座の実施 (公民館)	未定
	固定的性別役割分担意識の解消	性別によって、その役割を固定するのではなく、それぞれの個性が生かせる社会の形成に向けて意識啓発を図る。	視聴覚学習の充実 (企画政策課)	
	ジェンダーの視点による社会制度・慣行の見直し	男・女としてではなく、一人の人間として多様な生き方が可能になり、社会制度や慣行が中立的に働くように、その見直しを進めるため、様々な学習の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (企画政策課)	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定
	地域活動における男女のエンパワーメント	男女がいろいろな分野の地域活動に参画するための力をつけるため、学習・情報ニーズを把握し、その機会の充実を図る。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (企画政策課)	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定
			地域リーダーへのジェンダー視点の導入 (企画政策課)	
	地域・家庭における子育て支援	家庭と地域が連携し親子が様々な出会いや体験を通し、自立意識やお互いを尊重する精神を学び健やかに成長できるよう社会的支援を充実する。	ショートステイ・トワイライトステイ事業 (子育て支援課)	平成19年度中にショートステイ事業を開始。トワイライトは検討

実施時期	施策名	概要	主な事業	今後の予定
実施区分C	セクシュアル・ハラスメント防止教育の徹底	セクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であるという認識を社会通念として浸透させることが重要であり、男女雇用機会均等法やその指針について理解が深まるよう、意識啓発のための学習、事業所等への情報提供を充実する。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (企画政策課)	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定
	IT技術能力・ビジネス能力開発支援	高度情報化社会の進展の中で多様な働き方を可能にするため必要な技術の修得をめざして、IT技術の研修会や講習会を実施する。	大学との連携による研修 (公民館)	未定
	技術・経済・社会の変化に関する情報提供	社会・経済の変化、技術進歩のめまぐるしい今日、時代の変化を的確に把握し、能力を磨き、自分に適した職業に就けるよう情報提供の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (企画政策課)	出前講座の内容及び回数等について精査し、実施する予定
	技術・経済・社会の変化に関する情報提供	社会・経済の変化、技術進歩のめまぐるしい今日、時代の変化を的確に把握し、能力を磨き、自分に適した職業に就けるよう情報提供の場を設ける。	大学との連携による研修 (公民館)	未定
実施区分D	拠点となる男女共同参画センターの検討	男女共同参画を進めるために、地域活動を支える拠点施設の設置に向けて検討する。	男女共同参画センター設置の検討 (企画政策課)	小金井市長期総合計画に基づく(仮称)男女平等推進センター設置の検討
	女性の自立意識の醸成	女性が力を発揮するためには、機会の提供やその土壌が必要であり、積極的な是正の検討を進める。	クォータ制導入の検討 (企画政策課)	クォーター制を導入できる分野があるかどうか検討していく。
	教職員・保育関係者等に対する男女平等研修の充実	子どもたちを指導する教職員や保育関係者が自らの固定的な性別役割分担意識に気づき、これにとらわれず個性尊重の教育への理解を深めるための研修を充実する。	保育関係者に対する研修の充実 (職員課)	今後導入について検討する。
	教職員・保育関係者等に対する男女平等研修の充実	子どもたちを指導する教職員や保育関係者が自らの固定的な性別役割分担意識に気づき、これにとらわれず個性尊重の教育への理解を深めるための研修を充実する。	保育関係者に対するメディア・リテラシー講座の実施 (職員課)	今後導入について検討する。
	保育ニーズに対する施策の充実	少子化が進行する一方、就業の継続を希望する人は増加しており、男女が仕事と子育てを両立させ、働き続けるための保育ニーズは高まっている。保護者の就労形態に応じた対応が求められており、子育て支援の充実を図る。	夜間保育・休日保育の検討 (保育課)	検討
		病後児保育の検討 (子育て支援課)	検討	

(3) 平成18年度推進状況結果

課題Ⅰ 人権尊重と男女平等の意識づくり

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
Ⅰ 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(1) 男女平等に関する啓発活動	市民に対し広がりを持った様々な広報の実施	人権尊重や男女平等の理念を広めるために、様々な広報活動を展開し、意識の高揚を図る。	情報誌「かたらい」の発行	A	企画政策課	市民編集委員により、市民感覚を活かした内容を考え、多くの市民に読んでもらえるよう作成・発行した。	事業の継続	あらゆる啓発の場を通して「情報誌かたらい」のPRを行う。
								第25号「男女共同参画ってなんだろう?」「シングルマザーの現実」平成18年11月3,500部作成		
								第26号「ハローワークに行こう!」「国際比較 女性の就業」平成19年3月3,500部作成		
			男女平等都市宣言の浸透	A	企画政策課	①第20回こがねいパレット記録集(800部)に掲載	事業の継続	あらゆる啓発の場を通して周知活動を繰り返し実施する。		
						②第4回男女共同参画週間のつどいのプログラムに掲載 参加58人				
						③男女平等都市宣言啓発冊子「新成人のみなさんへ」を4課共同により758部発行 参加者608人				
市報「みんなのひろば」の活用	A	企画政策課	市報1日号「みんなのひろば」にて国・東京都・小金井市及びその他のお知らせ、その時々々の話題等を掲載し、啓発及び周知を図った。年5回	事業の継続	国・東京都及びその他の機関からの募集文書等について、申込期日等が間近なため、周知に苦慮している。					
男女平等啓発資料の作成	B	企画政策課	①第20回こがねいパレット記録集(800部)の作成	事業の継続	情報誌「かたらい」及びこがねいパレット記録集を、あらゆる啓発の場を通してPRを行う。					
			②情報誌「かたらい」第25号及び第26号(各3,500部)作成 ③男女平等都市宣言啓発冊子「新成人のみなさんへ」を4課共同により758部作成							
人権教育及び人権啓発推進事業の実施	A	広報秘書課	資料の作成・配布 平成18年12月4日～12月10日 人権週間意識啓発事業用リーフレット(1,000部)、おしぼりタオル(600部)	資料の作成・配布 人権週間意識啓発事業用リーフレット(1,000部)、おしぼりタオル(600部)	人権教育及び人権啓発を通じて男女平等の理念を考える。					
講座・講演会等の拡充	A	広報秘書課	偏見や差別のない社会を形成するための理解を深めるため、講演会や学習の場を設ける。	第1回平和講演会「歴史の教訓に学んで生きよう」—日本国憲法60年の節目に— 講師：川村善二郎(近代史研究家) 参加者28人	平和講演会を実施する。	平和推進事業としての位置づけの中で再検討する。				
			偏見や差別のない社会を形成するための理解を深めるため、講演会や学習の場を設ける。	第4回男女共同参画週間のつどい「おいしく食べて、イキイキ元気!～1日3食、寝煮をどのように食べていますか～」を平成18年6月25日開催 食べることの大切さと楽しさ、これからの団塊世代の退職が続き、職場中心の生活から、家庭・地域等の生活へと変化し、多くの男性の意識変革が求められることなどを講演 参加58人	事業の継続	国の男女共同参画週間のほか、他の啓発事業とも連携・協働し実施する。				

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等	
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定		
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(1) 男女平等に関する啓発活動	講座・講演会等の拡充	偏見や差別のない社会を形成するための理解を深めるため、講演会や学習の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施	C	企画政策課	未実施	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定		
					女性学級の充実	A	公民館	女性学級は男女共同参画講座の名称変更。 本館：「子どもとわたしの明日さがし」全5回、延べ85人。「読み聞かせ入門講座」全2回、延べ86人。 本町分館：「親子で紙漉き、絵手紙しませんか。」全2回、延べ30人。「水鉄砲を作って遊ぼう」1回、19人。「幼児の子育て支援」全5回、延べ20人。「思春期応援講座」全4回、延べ39人。 貫井南分館：「心とからだの健康を取り戻そう」全5回、延べ152人。「笑顔と色彩で明るい健康づくりを」全5回、延べ168人。 東分館：「いまを見つめる源氏物語」全4回、延べ159人。「家庭や地域の中のコミュニケーション」全4回、延べ82人。「文章力でスキルアップ」全2回、延べ39人。	継続実施		子育て支援、健康づくりなど様々な切り口で学習する事業の展開を考えている。
			「こがねいパレット」の活性化と市民への浸透	多くの市民、特に子育て中の世代や男性の参加を促し、学習・交流する中で意識の啓発を図る。	「こがねいパレット」の開催	A	企画政策課	①第20回こがねいパレット「うちの愚妻が・・・どう感じますか？このコトバ」を平成18年11月18日開催 緊急討論「言葉にかくれたジェンダー」、落語&トーク「女流真打 古今亭菊千代のみる落語の世界の男と女」、手に食を「男だらけの料理教室」、「カントリーコンサート」、「点字体験」「チャリティーバザー」及び展示等のイベントを行い、楽しみながら、やさしく、市民及び地域の団体と交流する中で男女共同参画意識の啓発とこがねいパレットの市民への浸透を図った。参加145人	事業の継続		
			「こがねいパレット」と女性学級との連携	B～C	公民館	特になし	未定				
				「こがねいパレット」と女性学級との連携	B～C	企画政策課	企画実行委員会にて、情報及び意見交換等を実施	事業の継続			

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(2) コミュニケーション活動における男女平等	市刊行物のジェンダー表現ガイドラインの検討と周知徹底	市民へのお知らせ文書や、市が発行する冊子類に男女平等の視点を取入れて作成するよう意識啓発を図るとともに、市民、事業所、団体等にも周知する。	市刊行物作成にかかる男女平等の意識啓発	A	各課	(企画政策課) 各課で、メディア・リテラシー研修を受けた職員が、刊行物作成に携わる際に気をつけている。また、必要に応じて男女共同参画室にて相談を受けている。 (都市計画課) 特に男女の差をつけていない。 (広報秘書課) 市報等にイラストを掲載する際、男女平等の視点を取り入れて作成 (図書館) チラシ・パンフレット類を置いて周知に取り組んだ	(企画政策課) 市刊行物の表現に関するガイドラインについて検討のための会議を行う予定 (広報秘書課) 市報等にイラストを掲載する際、男女平等の視点を取り入れていく (図書館) チラシ・パンフレット類を置いて周知に取り組む	
					市刊行物内容表現に関するガイドラインの作成	B	企画政策課	未実施	庁内関係課による情報交換等の検討会議を開催する。	
			市民のメディア・リテラシーの育成	様々な媒体による情報を読み解き、自分の主体的な意見を発信する能力を身に付ける学習を進める。	情報活用能力育成講座	A	公民館	本町分館：「パソコン初心者教室」(前期・後期)全5回、延べ112人。 東分館：「パソコン入門」全10回、延べ261人。	継続実施	パソコン入門講座を長年実施してきた。ある程度裾野が広がった感がある。
					女性学級	A	公民館	未実施	未定	
				大学等との連携によるメディア・リテラシー講座	C	公民館	未実施	未定		
		(3) 男女平等に関する情報の収集・提供	ネットワーク利用による情報収集と提供	各種機関や組織と連携し、情報網の有効活用を図る。	IT戦略構想の推進	A	情報システム課	CMS(コンテンツマネジメントシステム)を利用し、内容の充実させつつ、迅速性を高めるようしている。異動によるバラツキを軽減するため、各課から掲載を出来る人材を確保するために研修を行った。	未定	計画よりも、実サービスの充実・環境づくり(コンピュータソフト・ハード面)を行う。
					IT戦略構想の推進	A	各課	(都市計画課) 各課ホームページ等を活用。 (図書館) 図書館のホームページの検索システムが開設した。 (経済課) 若年者・中高年者も利用できる求人情報提供システム導入。	(経済課) 前年度と同様求人情報提供システム実施 (図書館) ホームページの充実	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(3) 男女平等に関する情報の収集・提供	図書資料等の収集と提供	男女平等に関する図書類や国・都・他自治体発行の冊子や資料等を整備する。	資料コーナーの整備と充実	A	企画政策課	男女共同参画室発行の資料及び国・東京都及び他区市町村の資料を整備し、閲覧・貸出を行う。利用1件	事業の継続	①有料資料の整備が難しい。 ②女性談話室の利用が立地的に伸びない。 ③市民から(仮称)男女共同参画推進センター等の施設設立の要望書が出されている。
					女性関係の図書・資料の収集の充実	A	図書館	関連資料の収集に努めた	継続	図書館としての資料収集・提供
			ジェンダー統計づくりの促進と指標化の検討	日常生活や雇用の場また社会参画における男女の意識や実態を探り、格差是正のため、統計づくりや指標化を検討する。	「男女平等に関する市民意識・実態調査」の実施	B	企画政策課	未実施	19年度実施予定	
			「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置	B~C	総務課	ジェンダー関係の所管における指標・統計データの作成を待つ、「こがねいのとうけい」に載せることとする。				
			「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置	B~C	企画政策課	実施の方法を検討していきたい。	未実施	「ジェンダー統計」の整備に留まらず、収集した情報をどのように反映していくかの検討も併せて行えるかが課題		
				「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置	B~C	各課	(都市計画課) 特に男女の差をつけていない。 (図書館) 小金井市関連資料の保存	(図書館) 小金井市関連資料の保存		
	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の根絶	パートナーに対する暴力の根絶	暴力は人権侵害であることという社会の意識啓発を図り、相談窓口の充実・関連機関との連携などを強化する。	「女性総合相談」の充実	A	企画政策課	①専門の女性カウンセラーによる来所又は電話相談を実施 37件(他、キャンセル 17件) (夫婦の問題 13件、自分自身の問題 12件、離婚の問題 7件、家族の問題及びその他 5件) ②上記「夫婦の問題13件」の内、暴力に関する相談 4件) ③相談者は、カウンセラーに話すことにより気持ちを整理し、自分で解決す方法を見出している。	事業の継続	年間の相談回数(40回)に限りがあることから、過去の相談の傾向を考慮して月の配分を行っているが、相談状況と一致しない現状 相談の内容により、関係課と連携し対応している。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等		
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定			
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の根絶	パートナーに対する暴力の根絶	暴力は人権侵害であることという社会の意識啓発を図り、相談窓口の充実・関連機関との連携などを強化する。	資料コーナーの整備と充実	A	企画政策課	男女共同参画室発行の資料及び国・東京都及び他区市町村の資料を整備し、閲覧・貸出を行う。	事業の継続			
					憲法記念講演会の充実	A	広報秘書課	第1回平和講演会「歴史の教訓に学んで生きよう」－日本国憲法60年の節目に－ 講師：川村善二郎（近代史研究家） 参加者28人	平和講演会を実施する。	平和推進事業としての位置づけの中で再検討する。		
					男女共同参画週間シンポジウムの開催	B	企画政策課	「主要な施策」の趣旨としては、未実施 平成18年度事業は、食育に関する啓発事業を実施し、法の趣旨の理解、市の男女平等都市宣言、条例、第3次行動計画及び苦情処理窓口の周知を図った。	事業の継続			
					DV防止パンフレット等の作成・発行	B	企画政策課	未実施	平成19年度DV相談緊急連絡先広報カードを作成予定	パンフレットは、専門家の意見を聴きながら慎重に作成すべきであると考えている。		
					子どもに対する暴力の根絶	親が孤立することなく子育てできるよう相談や支援の充実、問題の早期発見のネットワーク化等体制づくりや関係機関の連携を強化する。	乳幼児・児童虐待の早期発見とネットワーク化	B	子育て支援課	子育て支援ネットワーク会議設置要綱に基づく担当者会議（ケース会議）を開催	子育て支援ネットワーク会議を発展的改組を行い、要保護児童対策地域協議会として実施予定	
							乳幼児・児童虐待の早期発見とネットワーク化	B	健康課	各母子保健事業でフォローを要するケースについては地区担当保健師で継続支援。	継続	
		乳幼児・児童虐待の早期発見とネットワーク化	B	関係各課			(児童青少年課) 子ども家庭支援センター等関係機関と連携して対応した。	(児童青少年課) 継続				
		保育園・児童館・保健センター等を利用した、支援事業の充実	A	保育課			「のびゆくこどもプラン小金井」を策定し、その計画に基づいて施策を推進した。	推進				
		保育園・児童館・保健センター等を利用した、支援事業の充実	A	児童青少年課			子ども家庭支援センター等関係機関と連携して対応した。	継続	重要な課題であるので、児童館の果たすべき役割等について職員の研修を含め、更なる充実を検討する。			

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の根絶	子どもに対する暴力の根絶	親が孤立することなく子育てができるよう相談や支援の充実、問題の早期発見のネットワーク化等体制づくりや関係機関の連携を強化する。	保育園・児童館・保健センター等を利用した、支援事業の充実	A	子育て支援課	子ども家庭支援センターにおいて、保育園への巡回相談を実施	継続実施	
					民生委員・児童委員の活動の充実	A	地域福祉課	児童相談所、子ども家庭支援センター、児童館、学校等関連機関と連携を図りながら、活動を継続している。	継続	・地域での子どもの見守りネットワーク ・ケースへの対応
			高齢者に対する暴力の根絶	介護する、される人の関係で起きる暴力は密室で行われがちであり、介護者へのケアも視野に入れる。	介護保険制度・介護サービスに関する情報提供	A	介護福祉課	各種パンフレット、事業者情報などの窓口配布。制度の周知に努め、介護の社会化を推進した。制度改正に伴い「介護保険ガイドブック」を全戸配布、事業者情報の「介護サービス利用ガイドブック」を認定者全員に配布した。	引き続きパンフレット等の配布を続け、制度の周知に努める。包括支援センターや社会福祉協議会と連携を取りながら、権利擁護の機能を強化したい。	介護虐待は、介護者の精神的な衰弱から生じるものであり、医療機関等からも協力を得る必要がある。事態が起きた場合は、個別対応となり、関係者の相互理解と時間が必要となる。
			障害者・外国人に対する暴力の根絶	お互いが認め合い理解を深めることが重要であり、相談業務を充実するとともに市民にも多文化共生の視点と実践を啓発する。	各種相談業務の充実	A	広報秘書課	市民相談245回・外国人相談12回・法律相談98回・人権身の上相談13回・行政相談・労働相談各12回・相続等暮らしの書類作成相談11回建築登記表示登記相談10回・税務相談23回・交通事故相談12回	市民相談245回・法律相談98回・外国人相談・人権身の上相談・相続等暮らしの書類作成相談・建築登記表示登記相談・交通事故相談・労働相談・行政相談各12回・税務相談24回	市民のニーズにあった専門相談の種類、回数等を精査し効率的な事業運営を図る。
					身体障害者相談の充実	A	障害福祉課	①身体に障害のある人に更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想普及等身体に障害のある人の福祉の増進に資する。②相談件数104件あり、身体に障害のある人の福祉の増進を図った。	今年度も同様の実施予定	
					知的障害者相談の充実	A	障害福祉課	①知的に障害のある人に更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想普及等知的に障害のある人の福祉の増進に資する。②相談件数33件あり、知的に障害のある人の福祉の増進を図った。	今年度も同様の実施予定	
			固定的な女性観や性に対する認識のずれから起こりがちである、セクハラのない環境づくりをめざす。	セクシュアル・ハラスメントについての苦情又は相談	A	職員課	苦情・相談ともに0件。苦情・相談があれば、苦情相談窓口にて対応する。また、セクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会が公正な処理を行う。	継続して実施	相談員が職員であることから、相談しにくいケースが推測される。外部の相談窓口を設置する必要性も考えられる。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識	2 人権を侵害するあらゆる暴	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の	地域や学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	固定的な女性観や性に対する認識のずれから起こりがちである、セクハラのない環境づくりをめざす。	職員に対する研修の充実	A	職員課	ケースワーカーや窓口職員の職員を対象にDV2次被害防止研修を実施（17人受講）	東京都市町村職員研修所「男女共同参画社会形成研修」への研修生派遣予定	意識変革のためには継続的な実施が必要。
					セクシュアル・ハラスメント防止の指針の周知徹底	A	職員課	未実施	苦情相談の実績少ないことから、周知徹底が十分ではない。庁内報等で定期的な周知を実施していく。	防止のためには、定期的な周知が必要である。
					第三者機関の検討	B	職員課	未実施	外部の相談窓口の設置を検討する。	相談員が職員であることから、相談しにくいケースが推測される。外部の相談窓口を設置する必要性も考えられる。
					「女性総合相談」の充実	A	企画政策課	①専門の女性カウンセラーによる来所又は電話相談を実施 37件（他、キャンセル 17件） （夫婦の問題 13件、自分自身の問題 12件、離婚の問題 7件、家族の問題及びその他 5件） ②上記「夫婦の問題13件」の内、暴力に関する相談 4件） ③相談者は、カウンセラーに話すことにより気持ちを整理し、自分で解決す方法を見出している。	事業の継続	年間の相談回数（40回）に限りがあることから、過去の相談の傾向を考慮して月の配分を行っているが、相談状況と一致しない現状 相談の内容により、関係課と連携し対応している。
					男女共同参画推進のための出前講座の実施	C	企画政策課	未実施	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定	
					教員に対する研修の充実	A	指導室	人権教育プログラムを活用したセクシャルハラスメントにかかわる校内研修を実施した。	事業の継続	人権教育を推進する教育指導者としての意識を高める。
					事業所への意識啓発	A	経済課	各団体へ各種啓蒙啓発資料の情報提供をした。	前年度に引き続き関係団体へ情報提供を行う予定。	
		相談体制の検討	人権侵害に対し助言や指導、救済、申し立て、意見表明や是正勧告等ができる機関設置について検討する。	相談機関設置の検討	B	企画政策課	苦情処理窓口受付件数 0件	事業の継続		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等				
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定					
1 人権尊重と男女平等の意識づくり	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(2) 性の商品化に対する対応	性の商品化を許さない意識づくり	性をモノとして扱う傾向は、多様なメディアの影響で無意識のうちに刷り込まれている。社会全体がそれを許さない意識づくりを促進する。	「こがねいパレット」の開催	A	企画政策課	「主要な施策」の趣旨としては、未実施 ①第20回こがねいパレット「うちの愚妻が・・・どう感じますか？このコトバ」を平成18年11月18日開催 緊急討論「言葉にかくれたジェンダー」、落語&トーク「女流真打 古今亭菊千代のみる落語の世界の男と女」、手に食を「男だらけの料理教室」、「カントリーコンサート」、「点字体験」「チャリティーバザー」及び展示等のイベントを行い、楽しみながら、やさしく、市民及び地域の団体と交流する中で男女共同参画意識の啓発とこがねいパレットの市民への浸透を図った。参加145人	事業の継続					
								「主要な施策」の趣旨としては、未実施 第25号「男女共同参画ってなんだろう?」「シングルマザーの現実」平成18年11月3,500部作成 第26号「ハローワークに行こう!」「国際比較 女性の就業」平成19年3月3,500部作成	事業の継続					
								「主要な施策」の趣旨としては、未実施 平成18年度事業は、食育に関する啓発事業を実施し、法の趣旨の理解、市の男女平等都市宣言、条例、第3次行動計画及び苦情処理窓口の周知を図った。	事業の継続					
								未実施	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定					
								未実施	未定					
								健全なまちづくり	思春期の子どもたちが、健全に成長するよう、地域や学校とも連携し、環境の浄化に努める。	A	児童青少年課	地区委員会への補助金交付 東京都青少年健全育成協力員の推薦	継続	環境の浄化については、課題が、社会状況により刻々と変化していくことを踏まえない。
									薬物乱用防止事業の推進	A	健康課	東京都薬物乱用防止小金井地区推進協議会事務局として活動	継続	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 女性人材の発掘とネットワークづくり	男女共同参画関係団体のネットワークづくり	地域活動を行っている関係団体を把握し意識啓発のための情報提供や、活動を支援し、横断組織として連携を図る。	「小金井女性史」編纂	B	企画政策課	未実施		
					女性談話室の活用	A	企画政策課	①女性談話室の利用状況 99件 385人 ②定期的に冊子等の入れ替え	事業の継続	①女性談話室の活用を図る。 ②市民から（仮称）男女共同参画推進センター等の施設設立の要望書が出されている。
		(2) 地域活動での男女共同参画の促進	拠点となる男女共同参画センターの検討	男女共同参画を進めるために、地域活動を支える拠点施設の設置に向けて検討する。	男女共同参画センター設置の検討	D	企画政策課	未実施	小金井市長期総合計画に基づく（仮称）男女平等推進センター設置の検討	①市民から（仮称）男女共同参画推進センター等の施設設立の要望書が出されている。
					地域社会における人材活用	地域活動には幅広い人材が必要である。個性が輝く人材の発掘と活用を図る。	女性人材リストの作成・整備	B	企画政策課	未実施
					社会教育関係団体登録	A	生涯学習課	①92団体登録。18年4月より3年登録となった。②登録の省略化が図れた。	継続	①市の施設の割引制度と勘違いされている。 ②施設側で割引基準を作成してもらいたい。
					市民講師登録・紹介制度	A	生涯学習課	①通年③依頼がない④市報掲載等告知	継続	
					女性学級	A	公民館	女性学級は男女共同参画講座の名称変更。 本館：「子どもとわたしの明日さがし」全5回、延べ85人。「読み聞かせ入門講座」全2回、延べ86人。 本町分館：「親子で紙漉き、絵手紙しませんか。」全2回、延べ30人。「水鉄砲を作って遊ぼう」1回、19人。「幼児の子育て支援」全5回、延べ20人。「思春期応援講座」全4回、延べ39人。 貫井南分館：「心とからだの健康を取り戻そう」全5回、延べ152人。「笑顔と色彩で明るい健康づくりを」全5回、延べ168人。 東分館：「いまを見つめる源氏物語」全4回、延べ159人。「家庭や地域の中のコミュニケーション」全4回、延べ82人。「文章力でスキルアップ」全2回、延べ39人。	継続実施	子育て支援、健康づくりなど様々な切り口で学習する事業の展開を考えている。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 地域社会における男女共同参画の推進	(2) 地域活動での男女共同参画の促進	地域団体での男性の意識改革	企業優先の働き方の中で男性の地域活動への参加は少ない。男女が共に学習し理解を深める中で男性の意識改革を図る。	「こがねいパレット」の開催	A	企画政策課	①第20回こがねいパレット「うちの愚妻が・・・どう感じますか?このコトバ」を平成18年11月18日開催 緊急討論「言葉にかくれたジェンダー」、落語&トーク「女流真打 古今亭菊千代のみる落語の世界の男と女」、手に食を「男だらけの料理教室」、「カントリーコンサート」、「点字体験」「チャリティーバザー」及び展示等のイベントを行い、楽しみながら、やさしく、市民及び地域の団体と交流する中で男女共同参画意識の啓発とこがねいパレットの市民への浸透を図った。参加145人	事業の継続	
								町会・自治会・子ども会・PTA等への参加促進と支援	A	関係各課
					成人学校	A	公民館	本館：「親子で食育体験講座」1回、68人。 本町分館：「五感で楽しむアロマセラピー」全4回、延べ75人。「菜園教室」32日、延べ406人。 貫井南分館：「滝めぐり」1回、18人。「植物観察会」1回、20人。「植物観察会」1回、18人。「インド・ムンバイ地方を訪ねて」2回、延べ50人。「春の訪れと共にリフレッシュしてみませんか」全4回、延べ137人。「心に残る昭和の名曲をみんなで歌いましょう」全2回、延べ78人。「アロマで心と体を癒そう」全3回、延べ108人。「歴史と文学の散歩、三鷹・調布・世田谷コース」1回、20人。「歴史と文学の散歩、港区・文京区・台東区コース」1回、22人。 東分館：「操体法—自分でつくる健康ライフ」全3回、延べ77人。「暮らしに役立つハーブ」全5回、延べ116人。「男子厨房から始める新しい生活」全5回、延べ83人。「デジタルカメラ基礎講座」全5回、延べ105人。 緑分館：「共働夢農園」全3回、延べ587人。「庭木剪定入門」全8回、延べ139人。「禅入門—無常の道理に学ぶ」全6回、延べ138人。	継続実施	成人対象で生活技術の取得、趣味など多様な切り口で事業実施する。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 地域社会における男女共同参画の推進	(2) 地域活動での男女共同参画の促進	地域団体での男性の意識改革	企業優先の働き方の中で男性の地域活動への参加は少ない。男女が共に学習し理解を深める中で男性の意識改革を図る。	市民講座	A	公民館	本館：「小金井を8ミリ映画にしてみよう」全4回、延べ58人。「春の自然観察会」全2回、延べ47人。「文学とスマイル」全2回、延べ69人。「朗読入門」全4回、延べ84人。「バードウォッチング入門」全2回、延べ37人。貫井南分館：「クローズアップ映像でつづる昭和の事件と人物」全5回、延べ185人。東分館：「エンディングへの生前準備」全5回、延べ305人。緑分館：「司馬遼太郎の世界」全5回、延べ328人。	継続実施	地域課題や生活問題など市民生活に直結した講座事業とする。
								市民がつくる自主講座	A	公民館
	2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 男女の意識改革	固定的性別役割分担意識の解消	性別によって、その役割を固定するのではなく、それぞれの個性が生かせる社会の形成に向けて意識啓発を図る。	多様な広報活動の推進	B	各課	(都市計画課) 業務上に男女差を設けて行う施策がない。 (企画政策課) 事業者の集まりの会議にて、市の条例及び苦情処理窓口について趣旨説明を行った。 (図書館) チラシ・パンフレット類を置いて周知に取り組んだ。	(図書館) チラシ・パンフレット類を置いて周知に取り組む。	
					視聴覚学習の充実	C	企画政策課	未実施		国・東京都及びその他団体配布の保管に留まっており、活用及び整備の検討

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 男女の意識改革	女性の自立意識の醸成	女性が力を発揮するためには、機会の提供やその土壌が必要であり、積極的な是正の検討を進める。	クォーター制導入の検討	D	企画政策課	未実施	クォーター制を導入できる分野があるかどうか検討していく。	クォーター制導入に関しては、「能力がないものが上に立つのか」という批判がなされ、まだ制度としては実現されていない。この批判に答えながら、市として導入できる分野があるかどうか検討していきたいと考えている。
					町会・自治会・子ども会・PTA等団体の長への参画の促進	B～C	企画政策課	未実施		
					町会・自治会・子ども会・PTA等団体の長への参画の促進	B～C	関係各課			
		(2) 女性の参画の推進	市政への女性の参画の推進	市政へ男女双方がバランスよく参画し、意見が平等に反映されるよう、女性の参画の比率を高める。	女性人材リストの作成・整備	B	企画政策課	未実施	おおむね5年ごとに更新を行う予定	①登録する人が少ないこと。 ②関係課との連携
					審議会委員等へ女性の登用の促進	A	企画政策課	平成18年4月18日開催の男女共同参画推進行政連絡会議にて、女性の登用促進を要請	継続	
			庁内における女性の参画の促進	市政を有効かつ効果的に運営するために男女間の格差是正や相互乗り入れ、管理職への積極的登用を図り、庁内に男女平等意識の気運醸成を図る。	設置内容の見直しと職場環境の整備	A	職員課	未実施	男性、女性だけに偏らない人員配置を検討する。職場内における男女平等意識の醸成を図る。	
				昇任試験受験の推進と意識啓発	A	職員課	管理職試験は実施せず。女性管理職登用2名	昇任に魅力を感じるような人事制度の構築を検討する。	男女共に役職が上位になるほど受験率が低下している。給与や組織・生活形態（子育て、介護等さまざまな要因）から、受験を控える傾向がある。抜本的な改善が必要。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(2) 女性の参画の推進	庁内における女性の参画の促進	市政を有効かつ効果的に運営するために男女間の格差是正や相互乗り入れ、管理職への積極的登用を図り、庁内に男女平等意識の気運醸成を図る。	育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透	A	職員課	特定事業主行動計画の策定リーフレット作成 (育児休業6名・介護休暇0名)	継続して全職員への周知を図る。	育児休業は、男性職員の取得も可能
			庁内における女性の参画の促進	市政を有効かつ効果的に運営するために男女間の格差是正や相互乗り入れ、管理職への積極的登用を図り、庁内に男女平等意識の気運醸成を図る。	職員研修における能力開発プログラムの充実	A	職員課	東京都市町村職員研修所「男女共同参画社会形成研修」への研修生派遣(1人派遣)	継続して実施	男女観の意識改革について考えるとともに、男女共生についての知識の習得と実践能力の向上を図る。
			職員の通称名(旧姓)使用		A	職員課	実施中(18年度新たに3名が使用)	継続して実施		
			事業所における女性の参画の啓発	市内事業所と連携し事業主への意識啓発や情報提供を促進する。	事業所との連携及び情報提供	A	経済課	各団体へ各種啓蒙啓発資料の情報提供をした。	前年度に引き続き関係団体へ情報提供を行う予定。	
	3 多文化社会への対応	(1) 多文化共生社会への意識改革	多文化理解推進事業の実施	多様な文化の理解のために、グローバルな視点に立った教育・学習が重要である。人類全体の問題解決のために、学校教育・生涯学習・地域活動などあらゆる場面を通じて意識の高揚を図る。	非核平和事業の充実	A	広報秘書課	・非核平和映画会「エルマーの冒険」「みいちゃんのでのひら」「ババママバイバイ」上映参加者25人・原爆写真パネル展・非核ビデオ放映会参加者41人・横断幕市内5ヶ所掲出・原爆死没者への黙とう・「平和行事」参加の旅市民14人参加	・非核平和映画会・原爆写真パネル展・非核ビデオ放映会・横断幕掲出・原爆死没者への黙とう・「平和行事」参加の旅市民参加	会場等の都合で規模を縮小せざるを得ない事業もあるが、「非核都市宣言」の趣旨を広く市民に知らせるため継続が必要である。
					中学生の海外派遣事業	A	指導室	中学校にて外国人英語指導助手を導入し授業を実施した。また、小学校では、外国人による英語教育活動を試験的に実施した。	事業の充実(小学校における英語教育活動を市立小学校全9校にて実施)	国際理解教育の推進を図る。
					多文化社会への理解と研究	A	指導室	各大学や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施した。	事業の継続	多様な価値観・文化を理解する。
					国際理解教育の推進	A	指導室	ユネスコや赤十字等の活動を通して、国際理解を深めた。	事業の継続	国際社会の中での日本の役割を考えさせる。
					国際理解教室	A	公民館	「ハローフレンズ教室」全10回、527人。	未定	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	3 多文化社会への対応	(1) 多文化共生社会への意識改革	多文化理解推進事業の実施	多様な文化の理解のために、グローバルな視点に立った教育・学習が重要である。人類全体の問題解決のために、学校教育・生涯学習・地域活動などあらゆる場を通じて意識の高揚を図る。	国際理解の推進	A	コミュニティ文化課	未実施	予定なし	
					生活日本語教室及び国際交流事業	A	公民館	本町分館：「チベットの歴史と文化」全4回、延べ136人。 緑分館：「生活日本語教室・ボランティアスタッフ養成講座」全5回、延べ117人。 貫井南分館：「七夕DE交流会」1回、52人。「お正月DE交流会」1回、33人。「ひなまつりDE交流会」1回、41人。 東分館：「ガイドブックの余りない国・バングラディッシュ」全4回、延べ63人。「中国四千年・水墨画と茶道の世界」全4回、延べ98人。	継続実施	
					市内在住外国人に向けての施設見学事業	A	コミュニティ文化課	男女共同参画の視点に立った事業計画を推進するよう努めている	今後も継続	

課題Ⅲ 男女平等教育学習の推進

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	1 家庭・地域における男女平等意識の啓発	(1) 家庭における男女平等の教育・学習の推進	家庭における男女共同参画の推進	ジェンダーにとらわれない家庭教育や、男女平等な家庭づくりの促進のため学習機会を提供する。	家庭教育学級	A	生涯学習課	①文部科学省委託家庭教育支援総合推進事業として実施。実施主体は小中学校PTA連合会等。親と子が共に学習する場を提供。	事業の継続	特に男女平等をテーマとはしていない。
			女性学級		女性学級は男女共同参画講座へ名称変更。 本館：「子どもとわたしの明日さがし」全5回、延べ85人。「読み聞かせ入門講座」全2回、延べ86人。 本町分館：「親子で紙漉き、絵手紙しませんか。」全2回、延べ30人。「水鉄砲を作って遊ぼう」1回、19人。「幼児の子育て支援」全5回、延べ20人。「思春期応援講座」全4回、延べ39人。 貫井南分館：「心とからだの健康を取り戻そう」全5回、延べ152人。「笑顔と色彩で明るい健康づくりを」全5回、延べ168人。 東分館：「いま見つめる源氏物語」全4回、延べ159人。「家庭や地域の中のコミュニケーション」全4回、延べ82人。「文章力でスキルアップ」全2回、延べ39人。	継続実施	男女共生の問題、子育て支援など様々な切り口で学習する事業の展開を考えている。			
			「親学級」への啓発	B	公民館	特になし	未定			
			男性の家事・育児・介護への参加の推進	男女の固定的性別役割分担意識を是正し男女共に家庭責任が果たせるよう、学習の場を提供する。	両親学級（母性科・育児科）	A	健康課	母性科： 実施回数：平日4日コース6回 土曜2日コース4回 参加数：平日4日コース142人 土曜2日コース226人 育児科： 実施回数：エンジェル教室12回 カルガモ教室12回 参加数：エンジェル教室260人 カルガモ教室181人	育児科は、19年度より子育て支援課の事業	
			パパママパスポートの新設	B	子育て支援課	未実施	検討			

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	1 家庭・地域における男女平等意識の啓発	(2) 地域における男女平等の教育・学習の推進	地域活動における男女のエンパワメント	男女がいろいろな分野の地域活動に参画するための力をつけるため、学習・情報ニーズを把握し、その機会の充実を図る。	男女共同参画推進のための出前講座の実施	C	企画政策課	未実施	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定	
					地域リーダーへのジェンダー視点の導入	C	企画政策課	未実施 なお、情報誌「かたらい」第26号にて、働き続けることの大変さと楽しさ、日頃から心がけていることなどのインタビューを掲載し、メッセージを紹介		
					校庭開放	A	生涯学習課	①1年間②安全な遊び場③参加人数④告知	①1年間②参加向上	
					障害児の地域活動促進事業	A	生涯学習課	①水泳教室14回、レクリエーション活動4回実施(学校5日制の会へ委託)	事業の継続	
					青年教室	A	公民館	休止		
	2 学校教育における男女平等意識の啓発	(1) 男女平等観に立った教育の推進	男女平等のキャリアキュラム・指導法の検討・推進	日々の教育の中で、人権意識や男女平等意識を育てる教育を推進する。そのための教材の充実や、男女相互の協力について認識を深める指導を行う。	男女平等教育の推進	A	指導室	指導者である教員に対して研修会を行い、推進を図った。	事業の継続	男女平等教育についての正しい理解を図っていく。
					男女平等教育指導資料の活用	A	指導室	人権教育プログラムの活用を推進した。	事業の継続	人権尊重の精神を基本に、偏見、差別のない教育を目指す。
					技術・家庭科の男女共修	A	指導室	男女共修で実施した。	事業の継続	男女相互の協力について認識を深める。
					性に関する教育の充実	A	指導室	性に関する指導を発達段階に応じ、適切に行った。	事業の継続	性に関する基礎的知識を正しく理解させる。
					性に関する教育の充実	A	指導室	子どもたちが、生命の尊重や、男女平等の立場から、性に関する基礎的な知識を正しく理解できるように教材の充実や指導法の研究を進める。		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
III 男女平等教育学習の推進	2 学校教育における男女平等意識の啓発	(1) 男女平等観に立った教育の推進	性に関する教育の充実	子どもたちが、生命の尊重や、男女平等の立場から、性に関する基礎的な知識を正しく理解できるように教材の充実や指導法の研究を進める。	性に関する教材の充実と年齢に合わせた学習指導法の研究	A	指導室	発達段階に応じた学習指導方法の研究を行った。	事業の継続	正しい異性観、豊かな人間性の形成を図る。
			男女平等の視点に立った進路指導の実施及び社会的自立意識の醸成	将来の進路について男子向き・女子向きといった固定観念にとらわれず、多様な選択を可能にするような指導や、様々な機会をとらえての勤労体験等を行う。	進路指導の充実	A	指導室	性別にとらわれない進路指導を実施した。	事業の継続	性別にとらわれることなく、能力、適正を生かした適切な指導の充実を図る。
			職場体験や農業体験、その他の勤労体験の実施		A	指導室	中学生の職場体験を実施した。	事業の継続	将来に向けて豊かな生き方が出来るように、勤労観の育成を図る。	
			職場体験や農業体験、その他の勤労体験の実施		A	経済課	市内の公立9小学校の2学年を対象とした学童収穫体験を実施。土に触れ合うと共に収穫の喜び、周辺作物の生育や地域農地の役割を深める教育の一助となった。	前年度に引き続き継続して実施する予定。		
		(2) 男女平等教育の推進体制の充実	教職員・保育関係者等に対する男女平等研修の充実	子どもたちを指導する教職員や保育関係者が自らの固定的な性別役割分担意識に気づき、これにとらわれず個性尊重の教育への理解を深めるための研修を充実する。	教職員に対する研修の充実	A	指導室	人権教育プログラムを活用した男女平等教育にかかわる校内研修を実施した。	事業の継続	人権教育を推進する教育指導者としての意識を高める。
			保育関係者に対する研修の充実		D	職員課	未実施	今後導入について検討する。	性別役割分担意識は幼年期からの積み重ねで形成されるため、男女共同参画社会を実現するには、保育関係者としていかなる意識と行動が必要であるかの啓発を実施していく必要がある。	
			教職員に対するメディア・リテラシー講座の実施		D	指導室	各種研修会や推進委員会を通して、メディアリテラシーについての理解を深めた。	事業の継続	メディアリテラシーにかかわる教育を推進する。	
			保育関係者に対するメディア・リテラシー講座の実施		D	職員課	未実施	今後導入について検討する。	性別役割分担意識は幼年期からの積み重ねで形成されるため、男女共同参画社会を実現するには、保育関係者としていかなる意識と行動が必要であるかの啓発を実施していく必要がある。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	2 学校教育における男女平等意識の啓発	(2) 男女平等教育の推進体制の充実	学校教育における「かくれたカリキュラム」の改善	学校教育の顕在的カリキュラム以外に暗黙的に学び取っている内容が児童生徒の人間形成に大きな影響を及ぼす。暗黙的な性別による不要な区別を改善していく。	男女混合名簿の実施	A	指導室	全校で実施した。	事業の継続	性別に関わりなく、男女平等の意識を育成する。
					伝統的な慣習の見直し	A	指導室	性別による偏見のない指導を実施した。	事業の継続	性別による偏見のない教育の実施
			女性教職員の管理職への意識高揚	男女平等教育を進める上で、女性が管理職として運営に関わる重要性の認識を深める。	女性教職員の管理職への受験の奨励	A	指導室	女性職員の管理職への受験を奨励した。	事業の継続	男女平等教育の推進を図る。
	3 生涯学習における男女平等意識の育成	(1) 男女平等観に立った社会教育の推進	男女平等の視点に立った各種講座の充実	公共施設や地域集会所で実施する、講座や学習等の場に、人権尊重の理念や、男女平等の視点を入れて事業の展開を図る。	「こがねいパレット」と女性学級との連携	B～C	企画政策課	企画実行委員会にて、意見交換等を実施	事業の継続	
					「こがねいパレット」と女性学級との連携	B～C	公民館	特になし	未定	
					女性学・ジェンダー研究グループへの支援	B	企画政策課	未実施	他団体等広く掘り起こしを行う予定	
				女性学級	A	公民館	女性学級は男女共同参画講座の名称変更。 本館：「子どもとわたしの明日さがし」全5回、延べ85人。「読み聞かせ入門講座」全2回、延べ86人。 本町分館：「親子で紙漉き、絵手紙しませんか。」全2回、延べ30人。「水鉄砲を作って遊ぼう」1回、19人。「幼児の子育て支援」全5回、延べ20人。「思春期応援講座」全4回、延べ39人。 貫井南分館：「心とからだの健康を取り戻そう」全5回、延べ152人。「笑顔と色彩で明るい健康づくりを」全5回、延べ168人。 東分館：「いまを見つめる源氏物語」全4回、延べ159人。「家庭や地域の中のコミュニケーション」全4回、延べ82人。「文章力でスキルアップ」全2回、延べ39人。	継続実施	子育て支援、健康づくりなど様々な切り口で学習する事業の展開を考えている。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等			
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定				
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	3 生涯学習の場における男女平等意識の育成	(1) 男女平等観に立った社会教育の推進	男女平等の視点に立った各種講座の充実	公共施設や地域集会所で実施する、講座や学習等の場、人権尊重の理念や、男女平等の視点を入れて事業の展開を図る。	成人学校	A	公民館	本館：「親子で食育体験講座」1回、68人。 本町分館：「五感で楽しむアロマセラピー」全4回、延べ75人。「菜園教室」32日、延べ406人。 貫井南分館：「滝めぐり」1回、18人、「植物観察会」1回、20人。 「植物観察会」1回、18人。「インド・ムンバイ地方を訪ねて」2回、延べ50人。「春の訪れと共にリフレッシュしてみませんか」全4回、延べ137人。「心に残る昭和の名曲をみんなで歌いましょう」全2回、延べ78人。「アロマで心と体を癒そう」全3回、延べ108人。「歴史と文学の散歩、三鷹・調布・世田谷コース」1回、20人。「歴史と文学の散歩、港区・文京区・台東区コース」1回、22人。 東分館：「操体法—自分でつくる健康ライフ」全3回、延べ77人。 「暮らしに役立つハーブ」全5回、延べ116人。「男子厨房から始める新しい生活」全5回、延べ83人。 「デジタルカメラ基礎講座」全5回、延べ105人。 緑分館：「共働農園」全3回、延べ587人。「庭木剪定入門」全8回、延べ139人。「禅入門—無常の道理に学ぶ」全6回、延べ138人。	継続実施	成人対象で生活技術の取得、趣味など多様な切り口で事業実施する。			
								市民講座	A	公民館	本館：「小金井を8ミリ映画にしてみよう」全4回、延べ58人。「春の自然観察会」全2回、延べ47人。「文学とスマイル」全2回、延べ69人。「朗読入門」全4回、延べ84人。「パードウオッチング入門」全2回、延べ37人。 貫井南分館：「クローズアップ—映像でつづる昭和の事件と人物」全5回、延べ185人。 東分館：「エンディングへの生前準備」全5回、延べ305人。 緑分館：「司馬遼太郎の世界」全5回、延べ328人。	継続実施	地域課題や生活問題など市民生活に直結した講座事業とする。
								障害者青年学級	A	公民館	「みんなの会」全25回、学級生45人、延べ受講者数689人。	継続実施	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	3 生涯学習の場における男女平等意識の育成	(1) 男女平等観に立った社会教育の推進	男女平等の視点に立った各種講座の充実	公共施設や地域集会所で実施する、講座や学習等の場、人権尊重の理念や、男女平等の視点を入れて事業の展開を図る。	高齢者学級	A	公民館	本館：シルバー大学「世界の動きを知り、自己を考える」全16回、延べ551人。 本町分館：「生きがい広場」全20回、延べ695人。 貫井南分館：「けやき学級」全25回、延べ759人。 東分館：「いきいきと仲間づくり」全20回、延べ1,108人。 緑分館「みどり・朴の樹学級」全13回、延べ424人。	継続実施	高齢者の余暇時間を有効に過ごし、時代に合った課題を学習する。
					市民がつくる自主講座	A	公民館	1「子育てママのリフレッシュタイム～布や楽器を使って」全3回、延べ22人。 2「子どもの権利条約とカナダのアニメーション」全2回、延べ20人。 3「アサーティブトレーニング」全2回、延べ34人。 4「子育てママの息抜き講座」全2回、延べ17人。 5「ゴスペル音楽で感じてみよう」全2回、延べ56人。 6「盲導犬って知ってますか？手話でゴスペルを歌おう」全2回、延べ110人。 7「おこと（琴）を楽しむ集い」全2回、延べ38人。 8「ハーブ&アロマテラピー」1回、17人。 9「STEPティーン思想期の子どもとの関係を見直すために」1回、20人。	継続実施	市民自身が企画、運営を行い、公民館はその相談などにのるという事業形態の展開。
					自然体験教室	A	生涯学習課	①7月と2月に小中学生を対象に清里で実施②互いの協力で仲間作りができた。	継続	
					子ども生活体験教室	A	生涯学習課	①3月に実施。カーリングと山歩き②グループ活動の楽しさを得た。	中止	
					親子ふれあい教室	A	生涯学習課	①年10回清里山荘で実施②親子協力の楽しさ	継続	
					成人の日記念行事	A	生涯学習課	①平成19年1月8日実施。式典、抽選会等②対象は男717人、女589人、合計1306人。参加者は男319人、女289人、合計608人③参加率、主体性④若年層との連携、実行委員の継承	①平成20年1月14日に実施予定	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	3 生涯学習の場における男女平等意識の育成	(2) 多様な生き方を支える学習体制の充実	学習相談の充実	個人のライフスタイルにあった様々な学習を選択できるような相談や情報提供の充実を図る。	生涯学習情報コーナー	A	生涯学習課	①情報を提供できるように情報コーナーを設けている。	充実	
					市民講師登録・紹介制度	A	生涯学習課	①通年③依頼がない④市報掲載等告知	①通年②依頼を増やす	

課題Ⅳ 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等	
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定		
Ⅳ 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(1) 男女が安心して子育てできる環境づくり	子育て・子育てに係る相談・情報提供の充実	子育ての悩みを地域施設等であらゆる相談したり保護者同士が交流を深め合いながら孤立せず子育てができるよう相談体制や情報提供を充実する。	両親学級（育児科）	A	健康課	育児科： 実施回数：エンジェル教室12回 カルガモ教室12回 参加数：エンジェル教室260人 カルガモ教室181人	育児科は、19年度より子育て支援課の事業		
					乳幼児保健相談	A	健康課	実施回数 東センター12回 貫井南センター12回 相談人数 518人	例年通り実施		
					テレホン母子保健相談	A	健康課	相談延数：乳幼児33件、妊産婦16件	18年度で廃止	健康課では平常業務の中で電話相談を引き続き受ける。5時以降は東京都の電話相談を紹介。	
					乳幼児健康相談	A	健康課	相談日数：96日 相談延べ人数：乳児233人・幼児499人	例年通り実施		
					保健師活動の推進	A	健康課	常勤3人育児2人非常勤2人体制	常勤4人非常勤2人体制	年々ケースフォロー増、成人保健事業の大幅な変更等が見込まれ、体制の見直し・強化を図る必要がある。	
					保育内容の充実と機能の活用	A	保育課	平成13年度より弾力運用で定員を超えて入所している。	継続		
					子育て総合相談窓口事業の設置	B	子育て支援課	子ども家庭支援センターにおいて実施（相談件数1,303件）	継続継続		
					各種手当等々の充実	A	子育て支援課	子育ての経済的負担を軽減するため、各種手当を支給し、健やかな成長を支援する。	都標準受給者 72,541件 市単独受給者 12,561件 支給額 172,601,506円	市単独について6歳まで所得の制限撤廃	乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資する。
					愛育手当の支給	A	子育て支援課		受給者24人 2,051,300円	継続実施	子育て家庭の支援

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(1) 男女が安心して子育てできる環境づくり	各種手当等 の充実	子育ての経済的負担を軽減するため、各種手当を支給し、健やかな成長を支援する。	児童扶養手当の支給	A	子育て支援課	全部支給200人、一部支給167人、支給停止88人 支給額 154,199,120円	継続実施	母子家庭の自立・安定のため実施
					児童育成手当の支給	A	子育て支援課	受給者790人 130,293,000円	継続実施	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減することにより生活の安定と自立を支援し福祉の増進を図る。
					児童手当等の支給	A	子育て支援課	対象児童数 6,382人 支給金額 380,360,000円	継続実施 ※3歳未満の乳幼児に対する手当額が一律月額1万円となる	小学校6年生までの児童を養育している方に、手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会をなう児童の健
			地域・家庭における子育て支援	家庭と地域が連携し親子が様々な出会いや体験を通し、自立意識やお互いを尊重する精神を学び健やかに成長できるよう社会的支援を充実する。	民生委員・児童委員の活動の充実	A	地域福祉課	児童館の乳幼児グループとのかわりや、母子手帳へのPR資料の添付により、支援の活動を継続してきた。	継続	子育て中の母親への支援
					緊急一時保育の実施	A	保育課	年間利用者数 121名	拡充	
					パパママパスポートの新設	B	子育て支援課	未実施	検討	
					ショートステイ・トワイライトステイ事業	C	子育て支援課	未実施	平成19年度中にショートステイ事業を開始。トワイライトは検討	
					産後支援ヘルパー	A	子育て支援課	利用者数24人	平成19年度より「育児支援ヘルパー」として事業を再構築	平成19年度より利用期間等を拡大
					駅周辺のオープンルームの開設	D	子育て支援課	未実施	検討	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(1) 男女が安心して子育てできる環境づくり	地域・家庭における子育て支援	家庭と地域が連携し親子が様々な出会いや体験を通し、自立意識やお互いを尊重する精神を学び健やかに成長できるよう社会的支援を充実する。	子ども家庭支援センターの設置	B	子育て支援課	設置済み	先駆型子ども家庭支援センターへ移行	現在の子ども家庭支援センターに児童虐待対応機能等を加えた、子育て支援の拠点（中核機関）となる「先駆型子ども家庭支援センター」へ移行
					児童館を利用した子育て支援事業の充実	A	児童青少年課	子育てひろば事業を拡充常設子育てひろばを東児童館に開設。学童保育所を利用したひろば事業の開設	学童保育所を利用したひろば事業の拡充	いつでも気軽に利用できる乳幼児親子のつどいの場の充実を図る。
					移動児童館（わんぱく号）の活用	A	児童青少年課	9回実施	継続	小学生にとって安全で貴重な野外体験である。
					図書館における児童サービス	A	図書館	おはなし会などを実施し、図書館の利用の促進を図る	継続	様々な機会を通し、親子で図書館に親しんでもらう
	(2) 地域・社会で担う子育て支援	障害児の生活自立と介護者への支援	障害のある子どもの生活支援はきめ細かい配慮が必要でありあわせて介護者の心身へのフォローや、経済支援などの充実を図る。	心身障害者（児）通所訓練等事業助成	A	障害福祉課	①心身障害者（児）通所訓練等事業を運営する民間団体等に対して、その経費の一部を助成し在宅の心身に障害のある人（児）の自立を促進する。②4か所 開所日数820日 通所延人数7057人の通所があり、保護者の負担軽減を図った。	今年度も同様の実施予定		
				住宅設備改善費の給付	A	障害福祉課	①重度の身体に障害のある人（児）に対し、居住する家屋の玄関等の設備改善に要する費用を給付し、日常生活の利便を図った。②給付件数は7件あり、（うち、2件については、10月から日常生活用具費給付（地域生活支援事業）へ移行した。）身体に障害のある人の日常生活の利便を図った。	主な事業は日常生活用具費給付（地域生活支援事業）となり、同様の実施予定		
				心身障害者（児）介護人の派遣	A	障害福祉課	①保護者、又は家族の一時的疾病、冠婚葬祭及び出産等必要緊急の理由により、家族での介護に一時的な支障を生じた心身に障害のある人（児）に対して介護人を派遣して、日常生活の介護を行う。②派遣日数145日	今年度も同様の実施予定		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(2) 地域・社会で担う子育て支援	障害児の生活自立と介護者への支援	障害のある子どもの生活支援はきめ細かい配慮が必要でありあわせて介護者の心身へのフォローや、経済支援などの充実を図る。	布おむつ貸与事業	A	障害福祉課	①心身に重度の障害を有し、かつ、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害のある人（児）に対し、おむつを貸与することにより、保健衛生の向上を図るとともに、介護人の経済的、精神的負担を軽減する。 ②利用者数14人、貸与枚数37,382枚あり、保健衛生の向上と、介護人の経済的、精神的負担を軽減を図った。	今年度も同様の実施予定	
					心身障害者（児）等ホームヘルプサービス事業	A	障害福祉課	①在宅で、日常生活を営むのに支障のある心身に障害のある人（児）等に対し、ホームヘルパーを派遣して、家事や介護の支援を行い生活の安定を図る。②利用人数身体障害者79人/27,314時間 知的障害者117人/6,203時間 デイサービス2人51回 児童66人/4,258.5時間の利用があり、在宅の障害のある人の生活の安定を図った。移動支援については、10月から地域生活支援事業となった。	今年度も同様の実施予定	
					重度心身障害者（児）緊急一時保護	A	障害福祉課	①短期入所支援費は在宅の心身に障害のある人（児）の援護対策の一環として、保護者等の事情により一時的に保護を必要とする心身に障害のある人（児）を施設や病院等で一時保護することにより、福祉の増進を図る。10月から日中のみの利用は地域生活支援事業となった。②利用者数及び日数 身体障害者1人/3日 知的障害者15人/463.5日 児童37人/417.5日 重症心身障害者10人/338日 日中のみの利用は、知的障害者3人/46日 児童22人/123日の利用があり、在宅の障害のある人の福祉の増進を図った。	今年度も同様の実施予定	
					訪問入浴サービス	B	障害福祉課	①家庭において入浴が困難な重度の身体に障害のある人に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の清潔保持、病気予防、家族介護の負担を軽減することにより、重度の身体に障害のある人及び介護者の福祉の増進を図った。②利用者6人/196回の利用があり、重度の身体に障害のある人及び介護者の福祉の増進を図った。10月から地域生活事業となった。	今年度も同様の実施予定	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(2) 地域・社会で担う子育て支援	障害児の生活自立と介護者への支援	障害のある子どもの生活支援はきめ細かい配慮が必要でありあわせて介護者の心身へのフォローや、経済支援などの充実を図る。	特別障害者（児）手当等支給	A	障害福祉課	①心身に重度の障害のある人に国の手当を支給することにより福祉の増進を図る。②特別障害者手当71人、障害児福祉手当30人、福祉手当3人の受給があり、福祉の増進を図った。	今年度も同様の実施予定	
					心身障害者福祉手当支給	A	障害福祉課	①身体障害者1～6級、愛の手帳1～4度及び進行性筋萎縮症、脳性麻痺等による障害のある人に対して、手当を支給することにより、障害のある人の福祉の増進を図った。②身体障害者1,344人、知的障害者208人の受給があり、福祉の増進を図った。	今年度も同様の実施予定	
					難病者福祉手当支給	A	障害福祉課	①原因が不明確で、根治治療法等の治療方針が未確立な難病のため、治療を受けている者に対し、本人及び家族の経済的、精神的負担の軽減を図った。②受給者数837人あり、本人及び家族の経済的、精神的負担の軽減を図った。	今年度も同様の実施予定	
					障害児保育の充実 (保育所・学童保育所)	A	児童青少年課	18年度より全学童保育所で受入れを行った結果7所で12名受け入れた。	継続	
					障害児巡回指導の充実	A	保育課	未実施 (ビノキオ幼稚園では、専門の機能・言語訓練士を配置し、入所されている子どもの症状に合わせて訓練を行っている。)	未定	
					障害児通所訓練事業の推進	A	保育課	15名在籍：延べ人員 生活訓練 2,219件 言語訓練 252件 機能訓練 247件	継続	
			子どもの居場所・交流の場の提供	A	児童青少年課	子どもたちが、生活する全ての場で、伸び伸びと豊かな感性を育み、周囲の人とのつながりを大切にして、学んだり遊びの経験を重ねながら、個性を発揮して自立していけるよう活動の推進を支援する。	文化振興活動事業の推進	A	児童青少年課	新春たこあげ大会実施

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(2) 地域・社会で担う子育て支援	子どもの居場所・交流の場の提供	子どもたちが、生活する全ての場で、伸び伸びと豊かな感性を育み、周囲の人とのつながりを大切に、学んだり遊びの経験を重ねながら、個性を発揮して自立していけるよう活動の推進を支援する。	ブレイリーダーの育成	A	児童青少年課	夏期クラブ、わんぱく団等体験事業でのブレイリーダー育成	継続	児童館の枠の中での育成である。
					中高生世代体験ボランティア教室の充実	A	児童青少年課	夏期クラブ、わんぱく団等体験事業でのボランティア育成	継続	児童館の枠の中での育成である。
					青少年の健全育成地区委員活動の充実	A	児童青少年課	市と6地区委員会の共催による子ども週間行事、市民まつり子ども部門行事を実行委員会方式で実施	継続	地域での健全育成活動を保障する必要がある。
					こども会活動への支援	A	児童青少年課	補助金の交付 担当職員の配置	継続	小金井市独自の活発な子供会活動の継続を保障する必要がある。
					地域世代間交流の充実	A	児童青少年課	東児童館の異世代交流コーナーの設置	充実	左記の交流コーナーの活用を図る。
					親子体操教室	A	スポーツ振興課	前期8回・後期8回の全16回。参加者数176人。子どもの居場所・交流の場になるとともに、親同士の交流の場の提供となっている。	平成18年度と同様の内容で実施。	子どもの居場所・交流の場の提供。親同士の交流の場の提供。
					夏休み水泳のつどい	A	スポーツ振興課	小学校3校、中学校1校で開催。各校4回ずつ全16回。参加者数620人。	平成18年度と同様の内容で実施。	夏休みの子どもの居場所・交流の場の提供として、夏休み中継続的に開放したいが、予算の関係上限界がある。
					障害者（児）水泳教室	A	スポーツ振興課	前期・後期2回ずつの全4回。参加者数32人	平成18年度と同様の内容で実施。	子どもの居場所・交流の場の提供。
					少年少女野球教室	A	スポーツ振興課	参加者数129人	平成18年度と同様の内容で実施。	子どもの居場所・交流の場の提供。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等	
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定		
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(2) 地域・社会で担う子育て支援	子どもの居場所・交流の場の提供	子どもたちが、生活する全ての場で、伸び伸びと豊かな感性を育み、周囲の人とのつながりを大切に、学んだり遊びの経験を重ねながら、個性を発揮して自立していけるよう活動の推進を支援する。	少年少女サッカー教室	A	スポーツ振興課	参加者数99人	平成18年度と同様の内容で実施。	子どもの居場所・交流の場の提供。	
			2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(1) 生涯にわたる女性の健康づくりへの支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康教育と健康管理の推進	全ての人は、自分の性と生殖について自ら決定する権利を持っており、特に女性の重要な人権として位置づけられている。この概念が社会に根づくよう機会をとらえ普及・啓発に努めるとともに保健医療に関する情報・サービスの充実をめざす。	妊娠届出・母子健康手帳交付	A	健康課	妊娠届出数922件 母子健康手帳交付954件	例年通り実施
					両親学級（母性科）	A	健康課	母性科： 実施回数：平日4日コース6回 土曜2日コース4回 参加数：平日4日コース142人 土曜2日コース226人	例年通り実施		
					新生児・妊産婦訪問指導	A	健康課	356件（未熟児訪問指導含む）	例年通り実施		
					乳幼児及び産婦健康診査	A	健康課	3～4か月児健診832人 産婦健診824人 6～7か月児健診813人 9～10か月児健診765人 受診	例年通り実施	3～4か月児・妊婦健診は集団健診のため、日時が固定。待ち時間も長い	
					エイズ対策普及・啓発	A	健康課	パンフレット・ポスター等による普及・啓発、エイズキャンペーン協力参加	例年通り実施		
					思春期保健対策・健康教育	A	健康課	パンフレット・ポスター等による普及啓発	例年通り実施	関係機関（委託先）及び医師会との連携	
				女性のライフステージに応じた健康支援	女性をめぐる様々な健康問題について、男女が共に考え、その状態に応じた的確に自己管理を行えるよう、心の悩みも含め各ライフステージにおける適切な健康教育や相談などの充実を図る。	妊婦健康診査・妊婦精密健康診査	A	健康課	妊娠前期872人 後期838人 超音波検査(35歳以上)205人	例年通り実施	現行2回実施から回数増加を検討中
					一般歯科健康診査（妊婦）	A	健康課	受診者数 104人	例年通り実施	両親学級受講妊婦対象で、平日実施のため、受診者が限られる	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからの健康づくり	(1) 生涯にわたる女性の健康づくりへの支援	女性のライフステージに応じた健康支援	女性をめぐる様々な健康問題について、男女が共に考え、その状態に応じて的確に自己管理を行えるよう、心の悩みも含め各ライフステージにおける適切な健康教育や相談などの充実を図る。	乳幼児及び産婦健康診査	A	健康課	3～4か月児健診832人 産婦健診824人 6～7か月児健診813人 9～10か月児健診765人 受診	例年通り実施	3～4か月児・妊婦健診は集団健診のため、日時が固定。待ち時間も長い
					子宮がん検診	A	健康課	実施回数 年3回(6月・11月・1月) 頸がん検診1,773人 体がん検診129人	例年通り実施	
					骨粗しょう症検診	A	健康課	受診者143人 精検15人 要指導52人	例年通り実施	
					健康づくりフォローアップ指導・健康教育	A	健康課	高脂血症予防教室2回(申込者32人・延べ参加者126人)、糖尿病予防教室1回(申込者11人・延べ参加者48人)、ヘルシーダイエット教室2回(申込者27人・延べ参加者121人)、骨粗しょう症予防教室1回(申込者25人・延べ参加者90人)	例年通り実施	
					成人健康相談	A	健康課	相談日数：48日、相談人数310人	例年通り実施	
					巡回健康相談	A	健康課	利用者延べ人数 相談人数220人	例年通り実施	
		母子保健体制等の充実	母子の健康の保持増進のため乳幼児期から就学前まで、一貫した医科・歯科の健康診査や相談また、栄養指導など医師・保健師・看護師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員などが連携し、子育て支援を図る。	妊産婦・乳幼児保健指導	A	健康課	妊婦6人、受診延べ数34件 産婦3人、受診 2件 乳幼児3人、受診 3件	例年通り実施		
		乳幼児・産婦健康診査	A	健康課	3～4か月児健診832人 産婦健診824人 6～7か月児健診813人 9～10か月児健診765人 受診	例年通り実施	3～4か月児・妊婦健診は集団健診のため、日時が固定。待ち時間も長い			

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからの健康づくり	(1) 生涯にわたる女性の健康づくりへの支援	母子保健体制等の充実	母子の健康の保持増進のため乳幼児期から就学前まで、一貫した医科・歯科の健康診査や相談また、栄養指導など医師・保健師・看護師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員などが連携し、子育て支援を図る。	1歳6か月児健康診査	A	健康課	健診（実施回数：24回、対象者：870人、受診者：805人） 経過観察健診（心理）（実施回数：12回、受診者78人） 経過観察健診（集団）（実施回数：12回、延べ受診者120人）	例年通り実施	
					3歳児健康診査	A	健康課	健診（実施回数：24回、対象者：904人、受診者：833人） 経過観察健診（心理）（実施回数：12回、受診者72人） 経過観察健診（集団）（実施回数：12回、受診者94人）	例年通り実施	
					栄養指導	A	健康課	栄養個別相談 実施回数 30回 相談延数 乳幼児 21件 成人 17件 栄養集団指導 実施回数 6回 参加延数 85人	例年通り実施	栄養個別：乳幼児の相談をする男性は皆無
		(2) 健康の保持・増進施策の充実	予防医学の推進	長い生涯を寝たきりにならず健康に過ごし、男女が共に社会参加ができるように、日々の生活習慣を見直し、健康的な食生活・適切な運動などが定着するよう予防のための健（検）診事業や相談、スポーツ・レクリエーションなどの充実を図る。	健康手帳の交付	A	健康課	作成件数 2,300冊	地域支援事業を盛り込み、介護予防事業実施部署にも配布	
	基本健康診査	A			健康課	35歳～55歳（集団健診） 56歳以上（個別健診） 受診者数17,916名		課題：健診結果の有効活用		
	健康づくりフォローアップ指導・健康教育	A			健康課	高脂血症予防教室2回（申込者32人・延べ参加者126人）、糖尿病予防教室1回（申込者11人・延べ参加者48人）、ヘルシーダイエット教室2回（申込者27人・延べ参加者121人）、骨粗しょう症予防教室1回（申込者25人・延べ参加者90人）	例年通り実施			
	成人健康相談	A			健康課	相談日数：48日、相談件数：310件	例年通り実施			

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等			
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定				
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心身からの健康づくり	(2) 健康の保持・増進施策の充実	予防医学の推進	長い生涯を寝たきりにならず健康に過ごし、男女が共に社会参加ができるように、日々の生活習慣を見直し、健康的な食生活・適切な運動などが定着するよう予防のための健康(検)診事業や相談、スポーツ・レクリエーションなどの充実を図る。	栄養指導	A	健康課	栄養個別相談 実施回数 30回 相談延数 乳幼児 21件 成人 17件 栄養集団指導 実施回数 6回 参加延数 85人	例年通り実施	栄養個別：乳幼児の相談をする男性は皆無			
								スポーツ・レクリエーションの充実	A	スポーツ振興課	60歳以上の方を対象に教室を実施。体力テスト・ニュースポーツ・ゲートボール等全9回、参加者数28人	平成18年度と同様の内容で実施。	健康の保持・増進のためのきっかけ作りとして実施。
								感染症予防	A	健康課	感染症発生事例なし	感染症が発生した場合の消毒作業	
				医療体制の充実	医療の高度化、専門化に対応するため、質の高い医療サービスが受けられるよう関係機関と協議検討を進める。当面は休日・休日準夜診療事業の充実を図る。	休日・休日準夜診療事業	A～D	健康課	(休日診療) 休日数71日、医療機関数284か所、総患者数7,270人 (休日準夜) 休日数71日、医療機関数71か所、総患者数538人	例年通り実施	患者数の多い少いにかかわらず、実施されなければならない事業。		
			(3) 高齢者施策の充実	介護保険制度の円滑な運用	高齢化の進展の中で介護を必要とする人は増加しており、だれもが直面する介護の問題は、社会全体の問題として、取組みが進んでいるが、まだまだ介護を担う女性が多いことを踏まえ、制度が円滑に運営されるよう国への働きかけや情報の提供・相談を充実する。	介護保険制度の基盤整備と円滑な運営	A	介護福祉課	市内2か所目となる老人保健施設が開設された。また認知症対応型通所介護事業所も1か所設置された。	事業計画で予定されている地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護事業所並びに小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進める。			
						介護保険制度、介護サービスに関する情報提供	A	介護福祉課	各種パンフレット、事業者情報などの窓口配布。制度の周知に努め、介護の社会化を推進した。 制度改正に伴い「介護保険ガイドブック」を全戸配布、事業者情報の「介護サービス利用ガイドブック」を認定者全員に配布した。	引き続きパンフレット等の配布を続け、制度の周知に努める。 「介護サービス利用ガイドブック」を更新し、認定を受けた者に配布する。			
						福祉サービス苦情調整委員	B	地域福祉課	苦情等対応件数 31件 (うち、介護保険関係 9件)	継続	福祉サービスに対する市民の苦情等に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上を目的にして設置された福祉オンブズマン制度の周知を図る。		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心身健康と生活基盤づくり	(3) 高齢者施策の充実	高齢者の精神的・経済的自立促進と社会参加への支援	平均寿命の伸びにより、高齢になっても身体的にも、経済的にも自立し、社会を支える一員として、その重要な役割を積極的にとらえ、社会参加を果たしながら元気な日常を送るため、生きがいと健康づくりの施策を推進する。	民生委員の活動の充実	A	地域福祉課	高齢者ネットワーク事業により、高齢者が地域で安心して生活できるよう活動を継続している。	継続	(主に)ひとりぐらし高齢者の見守り
					高齢者生き生き活動の充実	A	介護福祉課	高齢者が豊かな老後を過ごすことができるように趣味、スポーツ、教養、懇親会及び健康増進に関する活動等を行った。延べ参加人数1,485人。	高齢者が豊かな老後を過ごすことができるように趣味、スポーツ、教養、懇親会及び健康増進に関する活動等を行う。	
					訪問指導事業	A	介護福祉課	療養上の保健指導が必要である方のために、看護師・保健師等の派遣を行った。延べ利用回数385回(看護師のみ)	昨年度に引き続き、療養上の保健指導が必要である方のために、看護師・保健師等の派遣を行う。	平成20年度の制度改正へ向け、事業内容を検討していく。
					老人クラブ活動への助成	A	介護福祉課	単位老人クラブ 15団体 5,078,900円 老人クラブ連合会 1団体 3,514,753円	老人クラブ及び老人クラブ連合会の育成と、地域高齢者福祉の増進を図る。	
					高齢者農園事業の推進	A	経済課	市内5箇所、総区画数397区画を貸出した。	継続	
					高齢者会食会の推進	A	介護福祉課	65歳以上のひとりぐらしの方を対象に会食会を行い、高齢者相互の交流と親睦を図った。参加人数143人。	65歳以上のひとりぐらしの方を対象に会食会を行い、高齢者相互の交流と親睦を図る。	
					シルバー人材センターの活用	A	介護福祉課	設立30周年記念フェアをリサイクル事業所敷地内で実施。模擬店を多数出店した。女性委員会はとん汁の模擬店を行った。	高齢者の就業に関する各種情報の収集・提供に努め、会員の増強と受注拡大のため、活動を行う。	
					配食サービス	A	介護福祉課	食を通して利用者の自立を支援する。年間実利用者数205人、年間延配食数18,607食	食を通して利用者の自立を支援するため、週3回を基本として夕食を配達する。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心身健康づくり	(3) 高齢者施策の充実	高齢者の精神的・経済的自立促進と社会参加への支援	平均寿命の伸びにより、高齢になっても身体的にも、経済的にも自立し、社会を支える一員として、その重要な役割を積極的にとらえ、社会参加を果たしながら元気な日常を送るため、生きがいと健康づくりの施策を推進する。	ひと声訪問（牛乳の配達）	A	介護福祉課	週3回の牛乳等の配達による見守りを行い、緊急時には安否確認を行った。緊急対応件数は41件。	継続して牛乳等の配達による見守りを行っている。	
					徘徊高齢者探知機器の貸与	A	介護福祉課	徘徊状態にある高齢者を介護する家族にPHS機器を貸し出し、事故防止を図った。利用者数11人。	徘徊状態にある高齢者を介護する家族にGPS機器を貸し出し、事故防止を図る。	
					住み替え家賃助成	A	介護福祉課	継続者のみ実施。	事業終了	
					高齢者住宅	A	まちづくり推進課	新規入居者数 6世帯	待機世帯 57世帯	待機期間により抽選回数を1回から3回までとして、長期待機者に対応している。しかし、抽選なので長期待機者（7年5月）がでてしまう。この長期待機者への対応が課題となっている。
					通所健康長寿推進サービス	A	介護福祉課	事業が細分化された。	事業終了	
					自立支援住宅改修の給付	A	介護福祉課	高齢者の居住する住宅を改修する費用の一部を給付することにより、転倒予防、介護の軽減等の効果をあげている。利用件数39件。	引き続き高齢者の居住する住宅を改修する費用の一部を給付することにより、転倒予防、介護の軽減等を図る。	利用者が必要としている改修工事がきちんと行われるために、利用者と施行業者、ケアマネ等との連携が必要。
		(4) 自立支援への条件整備	社会保障制度の周知と相談体制の充実	公的年金制度は、老後の生活を支える所得保障の主要な柱として、欠くことのできない重要な役割を担っている。より豊かな安定した生活の実現のため、制度への理解を深め、将来、確実に年金を受けられるよう周知や相談を充実する。	年金制度充実の国への要請	A	保険年金課	全国都市国民年金協議会等の組織を通じて国へ要望書を提出。	前年度と同様に実施。	
					年金制度の情報提供と相談体制の充実	A	保険年金課	研修会等に参加し、係員の知識の向上を図り、年金相談体制を強化した。	前年度と同様に実施するとともに、年金制度周知パンフを作成する。	納付率の低下が社会問題となっている状況の中で、年金の受給権確立のため制度の一層の周知が必要となっている。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからの健康づくり	(4) 自立支援への条件整備	ひとり親家庭・単身者の生活安定と自立促進への支援	ひとり親家庭では、育児や子育てと仕事を両立するうえで大きな負担を強いられるため、生活と自立に向けて支援の充実を図る。	ひとり親家庭医療費助成事業	A	子育て支援課	790人 22,151,324円	継続実施	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減することにより生活の安定と自立を支援し福祉の増進を図る。
					母子生活支援施設入所への援助	A	子育て支援課	実績なし	1世帯予算計上済み	都立母子生活支援施設には入所世帯有
					相談事業の充実	A	子育て支援課	相談業務の実施	継続	
					貸付事業の充実	A	子育て支援課	23件 11,213,000円 子どもが学校に行くための資金としての貸付希望が多かった。	継続実施	給付金ではなく貸付金になるので、事業の執行が難しいケースもある。母子家庭の自立・安定のため実施
					ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	A	子育て支援課	8世帯実施	継続実施	母子家庭の自立・安定のため実施
		障害者の自立促進と介護者への支援	人権尊重の理念に基づき、障害のある人もない人も共に安全な生活が保障され社会参加が可能となるよう、社会全体の意識の醸成と基盤の確立等を推進する。	心身障害者介護人の派遣	A	障害福祉課	①保護者、又は家族の一時的疾病、冠婚葬祭及び出産等必要緊急の理由により、家族での介護に一時的な支障を生じた心身に障害のある人（児）に対して介護人を派遣して、日常生活の介護を行う。②派遣日数145日	今年度も同様の実施予定		
		障害者自立生活支援センターの整備		B	障害福祉課	①心身に障害のある人及びその家族等を対象に、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会性活力を高めるための支援、ピアカウセリング、介護相談及び情報提供を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって障害者の自立と社会参加の促進を図る。②ホームヘルパー・ショートステイ等の利用援助81件、社会資源の活用支援3,901件、社会生活力を高めるための援助2,114件、ピアカウンセリング45件 10月から地域生活支援事業として、指定相談事業所の指定を受け相談事業の強化事業を行っている。	今年度も同様の実施予定			

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからの健康づくり	(4) 自立支援への条件整備	障害者の自立促進と介護者への支援	人権尊重の理念に基づき、障害のある人もない人も共に安全な生活が保障され社会参加が可能となるよう、社会全体の意識の醸成と基盤の確立等を推進する。	訪問入浴サービス	B	障害福祉課	①家庭において入浴が困難な重度の身体に障害のある人に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の清潔保持、病気予防、家族介護の負担を軽減することにより、重度の身体に障害のある人及び介護者の福祉の増進を図った。②利用者6人/196回の利用があり、重度の身体に障害のある人及び介護者の福祉の増進を図った。10月から地域生活事業となった。	今年度も同様の実施予定	
					障害者世帯等居住安定支援事業	A	障害福祉課	平成17年度で終了。		
					心身障害者（児）等ホームヘルプサービス事業	A	障害福祉課	①在宅で、日常生活を営むのに支障のある心身に障害のある人（児）等に対し、ホームヘルパーを派遣して、家事や介護の支援を行い生活の安定を図る。②利用人数身体障害者79人/27,314時間 知的障害者117人/6,203時間 デイサービス2人51回 児童66人/4,258.5時間の利用があり、在宅の障害のある人の生活の安定を図った。移動支援については、10月から地域生活支援事業となった。	今年度も同様の実施予定	
					身体障害者相談員活動の充実	A	障害福祉課	①身体に障害のある人に更生支援の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想普及等身体に障害のある人の福祉の増進に資する。②相談件数104件あり、身体に障害のある人の福祉の増進を図った。	今年度も同様の実施予定	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからの健康づくり	(4) 自立支援への条件整備	障害者の自立促進と介護者への支援	人権尊重の理念に基づき、障害のある人もない人も共に安全な生活が保障され社会参加が可能となるよう、社会全体の意識の醸成と基盤の確立等を推進する。	知的障害者相談員活動の充実	A	障害福祉課	①知的に障害のある人に更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想普及等知的に障害のある人の福祉の増進に資する。②相談件数33件あり、知的に障害のある人の福祉の増進を図った。	今年度も同様の実施予定	
					精神障害者地域生活支援センター運営委託	A	障害福祉課	①地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立と社会参加の促進を図った。10月からの地域生活支援事業により地域生活支援センターと体系を替えた。②開所日数229日、交流室利用者延数2,657人、相談延件数7,021件	今年度も同様の実施予定	
					精神障害者配食サービス	A	障害福祉課	①配食サービス（平日の夕食）を提供することにより、食事の質の維持と安定した生活の確保と併せて安否確認が図られた。②2,780食の利用があった。	今年度も同様の実施予定	
					精神障害者デイケア	A	障害福祉課	①回復途上にある精神障害者を対象に、レクリエーションを中心としたプログラムにより集団生活指導を行い、社会復帰へと結びつける。②集団生活指導により、対人関係の円滑、日常生活習慣の取得により社会適応能力の向上が図られた。14回実施。	今年度も同様の実施予定	
					朗読サービス	A	図書館	未実施	実施予定 28回	朗読の必要な市民への読書環境の充実
					点訳	A	図書館	実施 960枚	実施予定 960枚	点訳の必要な市民への読書環境の充実
					環境講座	A	環境政策課	「小金井の地下水と湧水を測ろう」を6月10日に実施した。地下水水位調査の意義、方法等の講演を聞き、市民が計画づくりをした。今年度より環境市民会議に補助金を交付した。	環境市民会議と協働して、環境学習・環境啓発活動の充実を図っていく。	環境啓発事業は、環境市民会議と市の共催事業として協働していく。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の健康支援と生活基盤の確立	3 男女共同参画の視点によるまちづくりの推進	(1) 安心して暮らせるまちづくりの推進	健康を脅かす環境問題等への取組	人と自然が共生できる地球環境の保全や食品の安全性、快適な住環境づくり、化学物質にかかわる健康問題等、日々の生活に密着した学習・講座の開催、情報提供を図る。	1日生活教室・消費者スクール	A	経済課	○消費者スクール講座 6回実施 ・携帯電話上手に使用してますか ・最近の食事情 ・あなたの味覚大丈夫、食生活チェック ・らくらく簡単家事でエコ生活 地デジってなあに ・最近の洗たく事情 ○一日生活教室 2回実施 ・地元野菜を使った料理教室(夏野菜) ・地元野菜を使った料理教室(秋野菜)	○消費者スクール講座 5回予定 ・ふるしきで包む ・地デジってなあに ほか ○一日生活教室 2回予定 ・地元野菜を使った料理教室(夏・秋)	・消費者が今何を求め、消費者にタイムリーな情報提供をいかに出来るか、常に意識して実施する必要がある。
			安全で快適なまちづくりの促進	地域に定住する人、勤務している人などそこに住む人々が暮らしやすい、働きやすい、過ごしやすいまちづくりをめざすため、様々な分野を視野に入れた基本事項を定め推進する。	市民参加条例の制定・推進	B	企画政策課	平成18年度は、市民参加推進会議を4回開催し、市民参加と協働を推進するため市長に対して提言を行った。	継続	
					男女平等基本条例の制定・推進	B	企画政策課	①男女平等苦情処理委員(2人)の設置(継続) 相談及び申立受付件数 0件 ②男女共同参画週間のつどい事業にて、条例を資料として趣旨説明を行う。 ③多摩地域の民間シェルター施設で組織された連絡会への緊急一時保護施設運営費の補助	事業の継続	
					環境基本条例の制定・推進	B	環境政策課	平成17年10月に環境基本計画が策定され、これに基づき「環境報告書(平成17年度版)」・「環境行動指針」を作成した。	環境基本計画に基づき施策を展開していく。施策を展開していくために「環境保全実施計画」及び「環境報告書」を作成していく。	環境基本計画に掲げられた施策を実現するために、行政・市民・事業者が協働して、さまざまな取組や施策を推進していく。
					まちづくり条例の制定・推進	B	まちづくり推進課	平成19年2月条例施行		
					安全で快適なまちづくり	A	都市計画課	JR中央本線及び都市計画道路の整備を実施中。	JR中央本線及び都市計画道路の整備を推進する。	

課題V 雇用の場における男女平等に実現

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
V 雇用の場における男女平等の実現	1 女性の働く権利の確立と就労支援	(1) 女性の就業支援と能力開発	職業意識の醸成と専業主婦の再就職支援	働く女性が増えているが、出産・育児を契機に職業生活を中断する場合も多い。働く意欲のある女性たちへの意識啓発、再就職のための支援を行う。	労働講座「小金井教室」の充実	A	経済課	都の後援により非正規型労働者を対照にしたセミナーを開催した。	前年度と同様に東京都労働相談情報センター国分寺事務所とセミナーを開催予定。	
					黄金井あきないカレッジ	A	経済課	平成16年度で終了。		
					緊急一時保育の実施	A	保育課	利用者数 121名	拡充	
			パート・派遣労働者等への支援	自らの価値観やライフスタイルに応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、それに応じた適正な処遇や労働条件の確保が重要であり、そのための支援を促進する。	労働講座「小金井教室」の充実	A	経済課	都の後援により非正規型労働者を対照にしたセミナーを開催し、労働法のポイントをやさしく解説した。	前年度と同様に東京都労働相談情報センター国分寺事務所とセミナーを開催予定。	
		(2) 労働に関する情報収集と提供	労働に関する情報提供	就業形態の多様化にともない、労働に関する法律の周知や相談を充実し、雇用の場における様々な問題の解決に向けて、情報を提供し、働き続けることができるよう支援する。	育児休業等相談支援事業の情報提供	A	経済課	該当する課へ関連資料の情報提供を実施した。	前年度と同様に関係各課へ情報提供を行う予定。	
					育児・介護休業法等の周知	A	経済課	該当する課へ関連資料の情報提供を実施した。	前年度と同様に関係各課へ情報提供を行う予定。	
					事業所への意識啓発	A	経済課	該当する課へ関連資料の情報提供を実施した。	前年度と同様に関係各課へ情報提供を行う予定。	
					パートタイム労働ハンドブックの作成	A	経済課	東京都が発行している労働ハンドブックを活用して窓口配布をした。	関係資料を窓口で配布予定。	
					母性の健康管理の情報提供	A	健康課	ポスター掲示及びリーフレットの配布等の意識啓発実施	例年通り実施	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等	
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定		
V 雇用の場における男女平等の実現	1 女性の働く権利の確立と就労支援	(2) 労働に関する情報収集と提供	労働に関する情報提供	就業形態の多様化にともない、労働に関する法律の周知や相談を充実し、雇用の場における様々な問題の解決に向けて、情報を提供し、働き続けることができるよう支援する。	シルバー人材センターの活用	A	介護福祉課	女性委員会が企画した「高齢者の交通安全」の研修会を開催した。	女性委員会で協議し、テーマを決めて、女性向け研修会を開催する。		
			(3) 女性の起業・自営業に対する支援	女性の起業等に関する学習の推進	専門的な知識や経験を活かしたり、能力と意欲のある女性が自立する手法等の学習機会の提供を図る。また、自営業における家族従業員の実態把握や、役割の正当な評価などへの理解を深める機会を促進する。	黄金井あきないカレッジ	A	経済課	平成16年度で終了。		
						農家の女性への研修の促進	A	経済課	東京都農業経営者クラブ主催による「女性農業者先進地視察」等を農業委員を通じて勧誘した。	前年度と同様に女性農業者へ研修等への参加を呼びかける。	
	2 働き続けるための環境整備	(1) 男女の多様な働き方への支援	在宅ワーク環境整備の推進	就業形態の多様化の中で、インターネット等の情報通信技術の発展は、在宅で仕事ができる、職業と家庭や地域活動の両立を可能にする。新しい働き方として今後の成長を期待し、環境整備を図る。	IT戦略構想の推進	A	情報システム課	なし		インターネットのインフラ整備・ポータルサイトとしては、すでに民間事業者で、対応可能である。公的な支援が必要な弱者対策として公共施設端末を設置予定であるが、これを以って在宅ワーク支援とは言い難い。	
					IT戦略構想の推進	A	各課	(図書館)ホームページの充実	(図書館)ホームページの充実		
					産業振興プランの推進	A	経済課	市民起業する団体に、市民起業に関する事業支援を行った。	引き続き市民起業する団体に、市民起業に関する事業支援を行った。		
			就職の場としてのNPO支援の推進	平成10年に施行された、NPO法（特定非営利活動促進法）の推進は、地域の活性化につながり、NPOの自立促進は将来に向けて重要な意味を持つ。連携と支援を進める。	NPOとの連携と自立への支援	B～C	コミュニティ文化課		NPOと行政の関係のあり方については、時代と共に変化しつつあり、今後、現在の社会情勢に合った協働の仕方について庁内で指針を作成する予定である		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
V 雇用の場における男女平等の実現	2 働き続けるための環境整備	(1) 男女の多様な働き方への支援	就職の場としてのNPO支援の推進	平成10年に施行された、NPO法（特定非営利活動促進法）の推進は、地域の活性化につながり、NPOの自立促進は将来に向けて重要な意味を持つ。連携と支援を進める。	NPOとの連携と自立への支援	B～C	関係各課	(図書館) NPOに新聞整理及び紙芝居の inputs を依頼した。	(図書館) 継続	
		(2) 男女の職業生活と家庭生活の両立支援	保育ニーズに対する施策の充実	少子化が進行する一方、就業の継続を希望する人は増加しており、男女が仕事と子育てを両立させ、働き続けるための保育ニーズは高まっている。保護者の就労形態に応じた対応が求められており、子育て支援の充実を図る。	保育内容の充実と機能の活用	A	保育課	平成13年度より、弾力運用で定員を超えて入所している。	継続	
					保育室・家庭福祉員の充実	A・B	保育課	保育室 5施設 家庭福祉員 5名	推進	
					夜間保育・休日保育の検討	D	保育課	未実施	検討	
					病後児保育の検討	D	子育て支援課	未実施	検討	
					小規模保育所・駅型保育所の開設の検討	B・C	保育課	未実施	平成19年4月1日より1園増。定員60名。	
					学童保育の充実	A・B	児童青少年課	申請期間内申請者で該当者は全員受け入れ、609人が在籍した。児童福祉審議会答申に沿って検討を進めている。	運営基準を策定	
					育児・介護休業法等の周知	A	経済課	窓口で関係資料を情報提供した。	前年度と同様に窓口で情報提供を行う予定。	
					介護保険制度の基盤整備と円滑な運営	A	介護福祉課	市内2か所目となる老人保健施設が開設された。また認知症対応型通所介護事業所も1か所設置された。	事業計画で予定されている地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護事業所並びに小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進める。	
介護保険制度・介護サービスに関する情報提供	A	介護福祉課	各種パンフレット、事業者情報などの窓口配布。制度の周知に努め、介護の社会化を推進した。制度改正に伴い「介護保険ガイドブック」を全戸配布、事業者情報の「介護サービス利用ガイドブック」を認定者全員に配布した。	引き続きパンフレット等の配布を続け、制度の周知に努める。「介護サービス利用ガイドブック」を更新し、認定を受けた者に配布する。						

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等	
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定		
V 雇用の場における男女平等の実現	2 働き続けるための環境整備	(3) 働く環境の整備	セクシュアル・ハラスメント防止教育の徹底	セクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であるという認識を社会通念として浸透させることが重要であり、男女雇用機会均等法やその指針について理解が深まるよう、意識啓発のための学習、事業所等への情報提供を充実する。	事業所その他団体への意識啓発	A	経済課	各団体へ各種啓蒙啓発資料の情報提供を実施した。	前年度に引き続き関係団体へ情報提供を行う予定。		
					男女共同参画推進のための出前講座の実施	C	企画政策課	未実施	出前講座の内容及び回数等を精査し、実施する予定		
			年金・医療などの情報提供と相談窓口の充実	年金制度や医療制度について理解を深めることは、日々の生活や将来の生活を支えるため基盤となるため、情報提供や相談窓口の充実を図る。	巡回健康相談	A	健康課	利用者延べ人数 相談人数220人	例年通り実施		
				成人健康相談	A	健康課	相談日数：48日、相談人数310人	例年通り実施			
				年金制度の情報提供と相談窓口の充実	A	保険年金課	研修会等に参加し、係員の知識の向上を図り、年金相談体制を強化した。	前年度と同様に実施するとともに、年金制度周知パンフを作成する。	納付率の低下が社会問題となっている状況の中で、年金の受給権確立のため制度の一層の周知が必要となつて		
				年金制度充実へ向け国への要請	A	保険年金課	全国都市国民年金協議会等の組織を通じて国へ要望書を提出。	前年度と同様に実施。			
				仕事の関する地域総合相談体制の充実	働く意欲、働きたい要望はあるのに、自分が何をしたらよいか、何ができるかわからない人たちのためハローワークへ行く前の段階で相談研修を行い、就業自立を支援する。	労政事務所との連携	A	経済課	都の後援により非正規型労働者を対照にしたセミナーを開催した。	前年度と同様に東京都労働相談情報センター国分寺事務所とセミナーを開催予定。	
			(4) 専門技術能力の修得支援	IT技術能力・ビジネス能力開発支援	高度情報化社会の進展の中で多様な働き方を可能にするため必要な技術の修得をめざして、IT技術の研修会や講習会を実施する。	情報活用能力育成講座	A	公民館	本町分館「パソコン初心者」前後期各5回、延べ112人。 東分館：「パソコン入門」全10回、延べ261人。	継続実施	パソコン入門講座を長年実施してきた。ある程度裾野が広がった感がある。
						大学との連携による研修	C	公民館	特になし	未定	
						NPOとの連携による研修	D	コミュニティ文化課	男女共同参画の視点を見失わず、研究のテーマや実施方法について検討している	継続	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
V 雇用の場における男女平等の実現	2 働き続けるための環境整備	(4) 専門技術能力の修得支援	IT技術能力・ビジネス能力開発支援	高度情報化社会の進展の中で多様な働き方を可能にするため必要な技術の修得をめざして、IT技術の研修会や講習会を実施する。	NPOとの連携による研修	D	関係各課			
			技術・経済・社会の変化に関する情報提供	社会・経済の変化、技術進歩のめまぐるしい今日、時代の変化を的確に把握し、能力を磨き、自分に適した職業に就けるよう情報提供の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施	C	企画政策課	未実施	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定	
					大学との連携による研修	C	公民館	特になし	未定	
					NPOとの連携による研修	D	コミュニティ文化課	男女共同参画の視点を見失わず、研究のテーマや実施方法について検討している	継続	

課題 計画の推進

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
							平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
計画の推進	推進体制の整備	(1) 庁内推進体制の強化	男女平等基本条例の制定・推進	男女平等社会をめざして、その基本理念や総合的施策を明確にするため制定する。庁内の広範多岐にわたる男女共同参画施策をより実効性のあるものにするための法的根拠として有効活用する。	B	各課	(企画政策課) ①男女平等苦情処理委員(2人)の設置(継続) 相談及び申立受付件数 0件 ②男女共同参画週間のつどい事業にて、条例を資料として趣旨説明を行う。 ③多摩地域の民間シェルター施設で組織された連絡会への緊急一時保護施設運営費の補助	(企画政策課) 事業の継続	
			男女共同参画室の強化	男女共同参画施策は、庁内全般の施策を視野に入れ推進していくことが必要であり、施策の円滑な展開には、企画調整が可能な部署へ設置することが望ましい。将来に向けては、男女平等のみならず広く人権問題として取扱う組織編制を検討する。	B~D	企画政策課	未実施		
			庁内推進組織の再編成と機能強化	行政の推進組織として、全ての分野に男女平等・男女共同参画の視点を入れて施策の展開を図るため、現組織の格上げ・拡充を行い庁内の意識高揚を図る。	B	企画政策課	未実施		
			計画の点検及び評価の仕組みづくり	行動計画をより具体的に、効果的に推進するために、点検と評価が重要である。条例と行動計画の連動、施策の展開を保障するには、何を実行したか、何の効果があつたかを把握することが必要であり、点検評価の制度づくりを研究する。	B	企画政策課	(図書館) 図書館協議会委員の男女比率を同等にした。	(図書館) 継続	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
							平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
計画の推進	推進体制の整備	(2) 市民参加の推進	市民推進組織の設置	男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、公募市民及び有識者等で組織する男女平等を推進する委員会等を設置する。	B	企画政策課	男女平等推進審議会10人(公募市民5人及び学識経験者5人)任期2年(平成17年10月24日～平成19年10月23日)	継続	
			市民や地域団体との協働	市民や地域団体と協働し、男女平等の社会づくりや男女共同参画施策の推進を図る。	A	企画政策課	①平成15年度作成の「男女協参画推進のための団体・グループ名簿」により、男女共同参画関係資料及び市施策事業の開催通知を送付 ②市民編集委員による情報誌「かたらい」の作成 ③市民実行委員による「こがねいパレット」事業の実施	継続	
			市民や地域団体との協働	市民や地域団体と協働し、男女平等の社会づくりや男女共同参画施策の推進を図る。	A	各課		(都市計画課) 今後検討	
			男女共同参画拠点の整備	男女が様々な分野に参画するため地域活動の拠点が必要である。研修や学習、交流や成果発表など市民が気軽に利用できる男女共同参画センターの設置に向けて検討を進める。	B	企画政策課	未実施	第3次小金井市基本構想後期基本計画(平成18年3月策定)のなかで、女性の生活と地位向上を図るための活動拠点として、「(仮称)男女平等推進センター」の設置を検討することとしている。	市民から(仮称)男女共同参画推進センター等の施設設立の要望書が出されている。
			NPOボランティア活動の推進	NPO法施行以来地域で積極的に活動が推進されボランティア活動とともに、民間活力の導入は、行政の効率化に大きな影響を及ぼしている。社会の発展のため連携を深めることが重要である。	B～C	コミュニティ文化課		協働推進基本指針を策定する	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
							平成18年度実績	平成19年度以降の予定	
計画の推進	推進体制の整備	(2) 市民参加の推進	NPOボランティア活動の推進	NPO法施行以来地域で積極的に活動が推進されボランティア活動とともに、民間活力の導入は、行政の効率化に大きな影響を及ぼしている。社会の発展のため連携を深めることが重要である。	B~C	各課	(経済課) 特定非営利活動法人サポート 金制度実施 (生涯学習課) NPO法人と共に、団塊の世代のための地域参加講座を実施。 (地域福祉課) 地域福祉推進事業により、NPO団体に、5,000,000円×2団体に補助金を交付した。 (図書館) 障害者団体に仕事を依頼。 (新聞整理・紙芝居のデータ入力) ボランティアにおはなし会依頼	(経済課) 前年度と同様利子補給金制度実施 (生涯学習課) 事業の継続 (地域福祉課) 継続 (図書館) 事業の継続 (都市計画課) 今後検討	(地域福祉課) 市と協働して、高齢者や障害のある方などに対して家事援助サービス、介護サービス、食事サービス等の福祉サービス事業を行なっているNPO法人に対し、市がその事業費の一部を補助し、活動を支援する。
		(3) 苦情処理体制の検討	苦情処理機関設置の検討	市が実施する男女共同参画施策や性別による差別的取扱いを受けるなど、男女平等社会の形成を阻害する人権侵害等の苦情処理窓口を設置するとともに相談に適切かつ迅速に対応するための苦情処理委員等の設置について、関係機関との連携も含めて検討する。	B	企画政策課	①苦情処理窓口の継続 ②男女平等苦情処理委員(2人)の継続 ③相談及び申立の受付件数 0件	継続	
		(4) 国・都・他自治体との連携	他自治体との連携及び国・都への要望	男女共同参画を進めるに当たって、国・都の動向は地方自治体の範となり重要な意義がある。しかし、施策の中には、国制度や基準など一自治体の範囲を超えるものもあり、実施困難なものについては他自治体と連携し、国や都へ要望していく。	A	各課	(企画政策課) 「市町村男女平等参画施策担当課長会」及び「市町村男女平等参画施策担当職員連絡会議」により、男女平等参画施策のあり方等の情報交換及び推進のための自治体間の連絡調整を図ることを目的として開催	(企画政策課) 継続	
			相談体制の充実と相談機関の充実	庁内の各分野における市民相談は、個別及び総合窓口により推進している。今後は、市施策の全容を包括する相談体制や相談機関との連携などの充実を図る。	A~C	各課	(都市計画課) 相談窓口はないが、業務については東京都などと連携中。 (企画政策課) 庁内の各分野に関わる相談は、関連課と事前に連絡調整し連携している。	(都市計画課) 充実 (企画政策課) 継続	

3 行政委員会及び審議会等における女性の割合（平成19年4月1日現在）

I 行政委員会（地方自治法第180条の5）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	根 拠 法		
教育委員会	5	2	40.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	1	25.0	選挙管理委員会規程		
人事委員会（公平委員会）	3		0.0			
監査委員	3	2	66.7	地方自治法第195条		
農業委員会	15		0.0	農業委員会等に関する法律		
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	地方税法第423条		
I 合計	33	6	18.2	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				6	4	66.7%

II 附属機関（地方自治法第202条の3）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	根 拠 法		
市民参加推進会議	12	2	16.7	市民参加条例		
指定管理者選定委員会	5		0.0	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例		
男女平等推進審議会	10	7	70.0	男女平等基本条例		
情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0	情報公開・個人情報保護審査会条例		
情報公開・個人情報保護審議会	12	2	16.7	情報公開・個人情報保護審議会条例		
防災会議	21	1	4.8	防災会議条例		
消防団運営審議会	11		0.0	消防団運営審議会条例		
公務災害補償等審査会	3		0.0	議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償に関する条例		
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7	小口事業資金融資あっせん条例		
消費生活審議会	7	4	57.1	消費生活条例		
国民健康保険運営協議会	17	6	35.3	国民健康保険条例		
緑地保全対策審議会	8	2	25.0	緑地保全及び緑化推進条例		
地下水保全会議	5	1	20.0	地下水及び湧水を保全する条例		
環境審議会	10	4	40.0	環境基本条例		
廃棄物減量等推進審議会	15	8	53.3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
民生委員推薦会	7	2	28.6	民生委員法第8条		
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0	福祉サービス苦情調整委員設置条例		
障害程度区分判定審査会	27	6	22.2	障害者自立支援法		
介護認定審査会	38	13	34.2	介護保険法		
介護保険運営協議会	17	6	35.3	介護福祉条例		
市民健康づくり審議会	15	5	33.3	市民健康づくり審議会条例		
青少年問題協議会	23	5	21.7	青少年問題協議会条例		
青少年の育成環境審議会	10	3	30.0	青少年の健全な育成環境を守る条例		
児童館運営審議会	9	7	77.8	児童館条例		
都市計画審議会	19	4	21.1	都市計画法第77条		
まちづくり委員会	10	1	10.0	まちづくり条例第8条		

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	根 拠 法		
交通安全推進協議会	20	2	10.0	交通安全推進協議会設置条例		
東小金井駅北口土地区画整理事業施行 規程を定める条例	10	1	10.0	東小金井駅北口土地区画整理事業施行 規程を定める条例		
東小金井駅北口土地区画整理事業評 価員	3		0.0	東小金井駅北口土地区画整理事業施行 規程を定める条例		
奨学資金運営委員会	8	5	62.5	奨学資金支給条例		
社会教育委員	9	5	55.6	社会教育法第15条		
市誌編さん委員会	5		0.0	市誌編さん委員会条例		
文化財保護審議会	7	1	14.3	文化財保護条例		
体育指導委員（協議会）	24	10	41.7	スポーツ振興法第19条		
図書館協議会	10	5	50.0	図書館協議会条例		
公民館運営審議会	10	4	40.0	公民館条例		
公民館企画実行委員	26	14	53.8	公民館条例		
Ⅱ 合計	456	140	30.7	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				37	32	86.5%

Ⅲ 市長の私的諮問機関（設置要綱などによる委員会等）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	根 拠 法		
行財政改革市民会議	10	4	40.0	行財政改革市民会議設置要綱		
社会福祉委員	80	64	80.0	社会福祉委員設置規定		
福祉有償運送運営協議会	8	1	12.5	福祉有償運送運営協議会設置要綱		
母子保健連絡協議会	9	7	77.8	母子保健連絡協議会設置要綱		
予防接種健康被害調査委員会	6	1	16.7	予防接種健康被害調査委員会設置要綱		
児童福祉審議会	10	6	60.0	児童福祉審議会規程		
子ども家庭支援センター運営協議会	10	8	80.0	子ども家庭支援センター運営協議会設 置要綱		
J R 中央本線連続立体交差事業関連 まちづくり委員会	10	1	10.0	J R 中央本線連続立体交差事業関連街 づくり委員会設置要綱		
公共物用途廃止等審査会	9	1	11.1	公共物用途廃止等審査会設置要綱		
駅周辺放置自転車対策協議会	27	2	7.4	駅周辺放置自転車対策協議会規約		
明るい選挙推進協議会	6	2	33.3	明るい選挙推進協議会規約		
明るい選挙推進委員	23	9	39.1	明るい選挙推進協議会規約		
Ⅲ 合計	208	106	51.0	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				12	12	100.0%
Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ = 総合計	697	252	36.2%	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				55	48	87.3%

発行 小金井市
企画財政部企画政策課男女共同参画室
〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号
電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224

男女平等に関する市民意識調査

【調査ご協力をお願い】

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

市民の皆様には、日頃より市政に対してご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本市では、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に基づき、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる男女平等社会の実現をめざして、さまざまな男女共同参画施策を進めています。

このたび、第3次行動計画を推進するための資料とするとともに、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として、「男女平等に関する市民意識調査」を実施することにいたしました。

なお、実施にあたって住民基本台帳から無作為に20歳以上の男女2,000人を選ばせていただいた結果、あなた様に調査をお願いすることになりました。

回答は無記名です。結果はすべて統計的に処理いたしますので、個人のお名前が明らかになることはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご回答くださいますようお願い申し上げます。

平成19年9月

小金井市長 稲葉孝彦

ご記入にあたってのお願い

1. お答えは、あてはまる答えの番号を○で囲んでください。
「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが（ ）内になるべく具体的に、その内容をご記入ください。
2. お答えは、特にことわりのない限り、1つだけ選んでください。
「3つ以内」「5つ以内」など回答の数が限られている質問では、あなたの考えに最も近いと思われる回答を、示された数の範囲で選んで、その番号を○で囲んでください。
3. 質問によっては回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印や（ ）の中の注意書きをお読みください。
4. ご記入は、鉛筆か、黒または青のボールペンでお願いします。
5. 調査票にご記入いただきましたら、同封の返信用封筒（切手不要）にて、
10月2日（火）までにご投函ください。

【連絡先】 この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

小金井市企画財政部企画政策課男女共同参画室

電話 042-387-9853

家庭生活について

問1 あなたは、次の意見についてどう思いますか。
次のア～キのそれぞれについて、あてはまる欄の数字1つに○をつけてください。

	そう思う	どちらとも いえない	そう思わない
ア 男性は仕事、女性は家事・育児を分担する	1	2	3
イ 男女共に仕事をし、家事・育児はおもに女が分担する	1	2	3
ウ 男女共に仕事をし、家事・育児も平等に分担する	1	2	3
エ 男女が仕事と家庭の両立のためには、男性が家事や育児に積極的に参加することが必要	1	2	3
オ 夫婦は別々の姓を名乗ってもかまわない（夫婦別姓）	1	2	3
カ 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい	1	2	3
キ 人には向き不向きがあるのだから、男性か女性かによって生き方を決めつけてしまわない方がよい	1	2	3

問2 あなたは、家庭内のことをどの程度していますか。
次のア～カのそれぞれについて、あてはまる欄の数字1つに○をつけてください。

	自分が だいた いやる	半分程 度はや る	頼まれ た時だ けやる	あまり やらな い	まった くやら ない	該当者 がいな い
ア 炊事	1	2	3	4	5	-
イ 掃除・整理	1	2	3	4	5	-
ウ 洗濯	1	2	3	4	5	-
エ 食料品や日用品の買い物	1	2	3	4	5	-
オ 子育てやしつけ	1	2	3	4	5	6
カ 高齢者・病人の介護	1	2	3	4	5	6

問3 平成13年社会生活基本調査（総務省）によると、平日の家事時間は女性の3時間44分（平成8年3時間10分）に対して、男性は25分（平成8年21分）となっています。男性が家事にあまり参加していないのはなぜだと思いますか。次の中から3つ以内で選んでください。

- 1 仕事が忙しく疲れる
- 2 男性の参加を女性が望んでいない
- 3 勤務時間が長く、家にいる時間が少ない
- 4 家事をする手が足りている
- 5 子どものときから家事をするようにしつけられていない
- 6 家事は女性の仕事である
- 7 家事をするのは世間体が悪い
- 8 その他（ ）

問4

あなたは配偶者や恋人、パートナーから次のようなことをされたことがありますか。次のア～サのそれぞれについて、あてはまる欄の数字1つに○をつけてください。

	何度もあった	1、2度あった	まったくない
ア 殴られたり、蹴られたり	1	2	3
イ 何を言っても無視する	1	2	3
ウ 交友関係や電話を細かく監視する	1	2	3
エ 大切にしているものを、わざと壊したり捨てたりする	1	2	3
オ なぐるふりをして、おどす	1	2	3
カ 刃物などでおどす	1	2	3
キ 避妊に協力しない	1	2	3
ク 意に反して性的な行為を強要する	1	2	3
ケ 「自分が家にいる時は外出しないように」という	1	2	3
コ 「だれのおかげで食べていかれるのか」という	1	2	3
サ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3

問5

配偶者や恋人、パートナーからの問4のような行為を受けたことを誰かに相談しましたか。あてはまる欄の数字に○をつけてください。

1 相談した

2 相談したかったが、相談しなかった

3 相談しようと思わなかった

4 問4のような行為をされたことがない

➡ (問5で「1」と答えた方に)

問5-2

実際に、だれ(どこ)に相談しましたか。次の中から当てはまるものをすべて選んでください。

1 親族	5 役所の窓口・電話相談など
2 友人・知人	6 医師、カウンセラーなど
3 同じような経験をした女性	7 女性支援民間グループなど
4 家庭裁判所、弁護士、警察	8 その他 ()

(次ページへ)

→ (問5で「2」または「3」と答えた方に)

問5-3 だれ(どこ)にも相談しなかったのは、なぜですか。次の中から当てはまるものをすべて選んでください。

- | | | | |
|---|------------------------------|----|---------------------------|
| 1 | だれに相談してよいかわからなかった | 7 | 自分さえがまんすれば、そのままやっていけると思った |
| 2 | 相談する人がいなかった | 8 | 子どもに危害が及ぶと思った |
| 3 | 公共の相談機関を知っていたら相談した | 9 | 他人を巻き込みたくなかった |
| 4 | 恥ずかしくてだれにも言えなかった | 10 | 自分にも悪いところがあると思った |
| 5 | 相談しても無駄だと思った | 11 | 相談するほどのことではないと思った |
| 6 | 相談したことがわかると、もっとひどい暴力を受けると思った | 12 | その他
() |

子育て・教育について

問6 あなたは、男女が対等に互いに助け合って社会をつくっていくために、これからの子育てをどのようにしたら良いと思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 男女の役割を固定化せず、しつけ、教育などを区別しないで育てる |
| 2 | 男の子は外で働き、女の子は家庭を守るように育てる |
| 3 | 男女を問わず身の回りの家事ができるように育てる |
| 4 | 男女ともに社会人として自立できるように育てる |
| 5 | 男の子は強く、女の子はやさしくをモットーに育てる |
| 6 | 男女共に性に関する知識、自己管理の能力を身につけさせる |
| 7 | その他 () |

問7 学校教育の場で男女平等を進めるために、特に重要だと思うことは何ですか。次の中から当てはまるものすべてを選んでください。

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 男女平等の意識を育てる授業を行う |
| 2 | 男女の差ではなく、個性や能力に合わせた生活指導や進路指導を行う |
| 3 | 出席簿や名簿、座席、整列など、男女で分ける習慣をなくす |
| 4 | 男女平等についてわかりやすい副読本を作る |
| 5 | 校長、副校長などの役職に女性を増やす |
| 6 | 教員への男女平等研修を行う |
| 7 | その他 () |
| 8 | わからない |

問8 一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数が少なくなっていますが、その理由はなんだと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

- 1 社会の将来を考えると、明るい未来とは言えないから
- 2 出産・子育ては女性の自立の障害になるから
- 3 子育てよりも自分たちの生活を楽しみたいと考えているから
- 4 女性の結婚年齢があがったから
- 5 経済的負担が大きいから
- 6 精神的・肉体的負担が大きいから
- 7 保育施設、育児休暇などが十分に整っていないから
- 8 住宅事情がよくないから
- 9 少ない人数で十分に手をかけて育てたいから
- 10 育児に対する男性（夫）の理解や協力がたりないから
- 11 その他（)
- 12 わからない

問9 子どもを産み育てやすい環境づくりのために、国や自治体は何を優先したらよいと思いますか。次の中から5つ以内で選んでください。

- 1 育児休業中に給与が支払われる制度の創設
- 2 認可保育園の拡充
- 3 企業内に保育施設をつくるための制度の充実
- 4 住宅の供給や家賃補助などの住宅対策
- 5 子どもが安心して遊べる公園や広場の充実
- 6 保育時間の延長や0歳児保育の充実
- 7 子どもを病気のとき一時的に預かってくれる施設や制度の創設
- 8 出産・育児に対する手当などの充実
- 9 育児について相談できる機関やネットワークの整備
- 10 食の安全性
- 11 その他（)
- 12 わからない

仕事について

問10 女性が仕事を持つことについて、あなたはどのように考えますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 女性は仕事につかないほうがよい
- 2 結婚までは仕事について、結婚後は家事に専念したほうがよい
- 3 子どもができるまでは仕事について、子どもができたなら家事に専念したほうがよい
- 4 子どもができたなら辞め、子どもに手がかからなくなったら再び仕事についたほうがよい
- 5 結婚・出産にかかわらず仕事を持つほうがよい
- 6 その他（)
- 7 わからない

(問 1 1 は、現在仕事を持っている方にお聞きします。)

問 1 1 あなたが仕事をしているのは何のためですか。次の中から 3 つ以内で選んでください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 生活を維持するため | 7 働くことが好きだから |
| 2 生活費補助のため | 8 社会に貢献するため |
| 3 病気や老後に備えて貯蓄するため | 9 働くのがあたりまえだから |
| 4 家業だから | 10 自分の自由になるお金を得るため |
| 5 経済的に自立するため | 11 その他 |
| 6 社会や人とつながりをもつため | () |

(問 1 2、問 1 3 は現在仕事を持っていない方にお聞きします。)

問 1 2 あなたは、今までに仕事についてことがありますか。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 仕事についてことがある | 2 仕事についてことがない |
|---------------|---------------|

問 1 3 あなたが現在仕事をしていない理由は、次のどれにあたりますか。主な理由を 3 つ以内で選んでください。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1 家庭の主婦として家事・育児が大事だから | 8 高齢だから |
| 2 経済的に困らないから | 9 求職活動中だから |
| 3 家庭の反対があるから | 10 趣味や社会活動など他にやりたいことがあるため |
| 4 在学中だから | 11 健康に自信がもてない |
| 5 病人や高齢者の看護・介護があるため | 12 その他 |
| 6 働きたいが働くところがないため | () |
| 7 乳幼児の世話のため | |

(全員の方にお聞きします。)

問 1 4 女性が仕事を持ち続けるうえで障害になるものは何だと思いませんか。次の中から 2 つ以内で選んでください。

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| 1 家庭の協力、理解などの不足 | 6 病人・高齢者の看護・介護 |
| 2 女性自身の仕事に対する自覚が不足 | 7 女性は家庭にいるものという意識 |
| 3 企業内の女性に対する偏見 (配置、昇進、給与、セクハラ等) | 8 夫の転勤 |
| 4 勤務時間の長さ | 9 本人の転勤 |
| 5 育児休業・保育施設などの労働環境、社会福祉の不備 | 10 特に障害はない |
| | 11 その他 |
| | () |

問15 男女が協力しあって仕事をするためには、どのような社会的支援が重要だと思いますか。次の中から2つ以内で選んでください。

- 1 育児・介護休業制度の浸透と充実
- 2 保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実
- 3 ホームヘルパー制度など福祉サービスの充実
- 4 職業訓練などの講座の充実
- 5 気軽に相談できる場の充実
- 6 パートタイマーの給与・労働条件の改善
- 7 派遣労働者の給与・労働条件の改善
- 8 育児などによる退職者を再雇用する制度の普及促進
- 9 在宅勤務やフレックスタイムの導入を奨励
- 10 労働時間の短縮など労働条件の改善
- 11 その他 ()

問16 育児休業法で男女ともに育児休業が取れるようになりました。あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 男女ともに取るのが当然だ
- 2 現実には男性が取るのはむずかしい
- 3 乳児を育てるのは女性の方が適しているので女性が取るのが好ましい
- 4 父親として子育ての理解のため、男性にも一定期間取るよう法律で決めてほしい
- 5 夫婦で話し合って、取れる方が取る
- 6 その他 ()
- 7 わからない

問17 あなたは、いままでに職場や教育の現場、社会でセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の被害に合っている人を見たり、またはご自分が被害を受けたことがありますか。

1 ある	2 ない
------	------

→ (問17で「1」と答えた方に)

問17-2 あなたが受けたり、見たことはどのようなことですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 容姿をたびたび話題にされた（している） | 6 学校内でのセクハラ |
| 2 仕事中に異性に体をさわられた | 7 宴会などでお酌やデュエットを強要された |
| 3 上司から地位を利用した性的な誘いを受けた（受けている） | 8 聞きたくないのに、露骨な性的な話を聞かされた |
| 4 上司の誘いを断ったため、職場にしばらくなくなったり、配置転換をさせられた | 9 ノード写真が部屋にはられていたり、見せられたりした |
| 5 「女のくせに」「女だから」、「男のくせに」「男だから」と発言や行動を抑えられた | 10 その他 () |

老後・健康について

問18 あなたが、老後について特に不安に思うことは何ですか。次の中から当てはまるものを5つ以内で選んでください。

1 健康のこと	8 趣味がないこと
2 生活費のこと	9 公的な施設や介護サービスが整っていないこと
3 配偶者に先立たれること	10 医療費等の負担増や年金額の実質切り下げなど
4 病気のと看面倒をみってくれる人がいないこと	11 不安に思わない
5 安心して住める家がないこと	12 老後について考えたことがない
6 働きたいが仕事がないこと	13 その他 ()
7 子どもがないこと	

問19 女性は、妊娠・出産や疾患等の健康をめぐるさまざまな病気など、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の生涯を通じた健康づくりのための支援策として、あなたは、何が必要だと思いますか。次の中から2つ以内で選んでください。(男性の方は、女性にとって必要と思われるものを選んでください。)

1 女性の健康に関する情報の提供
2 女性の健康に関する教育・学習の充実
3 市の保健センターでの相談
4 子宮がん、乳がん等の予防対策の推進
5 医療機関での女性専門外来の設置
6 地域における日常的なスポーツ活動の推進
7 その他 ()
8 わからない

社会参加・地域参加について

問20 あなたは、次にあげるような活動に参加していますか。また、今後参加したいと思われるのはどのような活動ですか。次のア～スの中からあてはまるものすべてをお選びください。

	現在参加している活動	今後参加したい活動
ア 女性フォーラム (※説明を参照)	1	2
イ 消費者、平和、環境保全など市民活動	1	2
ウ 政治活動	1	2
エ 宗教活動	1	2
オ 仲間が集まって行う研究会や勉強会	1	2
カ 知識や見聞を広めるための講演会や講座	1	2
キ 地域の歴史の研究や伝統芸能などの保存活動	1	2
ク 自治会・町内会などの活動	1	2
ケ 盆踊りや祭りなど地域の催し	1	2
コ 子ども会やスポーツ、レクリエーション活動	1	2
サ 高齢者や障害者への手助けなどのボランティア活動	1	2
シ その他 ()	1	2
ス あてはまるものがない	1	2

※女性フォーラムとは、区市町村が主催し、企画と運営を市民による実行委員会が行っている男女平等問題を考える学習と交流の場です。小金井市では「こがねいパレット」と称する。

問 2 1 あなたが、社会活動しようとする場合、どのような条件が揃えば、積極的に参加・活動できますか。次の中から3つ以内で選んでください。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1 活動の時間が合えば | 7 労働時間が短くなれば |
| 2 参加するきっかけがあれば | 8 経済的に余裕ができたなら |
| 3 同好の仲間がいれば | 9 自由時間が増えれば |
| 4 家族の協力が得られれば | 10 健康であれば |
| 5 高齢者や病人の世話を交代する人がいれば | 11 地理的に近ければ |
| 6 子どもをみてくれる人がいれば | 12 特にない |
| | 13 その他 () |

問 2 2 小金井市では、市の政策決定等に関わる審議会等の女性委員の比率は平均すると36.2%です。女性が審議会や委員会などを通じて市政や都政に参画することについてどう思いますか。次の中から2つ以内で選んでください。

- | |
|----------------------------------|
| 1 女性が意思決定の場に入ることによって男性中心の考え方が変わる |
| 2 男女平等の施策がいつそう推進される |
| 3 人々の男女平等の意識が高まる |
| 4 女性の視点が加わり、行政がきめ細かくなる |
| 5 適任であれば男女を問わなくてもよい |
| 6 女性は政治の場には参画しないほうがよい |
| 7 わからない |

男女平等施策を推進するために

問 2 3 あなたは、次にあげる分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。次のア～クのそれぞれについて、あてはまる欄の数字1つに○をつけてください。

	女性が優遇されている	やや女性が優遇されている	平等になっている	やや男性が優遇されている	男性が優遇されている
ア 家庭生活では	1	2	3	4	5
イ 職場では	1	2	3	4	5
ウ 教育の場では	1	2	3	4	5
エ 地域社会では	1	2	3	4	5
オ 社会生活では	1	2	3	4	5
カ 政治の場では	1	2	3	4	5
キ 法律や制度では	1	2	3	4	5
ク 社会通念や慣習では	1	2	3	4	5

問24 小金井市は「個性が輝く小金井男女平等プラン」を平成15年に策定し、次の施策を実施してきました。あなたはそれらについてどのくらいご存じですか。次のア～カのそれぞれについて、あてはまる欄の数字1つに○をつけてください。

	知っている	聞いたことがある	知らなかった
ア こがねいパレット	1	2	3
イ 情報誌「かたらい」の発行	1	2	3
ウ 男女共同参画講座（公民館）	1	2	3
エ 女性総合相談	1	2	3
オ 女性談話室（婦人会館内）	1	2	3
カ 不平等や差別に対する苦情・相談窓口	1	2	3

問25 あなたは、ここにあげてある法律や言葉を知っていますか。次のア～コのそれぞれについて、あてはまる欄の数字1つに○をつけてください。

	知っている	聞いたことがある	知らなかった
ア 男女共同参画社会基本法	1	2	3
イ 男女雇用機会均等法	1	2	3
ウ 育児休業法	1	2	3
エ 介護休業制度	1	2	3
オ 東京都男女平等参画基本条例	1	2	3
カ ジェンダー	1	2	3
キ セクシャル・ハラスメント	1	2	3
ク ドメスティック・バイオレンス	1	2	3
ケ 男女平等都市宣言（平成8年12月に小金井市が宣言しました）	1	2	3
コ 小金井市男女平等基本条例（平成15年7月1日施行しました）	1	2	3

問26 将来、男女平等推進センター（仮称）を建設するとしたら、あなたは、どのようなものを利用したいと思いますか。次の中から3つ以内で選んでください。

- | |
|---------------------------------|
| 1 講座やシンポジウムなどの事業の開催 |
| 2 男女平等を推進するうえで必要な情報の提供 |
| 3 自主的な活動のために会議室や印刷室が自由に使えること |
| 4 さまざまな活動をしている個人やグループの交流の場があること |
| 5 起業セミナーや職業訓練など、女性の就業支援事業の開催 |
| 6 生き方、悩み相談などの相談事業の実施 |
| 7 一時保育（講座中の幼児の預かり）事業の実施 |
| 8 その他（
） |
| 9 特に期待するものはない |

問27 あなたは、男女平等社会を実現するための市の施策として、今後、どのようなことが重要だと思いますか。次の中から3つ以内で選んでください。

- | | | | |
|---|--------------------------------|----|-----------------|
| 1 | 学校で平等意識を育てる教育の充実 | 7 | 政策決定などへの女性の参画促進 |
| 2 | 男女平等への理解を深めるための学習機
会の促進 | 8 | 男女平等行動計画の普及と推進 |
| 3 | 女性問題に関する情報提供、交流、相
談、研究などの充実 | 9 | 男女平等都市宣言の普及と啓発 |
| 4 | 職業訓練・教育の機会の充実 | 10 | 市職員の男女平等意識づくり |
| 5 | 育児・保育施設の充実 | 11 | その他
() |
| 6 | あらゆる分野における女性の積極的な登
用 | 12 | 特にない |

最後に、あなたご自身のことについておたずねします。

F 1 あなたの性別は。

- | | | | |
|---|----|---|----|
| 1 | 男性 | 2 | 女性 |
|---|----|---|----|

F 2 あなたの年齢は。

- | | | | | | |
|---|-----|---|-----|---|-------|
| 1 | 20代 | 3 | 40代 | 5 | 60代 |
| 2 | 30代 | 4 | 50代 | 6 | 70歳以上 |

F 3 現在同居しているご家族の構成は。

- | | | | |
|---|-------------|---|--------------|
| 1 | 一人世帯 | 4 | 三世代世帯（親と子と孫） |
| 2 | 一世代世帯（夫婦のみ） | 5 | その他 |
| 3 | 二世代世帯（親と子） | | () |

F 4 あなたのご職業はなんですか。（最も当てはまるもの1つを選んでください。）

- | | |
|----|------------------------------|
| 1 | 自営業（商店、農園芸業、工場経営など、家族従業者を含む） |
| 2 | 自由業（開業医、弁護士など） |
| 3 | 勤め（常勤、フルタイム） |
| 4 | 勤め（非常勤、パート、アルバイト） |
| 5 | 内職、在宅ワーク |
| 6 | 派遣社員、契約社員 |
| 7 | 家事専業 |
| 8 | 学生 |
| 9 | 無職 |
| 10 | その他（) |

- 女性も男性もともにいきいきと暮らせる社会づくりに向けて、ご意見がありましたらご記入ください。

ご協力をいただきありがとうございました。

ご多忙の中、誠に恐縮ですが、調査票を同封の返信用封筒に入れ、

10月 2日（火）までにお近くの郵便ポストにご投函ください。

(切手を貼る必要はありません。)

用語の解説

ふだん聞きなれない言葉、聞いて意味がわからない言葉がありましたら、お読みください。

【男女平等社会】

男女が、性別にかかわらず個人として対等に尊重され、一人ひとりに自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、互いに責任を分かち合う社会のことです。

【男女共同参画】

男女平等社会の実現のために、対等な立場で男女が問題解決のために共同参画することです。人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成をめざすものです。

【ジェンダー】

社会的・文化的に形成された性別のことを指し、生物学的な性別であるセックスとは区別して使われます。

【ドメスティック・バイオレンス】

家庭内・家族間で起こる暴力。とりわけ夫・恋人など、親密な関係にある男性から、女性に対してのあらゆる暴力をさします。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

【セクシャル・ハラスメント】

相手の意に反した性的な性質の言動を行い、苦痛や不利益を与えたりすること。

【育児・介護休業法】

子どもを育てたり、家族の介護をする労働者の雇用の継続と再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立ができるように、また、福祉の増進と経済・社会の発展を目的にしています。

【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成の促進に関し、基本理念、国・地方公共団体（地方自治体）・国民の責務、施策の基本事項を定める法律です。

【男女雇用機会均等法】

募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇について、女性に対する差別を禁止しています。

【男女平等都市宣言】平成8年12月3日制定

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

2007年7月30日

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市男女平等推進審議会（第2期）
会長 諸橋 泰樹

第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」
に関する提言について

日頃より、小金井市の男女平等推進のためにご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

近隣市町より、小金井市男女平等基本条例のつくられ方や条例内容が評価され、刺激されて市民による条例づくりの機運が高まっているようです。

さて、小金井市男女平等基本条例に基づく審議会である小金井市男女平等推進審議会は第2期を迎え、2005年10月24日から2007年6月1日までの間（任期は2007年10月23日まで）審議会の所掌事項について審議を重ね、今回別紙のような報告書をまとめました。ここに提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

I 審議の経過

1 今期審議会の2つの課題について

第2期小金井市男女平等推進審議会は、2005年10月24日から2007年6月1日まで7回開催されました。

今期の審議会の課題には、2つの検討課題がありました。

1つは、地方自治体における効率的かつ効果的な施策及び事業施行のための行財政評価のあり方や評価システムについて検討すること。

2つめは、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の進捗状況について評価を行うこと。

このうち第1の課題については、審議期間中に全庁的な「行政評価（事務事業評価）」システムが採り入れられ、今回はそれに「相乗り」する形を採り、行政評価様式に行動計画の対象事業であることの項目「□男女共同参画関連」を組み入れてきましたが、第3次行動計画の施策事業のすべて

が行政評価の対象となるのが難しい状況にあります。

しかしながら、全庁の調査ということでその物理的限界から「男女平等プラン」の多くの事業を評価することができず、やはり簡便かつ迅速な独自の評価が求められます。今期はそれについて十分に審議をすることができませんでした。引き続き第3期の審議会で、さらなる検討の継続をお願いしたいと思います。

2. 「プラン」の進捗状況評価について

第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の進捗状況の評価は、2006年（平成18年）2月に出された2004年度（平成16年度）の「推進状況調査報告書」と、2006年（平成18年）9月に出された2005年度（平成17年度）の「推進状況調査報告書」に基づき、それぞれ行われました。

それに際しては、事業の（1）実施時期区分、（2）実施内容の2点から、各委員が詳細な問題点の指摘を行い、各担当部署がそれに答える、というプロセスを数回経る手間を取りました。

本報告は、主として2005年度「推進状況調査報告書」をもとに、そのやりとりの結果からコメント及び提案を行います。

なお、第3次行動計画は、2003年度（平成15年度）から2012年度（平成24年度）までの10年間を射程に入れていきます。

3. 「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査」の実施について

第1期の提言を受けて、男女平等推進のための小金井市職員の意識調査を2006年10月17日から11月7日まで実施しました。（1）施策づくりと事業実施に際して、全職員が男女平等意識を持ってそれにあたってもらいたいという意図、（2）調査に答えることにより男女平等意識を高めようという意図、そして（3）市民に模範を示すためにも、また市内の大きな事業所の1つでもあることから、「先ず隗より始めよ」という意図があります。

審議会では、質問項目、前回（1998年実施）の調査との比較可能性などの観点から検討を行いました。

その結果は「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書」に見るとおりですが、市職員の男女平等意識は必ずしも高くなっているとは言えず、第3次行動計画や小金井市男女平等基本条例についての認識も低いという残念な結果でした。本報告でも、この調査報告書を反省を込めて利用することを提言しています。

4. 「男女平等に関する市民意識調査」の実施について

同様に、第1期の提言を受け、小金井市民対象の「男女平等に関する市民意識調査」を2007年9月から10月にかけて実施する予定で、前回調査（1999年実施）との比較ができるよう、質問項目の検討を行いました。

今後の施策・事業に大いに役立ちますので、データの活用が望まれます。

5. その他の男女平等推進に関する審議について

第2期審議会は、第1期に実施細目が決まり既に運用されている、男女平等に関する市民からの「苦情処理」についても、苦情があればその都度報告を受けるつもりでいましたが、今期はそのような苦情は寄せられませんでした。

しかしながら、これは、小金井市内には男女の差別がない、小金井市の行う施策には男女平等が貫徹している、ということ必ずしも意味しません。後述するように小金井市男女平等基本条例や、それに基づく苦情処理についての市民への浸透がほとんどないということの意味していると思われます。都内区市町及び他府県・市町の同様の条例は、市民向けパンフレットや子ども向けパンフレットとして作成され、また、行動計画（プラン）も同様にPRに務めています。市民の男女平等意識を高めることにもつながる条例及びプランのPR予算を強く求めます。

ほか、審議会では男女平等をめぐる新聞記事をスクラップして委員に配ることを行い、懇談の参考に供しました。

II 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に関する提言について

1. 小金井市男女平等基本条例についての市民への浸透を

第1期の提言でも申し上げましたが、2003年7月に成立した小金井市男女平等基本条例は、市民に認識されているとは言い難い状況にあります。今後小金井市が再開発される中、女性たちのグループがさらに活性化し、ゴミ問題や環境保全に女性たちの意見が反映され、また団塊世代の男性たちが地域に帰ってくる時期を迎えるためにも、小金井市の先進的な条例がもっと認識され活用される必要があります。

男女平等施策の基本となるものですから、あらゆる手段を講じてPRし、浸透させるよう強く要望します。他自治体は、市民向けの条例および行動計画のパンフレットを作成し、広く配布しています。厳しい予算状況にあることは承知していますが、予算の措置をお願いしたいと思います。

2. 小金井市職員に対する条例及び行動計画についての浸透を

「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書」によると、小金井市男女平等基本条例について知っている職員はわずか11.7%にとどまります。男女平等の施策を担う市の職員がこれでは困ります。(1) 条例、(2) 行動計画、(3) 男女共同参画社会及び同基本法、(4) 男女平等の社会とは、(5) 広報表現における男女平等表現とは、といった観点からの、若年向け、中間層向け、管理職向けの研修を要望します。もとより、研修は継続的に行われなければなりません。今年度は若年、次年度は管理職、などのように対象を毎年替えて、数年でまた回ってくるように工夫してもいいでしょう。

また、職員対象の男女平等意識調査の結果を使った職員研修を求めます。

3. 第3次行動計画の「未実施」が多い

第3次行動計画「個性が輝く小金井市男女平等プラン」2005年度進捗状況を見ると、全287事業（重複含む）中、41事業が「未実施」でした。これは全事業の14%にあたります。

特に、実施区分A「既存事業で今後も継続する事業」、B「平成15年度～19年度までの実施をめざす事業」、C「平成20年度～24年度までの実施をめざす事業」、D「将来の課題として、実施する方向で検討する事業」のうち、A区分の事業は222あります。そのうちの9事業が「未実施」となっていました。

審議会からいろいろと問い合わせた結果、理由のあるもの、理由が納得できないもの、両方がありました。総ての事業が機械的に必ず実施されるべきとは考えませんが、各部署に事業遂行の刺激を高めてもらうよう努力することが大切だと考えます。

また、第3次行動計画を固定的なものにとらえず、実施区分の時期を早めたり、事業のスクラップアンドビルドも場合によっては必要でしょう。

4. 「苦情処理」のPRを

条例において他自治体にさきがけて設置された苦情処理（市民の生活領域での男女不平等、そして市政における男女不平等）に関して、前期および今期とも申請件数はゼロでした。条例とともに、苦情処理についても、幅広いPRを要望します。

5. その他の事業について

(1) ジェンダー指標の設置

ジェンダー統計は、施策や事業を進める上で大事な基礎データです。実施時期を早め、早急に作成し、継続的に統計をとっていくことを求めます。

(2) 町会・自治会・子ども会・PTA等団体への長の参画

女性が地域のグループの長になることを促進するよう、地域市民への啓発と女性のエンパワーメントが必要です。また、家庭や地域での男女平等教育を進めるために、家庭教育学級を積極的に実施し、これらの団体と庁内関連部署との連携を求めます。

(3) 男女平等都市宣言の浸透

他自治体にさきがけて宣言した小金井市の男女平等都市宣言を、もっと市民に浸透させていただきたいと考えます。いろいろな「刷り物」に、是非入れていただければと思います。

(4) 市刊行物作成に関する男女平等表現ガイドラインの作成

小金井市は、かなり古い時期に、市刊行物における男女平等表現に関するパンフレットをつくっているという先進的な市です。内閣府のみならず、他自治体では広報物の男女平等表現ガイドラインを作成し、それにもとづいて広報物を作成しているほか、職員向けの研修なども行っています。そういった事例に倣いたいものです。

(5) 女性学・ジェンダー研究グループへの支援

自主研究グループの育成・援助について、多少の予算を配分し、多様なPRを望みます。自治体によっては、研究や活動を公募し（港区、埼玉県、府中市など）、助成金を出しています。

(6) 大学との連携、情報の提供

男女平等の視点を持った大学のリカレント教育と連携し、女性の自立のためのパソコン教室、女性学講座など、多様な講座を展開して欲しいと思います。文教地区としての小金井市の資源をもっと有効活用し、場合によっては市の方から申し込んだり、各大学に連携を申し入れたり、積極的な働きかけが必要です。

(7) 小規模保育所・駅型保育所の設置の検討

再開発に伴い、駅前保育所ほか、通勤圏に便利な要所要所にある小さな保育所を設置することの検討を是非求めます。少子社会化の対策は、子育て対策でもあります。

(8) 審議会委員等への女性の登用

委員会の実態把握を行い、「あて職」でない委員会を中心に、女性の委員の登用を促進するよう要望します。委員募集の際に、過去の男女比を含めて掲載するようにしてください。

(9) 「こがねいパレット」と女性学級との連携

多様な事業や講座がなされていますが、参加者の減少、主催者の人員不足、企画内容などに悩まされています。「力」が拡散しないよう事業を整理したり、男女共同参画室がもっと支援したり、公民館・社会教育との連携が望まれます。

6. 行動計画推進状況調査報告を速やかに

第1期の提言でも申し上げましたが、本審議会が評価している行動計画は2年前のものです。現在進行している事業について提案できないシステムでは不都合がありますし、次年度の事業についても推進状況の報告を待っていては間に合わないものもあります。毎年度の推進状況報告を早め早めに出してもらうよう、要請します。

7. 行動計画推進状況報告に「男女平等」の視点を

これも第1期で申し上げましたが、まだ各課の行動計画推進状況報告の中に男女平等の視点がどのように生かされているのかよくわからない記述が見られます。自分のセクションの事業がどのように男女平等にかかわるのか、その認識と、具体的な記述が求められます。

8. 庁内の男女平等に関するコミュニケーションシステムの確立を

男女平等推進審議会で扱われた内容の要点が、すみやかに各課に連絡されるよう、システムの強化を要望します。庁内連絡会の頻度を高めたり、庁内メールで頻繁に連絡したり、審議会の審議内容のレジュメがニュース配信されたり、効果的に全庁に情報が行き渡るよう工夫を望みます。

9. 拠点設置の検討を

駅前の再開発が進んでいますが、男女平等施策の実施の拠点となるセンター設置を強く望みます。「場所」があることで、市の男女平等の意識づくり及び政策づくりは格段に進展します。

10. 担当課・企画政策課の底上げを

男女共同参画社会づくりは「21世紀の最重要課題」とされています。国内的には少子高齢化に伴い、女性と男性がともに労働して生産活動に従事し、納税し、また家事・育児・介護を分担し合って、ワーク・ライフ・バランスのとれた生き方を実践する必要性に迫られています。国外的には、セクハラやDVがあり、戦時性暴力に対する政府による公式補償もない人

権後進国と認識され、女性の雇用率や社会的地位も低く、GME（ジェンダー・エンパワーメント尺度）が先進国中で低位にあるなど、その“汚名”を返上する必要性に迫られています。小金井市が、その先進性の割りに、「予算不足」を口実に男女平等政策は「二の次」になっているとすれば、それは大変に残念なことです。

庁内職員アンケート、市民意識アンケートなどの企画・入力・集計・分析の作業、DVや児童虐待など「待ったなし」の対策、そして各種事業の実施に追われる担当部署を見ていると、明らかにスタッフが足りないと感じます。小金井市男女平等基本条例によれば、担当部署に対しては男女平等推進のための啓発だけでなく「支援」を要請しています。「2人体制」から、私たちとしてはさらなるスタッフの強化を強く望みます。